

先腎。○休益壯。地始坼。鶡且鳴。虎始交。○天子居玄堂。大廟。乘支路。駕鐵驪。載支旂。衣黑衣。服玄玉。食黍與稷。其器閔以菴。○飭死事。命有司。曰。土事毋作。慎毋發。蓋毋發。室屋。及起中。大衆。以固。而閉。地氣沮泄。是謂發天地之房。諸蟄則死。民必疾疫。又隨以喪。命

て蓋を發くこと毋れ、室屋を發き及び大衆を起すこと毋れ、以て而の閉を固くせよ、地氣沮泄する、是を天地の房を發くと謂ふ。諸蟄則ち死し、民必ず疾疫あり。又隨つて以て喪す、之を命じて暢月と曰ふ。○是の月や、奄尹に命じて、宮令を申べしむ、門閭を審かにし、房室を謹み、必ず重閉し、婦事を省き、淫するを得る毋らしめ、貴戚近習有りと雖も、禁ぜざること有る毋らしむ。乃ち大昏に命じて、秬稻必ず齊へ、麩藁必ず時にし、漚織必ず潔くし、水泉必ず香からしめ、陶器必ず良からしめ、火齊必ず得しむ、六物を兼ね用ふ。大昏之を監す。差貨あること毋らしむ。天子、有司に命じて、四海の大川名源淵澤井泉を祀せしむ。○是の月や、農、收藏積聚せざる者有り。馬牛畜獸、放佚する者あれば、之を取るも詰らず。山林藪澤、能く蔬食を取り、禽獸を田獵する者あれば、野虞之を教道す、其の相侵奪する者あれば、之を罪して赦さず。

- 北斗、星の名 ● 星の名 ● 星の名 ● 山鳥、形雉に似たり ● 交尾 ● 北堂 ● 汝と同じ ●

之曰暢月。○是月也。命奄尹。申宮令。審門閭。謹房室。必重閉。省婦事。毋得淫。雖有貴戚。近習。毋有不禁。乃命大昏。秬稻必齊。麩藁必時。漚織必潔。水泉必香。陶器必良。火齊必得。兼用六物。大昏監之。毋有差貸。天子命有司。祈祀四海大川名源淵澤井泉。○是月也。農有不收藏積聚者。馬牛畜獸有放佚者。取之不詰。山林藪澤有能取蔬食。田獵獸者。野虞教道之。其有相侵奪者。罪之不赦。

- 破題して泄る ● 是の月久しく屈して後に伸ぶ ● 宦官の長 ● 宮中の政令 ● 婦人の事を減省す ● 女功の過巧なる者 ● 天子の族類 ● 天子の慶幸する者 ● 酒官の長 ● もちあは ● かう ● ぞ ● 漬す ● 炊く ● 生麩の調 ● 生麩の宜しきに通ふ ● 六事 ● 失誤 ● 逸に同じ ● 山林の蔬食は粟粟の屬、藪澤の蔬食は藜茨の屬 ●

○是月也。日短至。陰陽爭。諸生蕩。君子齊戒。處必掩身。身欲寧。去聲。身欲寧。去聲。安形性。事欲靜。以待陰陽之所定。芸始生。荔挺出。蚯蚓

○是の月や、日の短きこと至まり、陰陽争ひ、諸生蕩く、君子齊戒し、處に必ず身を掩す、身寧からんことを欲す、聲色を去り、嗜慾を禁じ、形性を安くし、事は靜ならんことを欲し、以て陰陽の定まる所を待つ。芸始めて生じ荔挺出で、蚯蚓結び、麩角解ち、水泉動く。日短きこと至まらば、則ち木を伐り竹箭を取る。○是の月や、以て官の事なきを罷め、器の用なき者を去る可し。闕廷門閭を塗り、囿園を築く。此れ以て天地の閉藏を助くるなり。○仲冬に夏の令を行へば、則ち其國乃

蜩結。麀角解。水泉動。日短至。則伐木取竹箭。○是月也。可下以罷官之無事。去中器之無用者。塗閭廷門閭。築閭圉。此以助天地之閉藏也。○仲冬行夏令。則其國乃旱。氣霧冥冥。雷乃發聲。行秋令。則天時雨汁。爪瓠不成。國有大兵。行春令。則蝗蟲爲敗。水泉咸竭。民多疥癩。

ち旱し、氣霧冥冥、雷乃ち聲を發す。秋の令を行へば、則ち天時に雨汁し、爪瓠成らず、國大兵あり。春の令を行へば、則ち蝗蟲敗を爲し、水泉咸竭き、民疥癩多し。

- 陰方に盛にして陽起ちんと欲す
- 萬物の生機
- 物動いて萌芽す
- 有位の君子
- 雜貨の至り
- 音楽
- 香草、形豌豆に類して養生す
- 香草
- 田まる
- 大甕
- 大なるを竹といふ、小なるを箭といふ
- 朝廷の門
- 雨雪降り下る
- うちひさご懸せず
- 疥癩の病

○季冬之月。日在婺女。昏婁中。且氏中。其日壬癸。其帝顓頊。其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中大呂。其數六。

○季冬の月、日、婺女に在り、昏に婁中し、且に氏中す、其日は壬癸、其帝は顓頊、其神は玄冥、其蟲は介、其音は羽、律は大呂に中る、其數は六、其味は鹹、其臭は朽、其祀は行、祭は腎を先にす。○鴈、北に郷ひ、鵠始めて巢くひ、雉雊き雞乳す。天子玄堂の右个に居り、玄路に乗り、鐵驪に駕し、玄旂を載て、黒衣を衣、玄玉を服し、黍と歳とを食ふ。其器は閔にして以て奄なり。○

其味鹹。其臭朽。其祀行。祭先腎。○鴈北郷。鵠始巢。雉雊。雞乳。天子居玄堂右个。乘玄路。駕鐵驪。載玄旂。衣黒衣。服玄玉。食黍。與歳。其器閔。以奄。○命有司大難。旁磔。出土牛。以送寒氣。征鳥厲疾。乃畢山川之祀。及帝之大臣。天神祇。○是月也。命漁師始漁。天子親往。乃嘗魚。先薦寝廟。冰方盛。水澤腹堅。命取冰。冰以入。令告民出五種。命農計耦耕事。脩耒耜。具田器。命樂師大合吹而罷。乃命四監收秩薪柴。以共郊廟及百祀之薪燎。

有司に命じて、大に難し、旁磔り、土牛を出り以て寒氣を送らしむ。征鳥厲く疾し、乃ち山川の祀、及び帝の大臣、天の神祇を畢ふ。○是の月や、漁師に命じて、始めて漁せしむ。天子親ら往く、乃ち魚を嘗め、先づ寝廟に薦む。氷、方に盛にして、水澤腹く堅し、命じて氷を取らしむ。氷以に入る。民に告げて五種を出さしむ。農に命じて耦耕の事を計り、耒耜を脩め、田器を具へしむ。樂師に命じて、大に吹を合して罷む。乃ち四監に命じて、秩の薪柴を收め、以て郊廟及び百祀の薪燎に共す。

- 星の名
- 星の名
- 星の名
- 交換す
- 四方の門、皆陰氣を磔り擲ふ
- 儀軍の屬
- 五帝の佐祀祝融の屬
- 五穀の種
- 二人相與んで耕すこと
- 耜の柄
- 庭燎
- 供と同一

○是月也。日窮于次。月窮于紀。星回于天。數將幾終。而農民毋有所使。天子乃與公卿大夫共飭國典。論時令。以待來歲之宜。乃命大史。次諸侯之列。賦之犧牲。以共皇天上帝社稷之饗。乃命同姓之邦。共饗廟之芻豢。命宰歷卿大夫。至于庶民。士田

○是の月や、日次に窮まり、月紀に窮まり、星天に回り、數、將に終るに幾らんとす。歳且に更まり始まらんとす。而の農民を專にし、使ふ所有ること毋かれ。天子ち公卿大夫と、共に國典を飭へ、時令を論じ、以て來歳の宜を侍つ。乃ち大史に命じて、諸侯の列を次いで、之が犠牲を賦し、以て皇天上帝社稷の饗に共す。乃ち同姓の邦に命じて、寢廟の芻豢を共せしむ。宰に命じて、卿大夫より庶民に至るまでの、土田の數を歴いでて、犠牲を賦し、以て山林名川の祀に共す。凡そ天下九州に在るの民は、咸其力を獻じて、以て皇天、上帝、社稷、寢廟、山林、名川の祀に共せざることなし。○季冬に、秋の令を行へば、則ち白露蚤く降り、介蟲妖を爲し、四鄙保に入る。春の令を行へば、則ち胎天傷多く、國固疾多し、之を命じて逆と曰ふ。夏の令を行へば、則ち水潦國を敗り、時雪降らず、氷凍消釋す。

- 倉なり
- 六典の法
- 大小の等差を次第す
- 名尊の數を次第す
- 禮の中比在る者
- 生れた

之數。而賦二犧牲。以共二山林名川之祀。凡在二天下九州之民者。無不下咸獻其力。以共皇天上帝社稷寢廟山林名川之祀。○季冬行二秋令。則白露蚤降。介蟲爲二妖。四鄙入二保。行二春令。則胎天多二傷。國多二固疾。命之曰二逆。行二夏令。水潦敗二國。時雪不降。氷凍消釋。

ばかりの者 固は牆と同じ、久しくして壞をざる者

ばかりの者 固は牆と同じ、久しくして壞をざる者

曾子問第七

曾子問曰。君薨而世子生。如之何。孔子曰。卿大夫士。從攝主。北面。於西階南。大祝裨冕。執東帛。升自西階。盡等。不升堂。命毋哭。祝聲三。告曰。某之子生。敢告。升奠幣于殯。東几上。哭降。衆主人。卿大夫。士。房中。皆哭。不踊。盡一哀。

曾子問うて曰く、君薨じて世子生れなば、之を如何ん。孔子曰く、卿大夫士は攝主に從ひて、西階の南に北面し、大祝は裨冕して、東帛を執り、西階より升り、等を盡して堂に升らず、哭すること母れと命す。祝は聲つくりすること三たびして、告げて曰ふ、某の子生る、敢て吾くと。升りて幣を殯の東の几上に奠き、哭して降る。衆主人、卿大夫士、房中皆哭して踊せず、一哀を盡して位に反る、遂に朝に奠す、小宰升りて幣を擧ぐ。三日にして、衆主人、卿大夫士、初の位の如く北面し、大宰、大宗、大祝皆裨冕し、少師子を奉ずるに衰を以てす。祝先だち子從ふ、宰宗人從ふ。門に入れば哭する者止む。西階より升り、殯の前に北面す。祝殯の東南隅に立つ。祝聲つくりすること三たびにして曰く、某の子某、執事に從ひて敢て見ゆと。子拜稽顙して哭す。祝、宰宗人、衆主

反位。遂朝奠。小宰升擧幣。三日。衆主人。卿大夫士。如初位。北面。大宰。大宗。大祝。皆裨冕。少師。奉子以衰。祝先。子從。宰宗人。從。入門。哭者。止。子升自西階。殯前。北面。祝立。于殯東。南。兩。視。聲。三。曰。某。之。子。某。從。執。事。敢。見。子。拜。稽。顙。哭。祝。宰。宗。人。衆。主。人。卿。大。夫。士。哭。踊。三。者。三。降。東。反。位。皆。祖。子。踊。房。中。亦。踊。三。者。三。襲。衰。杖。奠。出。大。宰。命。祝。史。以。名。徧。告。于。五。祀。山。川。曾。子。問。曰。如。已。葬。而。世。子。生。則。如。之。何。孔。子。曰。大。宰。大。宗。從。大。祝。而。告。于。禰。三。月。乃。名。于。禰。以。名。徧。告。及。社。稷。宗。廟。山。川。

人、卿大夫士哭踊す。三たびする者三たびす、降りて東し位に反りて、皆祖す。子踊す、房中亦踊す、三たびする者三たびして、衰を襲して杖つく、奠して出づ。大宰祝史に命じて、名を以て徧く五祀山川に告げしむ。曾子問うて曰く、如し已に葬りて世子生れなば、則ち之を如何ん。孔子曰く、大宰、大宗、大祝に從うて、禰に告ぐ。三月にして乃ち禰に名づけ、名を以て徧く告げ、社稷宗廟山川に及ぶ。

- 太子 ● 上卿の君に代りて國政を聽く者 ● 天子諸侯は六服大裘、其餘は裨冕となす、裨衣して冕を着く
- 等は階なり、階を昇り盡す ● 婦人 ● 世子の養育係長 ● 經服を以て承けて之を捧ぐ ● 稽首と同
- 踊は三度を一節として三回行ふ ● 生れたることを禰に告ぐ、禰は父の廟

○孔子曰。諸侯適天子。必告于祖。奠于廟。冕而出。視朝。命視史。告于社稷宗廟山川。乃命國。家五官。而后行。道而出。告者五日而徧。過是。非禮也。凡告用牲幣。反亦如之。諸侯相見。必告于廟。朝服而出。視朝。命視史。告于五廟。所過山川。亦命國家五官。道而出。反必

○孔子曰く、諸侯天子に適くには、必ず祖に告げ、廟に奠し、冕して出で、朝を視る。祝史に命じて、社稷宗廟山川に告げ、乃ち國家の五官に命じて、而して后に行く、道して出づ、告ぐる者五日にして徧し。是に過ぐるは禮に非ざるなり。凡そ告ぐるには牲幣を用ふ。反るとき亦之の如し。諸侯相見るには、必ず廟に告げ、朝服して出で、朝を視る。祝史に命じて、五廟と過ぐる所の山川とに告げしむ。亦國家の五官に命じて、道して出づ。反れば必ず親ら祖廟に告げ、乃ち祝史に命じて、前に告げし所の者に至ることを告げしめ、而して後に朝を聽きて入る。○曾子問うて曰く、並びに喪あらば、之を如何ん。何れを先にし何れを後にすべきかと。孔子曰く、葬は輕きを先にして重きを後にす。其の奠や、重きを先にして輕きを後にす、禮なり。啓より葬に及ぶまで奠せず。葬を行ふに次に哀します。葬より反りて奠し、而して後に殯に辭し、遂に葬事を脩む。其虞や、重きを先にして輕きを後にす、禮なり。○孔子曰く、宗子は七十と雖も、主婦なき

は無し。宗子に非ざれば、主婦なしと雖も可なり。

● 既に告ぐれば敢て久しく留らず ● 父母は祖父母の同時に死すること ● 母を先にして父を後にす ● 父を先にして母を後にす ● 啓は開くなり、母の殯棺を開きて將に葬らんとする出棺の時に至るまでは、父の殯棺には奠を設けず ● 母の葬を行ふに、大門外の次に至るも奠せず、父の殯棺は有るを以ての故なり、次は平生賓客を待つ處 ● 葬より反りて行ふ祭 ● 宗子は宗家の主人なり、祖先を祭るとき、宗族男女皆來る、男は宗子之を視べ、女は主婦即ち宗子の妻之を視ぶ、主婦なければ完全に禮を行ふべからず、故に妻死せば七十と雖も再奠すべし

親告于祖廟。乃命視史。告至子前。所告者。而后聽朝而入。○曾子問曰。並有喪。如之何。何先何後。孔子曰。葬先輕而后重。其奠也。先重而后輕。禮也。自啓及葬。不奠。行葬。不哀。次。反葬。奠。而后辭於殯。遂脩葬事。其虞也。先重而后輕。禮也。○孔子曰。宗子雖七十。無主。婦。非宗子。雖無主婦。可也。

○曾子問曰。將冠子。冠者至。揖讓而入。聞齊衰大功。喪。如之何。孔子曰。內喪則冠。外喪則冠。而不醴。徹饌

○曾子問うて曰く、將に子を冠せんとし、冠者至り、揖讓して入るとき、齊衰大功の喪を聞かば之を如何ん。孔子曰く、内喪には則ち廢し、外喪には則ち冠して醴せず、饌を徹して掃ひ、位に即きて哭す。如し冠者未だ至らざれば則ち廢す。如し將に子を冠せんとして、未だ期日に及ばずして、齊衰、大功、小功の喪あらば、則ち喪服に因りて冠す。喪を除きては改め冠せざるか。孔子曰く、天子諸

而掃。卽位而哭。如冠者未至則廢。如將冠子而未及期日而有齊衰大功小功之喪。則因喪服而冠。除喪不改冠乎。孔子曰。天子賜諸侯大夫冕弁服於大廟。歸設奠。服賜服於斯乎。有冠醮。無冠醮。父沒而冠。則已冠。掃地而祭於廟。已祭而見。伯父叔父。而後饗。冠

侯大夫に冕弁服を大廟に賜ふ。歸りて奠を設け賜服を服す。斯に於てか、冠醮有りて、冠醮なし、父没して冠すれば、則ち己に冠して地を掃ひて廟に祭る。己に祭りて伯父叔父に見え、而る後に冠者を饗す。○曾子問うて曰く、祭は之を如何んせば、則ち旅酬の事を行はざるか。孔子曰く、之を聞く、小祥には、主人練祭して旅せず、賓に奠酬するも、賓擧げざるは、禮なり。昔者魯の昭公、練して酬を擧げ旅を行へるは、禮に非ざるなり。孝公、大祥して、奠酬して擧げざるも亦禮に非ざるなり。○曾子問うて曰く、大功の喪あるもの、以て饋奠の事に與る可きか。孔子曰く、豈大功のみならんや、斬衰より以下皆可なり、禮なり。曾子曰く、以て服を輕じて相爲にすることを重くするならずや。孔子曰く、此れの謂ひに非ざるなり。天子諸侯の喪には、斬衰の者奠し、大夫には齊衰の者奠し、士には則ち朋友奠し。足らざれば則ち大功以下の者を取り、足らざれば則ち之を反す。

● 賓と禮を擧ぐる人、冠せんとする子の事に非ず ● 主人と母誼して門に入る ● 内に在る親死するなり

者。○曾子問曰。祭如之何。則不行旅酬之事矣。孔子曰。聞之。小祥者。主人練祭而不旅。奠酬於賓。賓弗舉。禮也。昔者魯昭公練而舉。酬行旅。非禮也。孝公大祥。奠酬弗舉。亦非禮也。○曾子問曰。大功之喪。可與於饋奠之事乎。孔子曰。豈大功耳。自斬衰以下。皆可禮也。曾子曰。不以輕服而重相爲乎。孔子曰。非此之謂也。天子諸侯之喪。斬衰者奠。大夫齊衰者奠。士則朋友奠。不足則取於大功以下者。不足則反之。

● 外に在る親死するなり ● 初め賓を迎へんとして、醴酒器具皆陳設するも、今悉く撤し去つ ● 曾子の問なり ● 大廟の中に於て祭服を賜ふ ● 君の命を榮とし、家に歸りて祭を饗む ● 醴は酒なり、冠醮は醴重くして醴輕し ● 旅は衆なり、酬は賓を擧ぎて飲ましむなり、旅酬の禮は賓は弟子兄弟の子各牌（さすづき）を其長に擧げて衆相ひ酬ゆるなり ● 朝の祭、祥して練衣練冠す ● 名は綱、襄公の子 ● 陳公の祖 ● 己れ大功の喪ある者 ● 他の饋奠の事に與るなり、饋奠は預に奠すること ● 己れの服を輕んずる

曾子問曰。小功可與於祭乎。孔子曰。何必小功耳。自斬衰以下。與祭禮也。曾子曰。不以輕喪而重祭乎。

○曾子問うて曰く、小功以て祭に與る可きか。孔子曰く、何ぞ必ずしも小功のみならず。斬衰より以下祭に與るは、禮なり。曾子曰く、以て喪を輕じて祭を重んずるならずや。孔子曰く、天子諸侯の喪祭には、斬衰せざる者は祭に與らず。大夫には齊衰の者祭に與る、士には祭に足らざれば、則ち兄弟大功以下の者に取る。○曾子問うて曰く、相識ものには、喪服あるも以て祭に與る可きか。孔子

孔子曰。天子諸侯之喪祭也。不斬衰者。不與祭。大夫齊衰者與祭。士祭不足。則取於兄弟。大功以下者。曾子問曰。相識有喪服。可與於祭乎。孔子曰。總不祭。又何助於人。曾子問曰。廢喪服。可與於饋奠之事乎。孔子曰。說衰與奠。非禮也。以擯相可也。曾

曰く、總しては祭らず、又何ぞ人を助けんや。○曾子問うて曰く、喪服を廢せば、以て饋奠の事に與る可きか。孔子曰く、衰を説きて奠に與るは、禮に非ざるなり、以て擯相するは可なり。○曾子問うて曰く、昏禮に、既に幣を納れて吉日あるとき、女の父母死せば、則ち之を如何ん。孔子曰く、婿人をして弔せしむ。如し婿の父母死せば、則ち女の家も亦人をして弔せしむ。父の喪には父と稱し、母の喪に母と稱す。父母在さざれば、則ち伯父世母と稱す。婿已に葬る、婿の伯父命を女氏に致して曰く、某の子父母の喪あり、嗣ぎて兄弟たるを得ず、某をして命を致さしむと。女氏許諾す。而して敢て嫁せざるは禮なり。婿喪を免ずれば、女の父母人をして請はしむ。婿取らずして後に之を嫁す、禮なり。女の父母死すれば、婿亦之の如くす。

- 己れが知り識る所の人 ● 除くこと ● 説は説と同じ、麻の服を脱ぐ ● 賓客の事を司る ● 婿と同じ
- 結納の事 ● 伯母 ● 父母の喪終らざれば婚姻をなす能はず、故に破談を申込むなり ● 夫婦たることを得ず ● 伯父の名 ● 他人に嫁せず ● 喪を除く ● 婿を成すことを謂ふ ● 婿の方にていよ

子問曰。昏禮。既納幣有吉。日。女之父母死。則如之何。孔子曰。婿使二人弔。如婿之父母死。則女之家亦使二人弔。父喪稱父。母喪稱母。父母不在。則稱伯父世母。婿已葬。婿之伯父致命女氏。曰。某之子有父母之喪。不得嗣爲兄弟。使某致命女氏。許諾。而弗敢嫁。禮也。婿免喪。女之父母使二人請。婿弗取。而后嫁之。禮也。女之父母死。婿亦如之。

いよ其女を娶らざといふ事になれば、其時はじめて此の女を他族に嫁す

○曾子問曰。親迎。女在塗。而婿之父母死。如之何。孔子曰。女改服。布深衣。縞總。以趨喪。女在塗。而女之父母死。則女反。如婿親迎。女未至。而有齊衰大功之喪。則如之何。孔

○曾子問うて曰く、親迎に、女塗に在りて、婿の父母死すれば、之を如何ん。孔子曰く、女服を改め、布の深衣縞總して、以て喪に趨る、女塗に在りて、女の父母死すれば則ち女反る、如し婿親迎し、女未だ至らずして、齊衰、大功の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、男に入らずして、服を外次に改め、女は入りて、服を内次に改め、然る後に位に即きて哭す。曾子問うて曰く、喪を除けば則ち復た昏禮せざるか。孔子曰く、祭に時を過ぐれば祭らざるは、禮なり。又何ぞ初に反らん。○孔子曰く、女を嫁するの家、三夜燭を息めず、相離るゝを思へばなり。婦を取るの家、三日樂を擧げず、親に嗣ぐを思へばなり。三月にして廟見し、

子曰。男不入。改服於外。女入。改服於內。次。然後即位。而哭。曾子問曰。除喪。則不復昏禮乎。孔子曰。祭。過時。不祭。禮也。又何反於初。○孔子曰。嫁女之家。三夜不熄燭。思相離也。取婦之家。三日不舉樂。思嗣親也。三月而廟見。稱來婦也。擇日而祭於廟。成婦之義也。○曾子曰。女未廟見而死。則如之何。孔子曰。不遷於祖。不祔於皇姑。壻不杖。不非。不次。歸葬於女氏之黨。示未成婦也。○曾子問曰。取女。有吉日。而女死。則如之何。孔子曰。壻齊衰而弔。既葬而除之。夫死亦如之。

來婦と稱す、日を選びて廟に祭るは、婦の義を成すなり。○曾子問うて曰く、女未だ廟見せずして死すれば、則ち之を如何ん。孔子曰く、祖に遷さず、皇姑に祔せず、壻杖つかず、非せず、次せず、歸りて女子の黨に葬る、未だ婦を成さざるを示すなり。○曾子問うて曰く、女を取る吉日あり、而して女死すれば、則ち之を如何せん。孔子曰く、壻齊衰して弔し、既に葬りて之を除く、夫死するも亦之の如くす。

- 壻が親から女の家に入り女を迎ふ
- 嫁服を脱す
- 衣裳相連る長き衣
- 白絹にて髪を束ぬ
- 壻は大門外の處にて布の深衣に改む
- 女即ち婦は大門内の處にて深衣に改む
- 祭す時を過ぐれば補ひ行ふことなし、況や婚禮に於て豈に後より補ひ行ふべけんや
- 相ひ離ることを思へば喪練すること能はず故に燭を滅さず
- 親に嗣ぐことを思へば感傷なからず故に樂を擧げず
- 新婦は來嫁後三月に廟に至り祖先を祭る
- 來りて婦となるなり
- 吉日を擇んで父の廟に祭る、是に於て婦たるの身分定まる
- 出棺の時祖廟に朝せず
- 位碑を祖母の廟に附せず、皇といふは之を尊ぶなり、附は附なり
- 草履
- 哭位を設けぬ

○曾子問曰。喪有二孤。廟有二主。禮與。孔子曰。天無二日。土無二王。嘗禘郊社。尊無二上。未嘗知。其爲禮也。昔者齊桓公。亟學兵。作僞主。以行。及反。藏諸祖廟。廟有二主。自桓公始也。喪之二孤。則昔者衛靈公適魯。遭季桓子之喪。衛君請弔。哀公辭。不得命。公爲主。客

○曾子問うて曰く、喪に二孤あり、廟に二主あるは、禮か。孔子曰く、天に二日なく、土に二王なし、嘗禘郊社に、尊一上なし、未だ其の禮たるを知らざるなり。昔者齊の桓公、亟々公を擧ぐ、僞主を作りて以て行く、反るに及びて諸を祖廟に藏せり、廟に二主あるは、桓公より始まるなり。喪の二孤は、則ち昔者衛の靈公魯に適き、季桓子の喪に遭へり、衛君弔せんと請ふ、哀公辭す、命を得ず。公主と爲り、客入りて弔す。康子門右に立ちて北面す。公揖讓し、東階より升りて西郷す。客西階より升りて弔す。公拜し、興つて哭し、康子位に拜稽顙す。有司辯ざりき。今の二孤は、季康子の過よりするなり。○曾子問うて曰く、古者師行くに、必ず遷廟の主を以て行きしか。孔子曰く、天子巡守すれば、遷廟の主を以て行き、齊車に載す、必ず尊あるを言ふなり。今や七廟の主を取りて以て行くは、則ち之を失へり。七廟五廟に當りては、主を虚するなし、主を虚する者は、唯天子の崩と、諸侯の薨と、其國を去ると、祖に祫祭するとは、主なしと

入甲。康子立於門右北面。公揖讓升自東階。西鄉。客升自西階。甲公拜興。哭。康子拜稽顙於位。有司弗辯也。今之二孤。自季康子之過也。○曾子問曰。古者師行。必以遷廟主行乎。孔子曰。天子巡守。以遷廟主行。載于齊車。言必有尊也。今也取七廟之主以行。則失之矣。當七廟五廟無虛主。虛主者。惟天子崩。諸侯薨。與去其國。與禘祭於祖。爲無主耳。吾聞諸老聃曰。天子崩。國君薨。則視取羣廟之主。以從禮也。給祭於祖。則視迎四廟之主。主出廟入廟。必蹕。老聃云。

爲すのみ。吾れ諸を老聃に聞く。曰く、天子崩じ、國君薨すれば、則ち祝羣廟の主を取りて、諸を祖廟に藏す、禮なり。卒哭成事して、而る後に主各々其の廟に反る。君其國を去れば、大宰羣廟の主を取りて以て従ふ、禮なり。祖に給祭すれば、則ち祝四廟の主を迎ふ。主廟を出で廟に入るには、必ず蹕すと、老聃云ふ。

- 二人の喪主 ● 宗廟、祭、天地の祭、皆祭の重き者、各に混じりて祭らぬ ● 假の木主 ● 衛君が是非にと言ひ、哀公が斷り切れぬこと ● 哀公主人の位に在れば康子は哭踊するのみにて可なるに、今拜稽顙し儼然として主人の禮を行ふ是れ主人二人のあるなり ● 論じて其非を正さず ● 世代古くなりて廟を毀たれて太祖の廟に遷されたる木主 ● 祭祀に用ひる車 ● 天子の制 ● 諸侯の制 ● 廟各々木主あり ● 廟に先だつの祭 ● 諸侯の五廟中祖廟を除きていふ ● 出入蹕蹕して行人を止む

○曾子問曰。古者師行無遷主。則何主。孔子曰。主命。問曰。何謂也。孔子曰。天子諸侯將出。必以幣帛皮圭。告于祖禰。遂齊車以行。每舍奠焉。而後就舍。反必告。設奠卒。斂幣玉藏諸兩階之間。乃出。蓋貴命也。○子游問曰。喪慈母如母禮與。孔子曰。非禮。

○曾子問うて曰く、古者師行くに遷主無きときは則ち何を主とするか。孔子曰く、主命あり。問うて曰く、何の謂ぞや。孔子曰く、天子諸侯將に出でんとすれば、必ず幣帛皮圭を以て、祖禰に告ぐ。遂に奉じて以て出で、齊車に載せて以て行く。舍する毎に奠して、而して後に舍に就く、反れば必ず告ぐ、奠を設け、卒りて幣玉を斂めて、諸を兩階の間に藏め、乃ち出づ、蓋し命を貴ぶなり。○子游問うて曰く、慈母に喪するに母の如くするは禮か。孔子曰く、禮に非ざるなり。古者男子外に傳あり、内に慈母あり、君命じて子を教へしむる所なり、何の服か之れ有らん。昔者魯の昭公、少して其母を喪へり。慈母の良き者あり。其死するに及びてや、公忍びざるなり、之を喪せんと欲す。有司以聞して曰く、古の禮、慈母に服無し、今や君之れが爲めに服せば、是れ古の禮に逆ひて、國法を亂るなり。若し終に之を行へば、則ち有司將に之を書して以て後世に遺さんとす。乃ち不可なるならんか。公曰く、古者天子練冠して以て燕居せりと、公忍びざるな

也。古者男子外有傳。內有慈母。君命所使。教子也。何服之有。昔者魯昭公。少喪其母。有慈母。良及其死也。公弗忍也。欲喪之。有司以聞。曰。古之禮。慈母無服。今也君爲之服。是逆古之禮。而亂國法也。若終行之。則有司將書之。以遺後世。無乃不可乎。公曰。古者天子練冠以燕居。公弗忍也。遂練冠以喪慈母。自魯昭公始也。

り。遂に練冠して以て慈母に喪せせり。慈母に喪するは、魯の昭公より始まるなり。

● 幣玉を以て祖廟に告祭す、此幣玉を奉ずるは猶ほ祖宗の命を奉ずるがごとし、故に主命といふ ● 幣玉を奉じて出づ ● 堂上兩階の間を堀りて幣玉を埋む ● 士又は大夫の妾が子を生みて後死すれば、父の他妾の子なき者をして之を子とし養はしむる時、其子は之を慈母と稱す ● 上聞と同じ

○曾子問曰。諸侯旅見天子。入門不得。終禮廢者幾。孔子曰。四。請問之。曰。大廟火。日食。后之喪。雨霽服失。

○曾子問うて曰く、諸侯、天子に旅見のとき、門を入りて、禮を終ふるを得ずして廢する者幾かある。孔子曰く、四あり。之を請ひ問ふ。曰く、大廟の火、日食、後の喪、雨霽を霑し容を失ふには、則ち廢す。如し諸侯皆在りて、日食せば、則ち天子に従ひて日を救ふ、各々其方色と其兵とを以てす。大廟の火には、則ち天子に従ひて火を救ふ、方色と兵とを以てせず。○曾子問うて曰く、

容。則廢。如諸侯皆在而日食。則從天子。救日。各以其方色與其兵。大廟火。則從天子。救火。不以方色與兵。○曾子問曰。諸侯相見。揖讓入門。不得終禮。廢者幾。孔子曰。六。請問之。曰。天子崩。大廟火。日食。后夫人之喪。雨霽服失。容。則廢。○曾子問曰。天子嘗禘郊社五

諸侯相見るとき、揖讓して門を入り、禮を終ふるを得ずして廢する者幾かある。孔子曰く、六あり。之を請ひ問ふ。曰く、天子の崩、大廟の火、日食、后夫人の喪に、雨霽を霑し容を失ふには、則ち廢す。○曾子問うて曰く、天子の嘗禘郊社五祀の祭に、簋簠既に陳せるに、天子崩じ、後の喪あらば、之を如何ん。孔子曰く、廢す。○曾子問うて曰く、祭に當りて日食し、大廟の火あらば、其祭や之を如何ん。孔子曰く、接祭するのみ。如し牲至りて未だ殺さざれば、則ち廢す。○天子崩じて未だ殯せざれば、五祀の祭は行はず、既に殯して祭る、其祭や、尸入りて三飯して侑せず、酌して酢せざるのみ。啓より反哭に至るまで、五祀の祭は行はず。已に葬りて祭る、祝獻を畢ふるのみ。○曾子問うて曰く、諸侯の社稷を祭るとき、俎豆既に陳べて、天子の崩、後の喪、君の薨、夫人の喪を聞かば、之を如何ん。孔子曰く、廢す、薨より殯に至る比ほひ、啓より反哭に至るまで、天子に奉帥す。

祀之祭。簠簋既陳。天子崩。后之喪。如之何。孔子曰。廢。○曾子問曰。當祭而日食。大廟火。其祭也。如之何。孔子曰。接祭而已矣。如性至未殺則廢。○天子崩。未殯。五祀之祭不行。既殯而祭。其祭也。尸入。三飯。不脩。醕。不醉而已矣。自啓至于反哭。五祀之祭不行。已葬而祭。視畢。獻而已。○曾子問曰。諸侯之祭。社稷。俎豆既陳。閉天子崩。后之喪。君薨。夫人之喪。如之何。孔子曰。廢。自薨。比至于殯。自啓至于反哭。哭。奉帥天子。

- 旅は衆なり、諸侯打揃ひて謁見す
- 本國の大廟の火災
- 容儀を亂す
- 國の方面
- 衣服の色
- 兵器
- 飯を盛る器、盃は方にして蓋は圓なり
- 接は捷と通ず、速なり、尸を迎へず性至れば速に祭る
- 勤なり
- 食畢りて酒を以て口を漱ぐ
- 報なり、酒を酌みて報ゆるなり
- 啓、殯、往きて葬るより葬畢り、反哭に及ぶまで五祀を祭らず
- 尸酒を酌み終へて丑に獻じ、主更に祝に獻ずるを以て終りとす
- 天子の場合に倣ふ

○曾子問曰。大夫之祭。鼎俎既陳。籩豆既設。不得成禮。廢者幾。孔子曰。九。請問之。曰。天子崩。后之喪。君薨。

○曾子問うて曰く、大夫の祭に、鼎俎既に陳べ、籩豆既に設けて、禮を成すを得ずして廢する者幾かある。孔子曰く、九あり。之を請ひ問ふ。曰く、天子の崩、后の喪、君の薨、夫人の喪、君の大廟の火、日食、三年の喪、齊衰、大功には皆廢す、外喪は齊衰より以下は行ふなり、其齊衰の祭や、尸入りて三飯して脩せず、醕しに醉せざるのみ。大功には醉するのみ、小功と總とは室中の事の

夫人之喪。君之大廟火。日食。三年之喪。齊衰。大功。皆廢。外喪。自齊衰以下行也。其齊衰之祭也。尸入。三飯。不脩。醕。不醉而已矣。大功。而巳矣。小功。而巳矣。室中之事而已矣。士之所異者。總不祭。所祭於死者。無服則祭。○曾子問曰。三年之喪。弔乎。孔子曰。三年之喪。

み。士の異なる所以の者は、總して祭らず、祭る所のもの死者に於て服なければ則ち祭る。○曾子問うて曰く、三年の喪には弔するか。孔子曰く、三年の喪には練しては羣立せず、旅行せず、君子は禮以て情を飾る、三年の喪にして弔哭せば、亦慮ならずや。○曾子問うて曰く、大夫士私の喪あり、以て之を除く可きか、而して君の服あらば、其之れを除くや、之を如何ん。孔子曰く、身に君の喪服あらば、敢て私の服をせず、又何ぞ除かん。是に於てか、時を過ぎて除かざるこゝとあるなり。君の喪服除きて、而して後に殷祭す、禮なり。曾子問うて曰く、父母の喪、除かざるも可なるか。孔子曰く、先王禮を制す、時を過ぐれば擧げず、禮なり。除くこと勿き能はざるに非ざるなり。其の制に過ぎんことを患ふ。故に君子時を過ぐれば祭らず、禮なり。

- 曾子の問
- 孔子の答
- 賓の長の献辭
- 父母の喪ある時
- 一年小祥の後
- 衆と同行せず
- 人情に因りて禮を制す
- 親の喪
- 君は重く親は輕し、故に服を除くべきか
- 君の服を除きて後、祥の祭即ち殷祭をせず、殷祭は盛祭なり

練。不羣立。不旅行。君子禮以飾情。三年之喪而弔哭。不亦虛乎。○曾子問曰。大夫士有私喪。可以除之矣。而有君服焉。其除之也。如何。孔子曰。有君喪。服於身。不敢私服。又何除焉。於是乎有過時而弗除也。君之喪。服除而後。殷祭禮也。曾子問曰。父母之喪。弗除。可乎。孔子曰。先王制禮。過時弗舉。禮也。非弗能勿除也。患其過於制也。故君子過時不祭。禮也。

○曾子問曰。君薨既殯。而臣有父母之喪。則如何。孔子曰。歸居。于家。有殷事。則之君所。朝夕否。曰。君既啓而臣有父母之喪。則如何。孔子曰。歸哭而反。送君。曰。君未殯。而臣有父母之喪。則如何之。

○曾子問うて曰く、君薨じて既に殯す、而して臣に父母の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、歸りて家に居る。殷事あれば、則ち君の所に之く、朝夕は否せず。曰く、君既に啓して、臣に父母の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、歸りて哭す、而して反りて君を送る。曰く、君未だ殯せずして、臣に父母の喪あらば、則ち之を如何ん。孔子曰く、歸り殯して、君の所に反る、殷事あれば則ち歸る、朝夕は否せず。大夫は室老事を行ひ、士には則ち子孫事を行ふ、大夫の内子は、殷事あれば、亦君の所に之く、朝夕は否せず。○賤は貴に誄せず、幼は長に誄せず、禮なり。唯だ天子には天を稱して以て之に誄す。諸侯相誄するは、禮に非ざるなり。○曾子問うて曰く、君、疆を出づるとき、三年の戒を

何。孔子曰。歸殯。反于君所。有殷事則歸。朝夕否。大夫室老行事。士則子孫行事。大夫内子有殷事亦之君所。朝夕否。○賤不誄貴。幼不誄長。禮也。唯天子稱天以誄之。諸侯相誄。非禮也。○曾子問曰。君薨。既殯。而臣有父母之喪。則如何。孔子曰。歸居。于家。有殷事。則之君所。朝夕否。曰。君既啓而臣有父母之喪。則如何。孔子曰。歸哭而反。送君。曰。君未殯。而臣有父母之喪。則如何之。

以て、棨を以て從ふ。君薨すれば其れ入ること之を如何ん。孔子曰く、殯服を共す。則ち子は麻の弁経し、疏衰し、菲杖す。闕より入り、西階より升る。如し小斂せば、則ち子、免して柩に從ひ、門より入り、阼階より升る。君大夫士一節なり。

- 親の喪痛むこと甚だし、故に柩に家に居る
- 朔望及び舊新の奠
- 朝夕は慙きて哭せず
- 啓殯
- 其平生の實行を案ね擧げて誄を作る
- 天子の尊きこと二なし。唯天、其上にあり、故に天を假りて以て之を稱す
- 事有りて襪を出づる時
- 戒備
- 親身の棺を以て身に隨へて行く、これ或ひは外に死せんことを慮りてなり
- 柩入る時、殯宮門の西邊の墻を踐ちて其の空缺の處より入る
- 西階は賓客の升る處、これ柩の外より歸り來るは賓客に似たれば西階よりするなり
- 同等なり

○曾子問曰。君出疆。以三年之戒。以棨從。君薨。其入如之何。孔子曰。共殯服。則子麻弁経。疏衰菲杖。入自闕。升自西階。如小斂。則子免而從。柩入自門。升自阼階。君大夫士一節也。

○曾子問曰。君之喪既引。開父母之喪。

○曾子問うて曰く、君の喪既に引して、父母の喪を聞かば、之を如何ん。孔子曰く、遂ぐ。既に封して歸る、子を俟たず。曾子問うて曰く、父母の喪既に引して

如之何。孔子曰。遂。既封而歸。不俟。子。曾子問曰。父母之喪。既引。及塗。聞君薨。如之何。孔子曰。遂。既封。改服而往。○曾子問曰。宗子爲大夫。庶子爲士。其祭也。如何。孔子曰。以上牲。祭於宗子之家。視曰。孝子某。爲介子某。薦其常事。若宗子有罪。居於他國。庶子爲大

塗に及びて君の薨を聞かば、之を如何ん。孔子曰く、遂ぐ。既に封して服を改めて往く。○曾子問うて曰く、宗子、士たり、庶子、大夫たらば、其祭るや之を如何ん。孔子曰く、上牲を以て宗子の家に祭る。祝曰く、孝子某、介子某の爲めに、其常事を薦むと。若し宗子罪ありて、他國に居り、庶子大夫たらば、其祭るや、祝曰く、孝子某、介子某をして其常事を執らしむと。攝主厭祭せず、旅せず、假せず、綏祭せず、配せず。奠を賓に布く、賓奠して擧げず、肉を歸らず、其の賓に辭ぐるに曰く、宗兄、宗弟、宗子他國に在り、某をして辭けしむと。○曾子問うて曰く、宗子去りて他國に在るとき、庶子爵なくして居る者、以て祭る可きか。孔子曰く、祭らんかな。請ひ問ふ、其祭ること之を如何ん。孔子曰く、墓を望みて壇を爲り、時を以て祭る。若し宗子死せば、墓に告げて、而る後に家に祭る。宗子死せば、名を稱して、孝と言はず、身の没るまでのみ。子游の徒、庶子祭る者あれば此を以ひたり、義に若ふなり。今の祭る者、其義に首かず、故に祭を

誣ふ。

● 君の棺を送る ● 既に棺を下し即ち歸る ● 孝子の返るを待たずして先づ返る ● 少牢 ● 庶子 ● 其禮の常例 ● 祭を主る可き者に非ざるして祭を主る者 ● 綏は隋にて隋祭、尸と共に隋祭する時、主人黍稷半肉を減じて之を豆間に祭り、尸は加及び黍稷肺を取りて豆間に祭るをいふ ● 祭の時に當つて墓に望み壇を爲り以て祭る ● 孝子某と言はず、唯子某と言ふのみ ● 庶子死して、其子は則ち庶子の適子なれば、稱を祭る時孝子と稱すべし、故に庶子死に至るまでの間なり

夫。其祭也。視曰。孝子某。使介子某。執其常事。攝主不厭祭。不旅。不假。不綏。祭。不配。布奠於賓。賓奠而不舉。不歸肉。其辭于賓曰。宗兄宗弟宗子在。他國。使某辭。○曾子問曰。宗子去。在。他國。庶子無爵。而居者。可以祭乎。孔子曰。祭哉。請問其祭。如之何。孔子曰。望墓而爲壇。以時祭。若宗子死。告於墓。而後祭。於家。宗子死。稱名。不言孝。身没而已。子游之徒。有庶子祭者。以此。若義也。今之祭者。不首其義。故誣於祭也。

○曾子問曰。祭必有尸乎。若厭祭亦可乎。孔子曰。祭成喪者必有尸。尸必以孫。

○曾子問うて曰く、祭は必ず尸あるか、厭祭の若くするも亦可ならんか。孔子曰く、成喪を祭るには、必ず尸あり、尸は必ず孫を以てす、孫幼なれば則ち人をして之を抱かしむ。孫なければ則ち同姓に取りて可なり。殯を祭るには、必ず厭す、蓋し成さざればなり。成喪を祭りて尸なきは、是れ之を殯とするなり。孔子

孫幼則使二人抱之。無孫則取於同姓。可也。祭必厭。蓋弗成也。祭成喪而無尸。是禩之也。孔子曰。有陰厭。有陽厭。曾子問曰。禩不厭。祭何謂陰厭。陽厭。孔子曰。宗子爲禩而死者。庶子弗爲也。其吉祭。特牲。祭禩不舉。無所俎。無玄酒。不告利成。是謂陰厭。凡禩與無後。

曰く、陰厭あり、陽厭あり。曾子問うて曰く、禩は祭を祔へず、何ぞ陰厭陽厭と謂ふ。孔子曰く、宗子禩と爲りて死すれば、庶子後たらざるなり。其吉祭には特性あり、禩を祭るには舉げず、所俎なく、玄酒なく、利成を告げず、是れを陰厭と謂ふ。凡そ禩と後なき者とは、宗子の家に祭る。室の白に當り、東房に尊す、是れを陽厭と謂ふ。○曾子問うて曰く、葬引して壙に至りしとき、日之を食するあらば、則ち變することあり、且せず。孔子曰く、昔者吾れ老聃に從ひ、葬を巷黨に助けしとき、壙に及びたるに日之を食するあり。老聃曰く、丘、壙を止めて道の右に就き、哭を止めて以て變を聽けと。既にして明反る、而して后に行けり。曰く、禮なりと。葬より反りて丘之に問うて曰く、夫れ壙は以て反る可からざる者なり。日之を食するあれば、其れ已ことの運歿を知らず、則ち豈に行くに如かんや。老聃曰く、諸侯、天子に朝するには、日を見て行き、日に速びて舍奠す、大夫使ひするには、日を見て行き、日に速びて舍す、夫れ壙は蚤に出でず、

莫に宿せず、星を見て行く者は、唯罪人と父母の喪に奔る者とのみか。日之を食するあれば、安ぞ其の星を見ざることを知らん。且君子禮を行ふに、人の親を以て患に疢めず、吾れ諸を老聃に聞くと云ふ。

○曾子問曰。祭於宗子之家。當室之白。尊于東房。是謂陽厭。○曾子問曰。葬引至于壙。日有食之。則有變乎。且不平。孔子曰。昔者吾從老聃。助二葬於巷黨。及壙。日有食之。老聃曰。丘。止。○曾子問曰。止。以聽變。既明反。而后行。曰。禮也。反葬而丘問之曰。夫壙不可以反者也。日有食之。不知其已之遲數。則豈如行哉。老聃曰。諸侯朝天子。見日而行。逮日而舍奠。大夫使見日而行。逮日而舍。夫壙不蚤出。不莫宿。見星而行者。唯罪人與奔父母之喪者乎。日有食之。安知其不見星也。且君子行禮。不以人之親疢患。吾聞諸老聃云。

○曾子問曰。

○曾子問うて曰く、君の爲めに使ひして、舍に卒するとき、禮に曰ふ、公館には

爲君使而卒於舍。禮曰。公館復。私館不復。凡所使之國。有司所授舍。則公館已。何謂私館不復也。孔子曰。善乎。問之也。自卿大夫士之家。曰私館。公館與公所爲。曰公館。公館復。此之謂也。○曾子問曰。下殤土周葬于園。遂與機而往。塗邇故也。今墓遠。則其葬也。如

復し、私館には復せずと。凡そ使ひする所の國にて、有司の授くる所の舍は、則ち公館のみ、何をか私館には復せずと謂ふ。孔子曰く、善かな之を問ふこと。自卿大夫士の家にするを私館と曰ひ、公館と公の爲しむる所とを、公館と曰ふ、公館には復すとは、此れ之の謂ひなり。○曾子問うて曰く、下殤は土周して園に葬る、遂に機を興きて往くは、塗邇きが故なり。今は墓遠し、則ち其葬や之を如何ん。孔子曰く、吾れ諸を老聃に聞く、曰く、昔者史佚、子ありて死す、下殤なり、墓遠し。召公之に謂ひて曰く、何を以て宮中に棺斂せざる。史佚曰く、吾れ敢てせんや。召公、周公に言ふ。周公曰く、豈に不可ならんやと、史佚之を行へり。下殤棺衣を用ひて棺するは、史佚より始まる。○曾子問うて曰く、卿大夫將に公に尸たらんとして、宿を受けたり。而して齊衰の内喪あるときは、則ち之を如何ん。孔子曰く、出て公館に舍して、以て事を待つ、禮なり。孔子曰く、尸、弃冕して出づれば、卿大夫皆之に下る、尸必ず式す、必ず前驅

之何。孔子曰。吾聞諸老聃曰。昔者史佚有子而死。下殤也。墓遠。召公謂之曰。何以不棺斂於宮中。史佚曰。吾敢乎哉。召公言於周公。周公曰。豈不可。史佚行之。下殤用棺衣。棺自史佚始也。○曾子問曰。卿大夫將爲尸於公。受宿矣。而有齊衰內喪。則如何。孔子曰。

あり。○子夏問うて曰く、三年の喪、卒哭すれば、金革の事も辟くること無き者は禮か。初め有司か。孔子曰く、夏后氏は、三年の喪、既に殯すれば而ち事を致し、殷人は既に葬すれば而ち事を致す、記に曰く、君子は人の親を奪はず、亦親を奪ふ可からざるなりと。此れ之の謂ひか。子夏曰く、金革の事も辟くることなき者は、非か。孔子曰く、吾諸を老聃に聞く、曰く、昔者魯公伯禽、爲にするこゝとありて之を爲せるなり、今三年の喪を以て、其の利に従ふ者は、吾れ知らざるなり。

- 招魂 八歳より十一歳までに夭折したるもの 土を練りて甗と爲し、棺の坎の四方に周す 與尸の具、木にて造り其狀牀の如く脚なし繩を以て横へ抗擧して往くもの 周初の良史 君館を受けて宿して齋戒す 門内に齋することある時、即ち喪服の喪 君の尸 式して以て答ふ 先嗔して行人を避け開かしむ 軍中 初に當つて有司之を過り遣るか 致し還して役に當らざ 人君を指す 親の爲に喪する心を奪はず 已むことを得ずして征伐の事をなす 兵を用ひて攻取の利に従ふは吾れ其是なることを知らざるなり

出會於公館以待事。禮也。孔子曰。尸弁冕而出。卿大夫士皆下之。尸必式。必有前驅。○子夏問曰。三年之喪卒哭。金革之事無辟也者。禮與。初有司與。孔子曰。夏后氏三年之喪既殯而致事。殷人既葬而致事。記曰。君子不奪人之親。亦不可奪親也。此之謂乎。子夏曰。金革之事無辟也者。非與。孔子曰。吾聞諸老聃曰。昔者魯公伯禽有爲爲之也。今以三年之喪從其利者。吾弗知也。

出會於公館以待事。禮也。孔子曰。尸弁冕而出。卿大夫士皆下之。尸必式。必有前驅。○子夏問曰。三年之喪卒哭。金革之事無辟也者。禮與。初有司與。孔子曰。夏后氏三年之喪既殯而致事。殷人既葬而致事。記曰。君子不奪人之親。亦不可奪親也。此之謂乎。子夏曰。金革之事無辟也者。非與。孔子曰。吾聞諸老聃曰。昔者魯公伯禽有爲爲之也。今以三年之喪從其利者。吾弗知也。

文王世子第八

文王之爲世子。朝於王季。日三雞初鳴而衣服。至於寢門外。問內豎之御者曰。今日安否。何如。內豎曰。安。文王乃喜。及日中又至。亦如之。及莫又至。亦如之。其有不安節。則內豎以告文王。文王色憂。行不能正履。王季復膳。然

文王之世子たりしとき、王季に朝すること日に三たび、雞初めて鳴けば服を衣、寢門の外に至り、内豎の御者に問ひて曰く、今日安否何如んと。内豎曰く、安しと。文王乃ち喜ぶ。日中に及びて又至る、亦之の如くす。莫に及びて又至る、亦之の如くす。其の節に安んぜざること有れば、則ち内豎以て文王に告ぐ。文王色憂ひ、行くに正しく履むこと能はず。王季膳に復りて、然る後に亦初めに復る。食上るときは必ず寒煖の節を在に視る、食下るときは膳する所を問ふ。膳幸に命じて曰く、原する有ること末れ。應へて曰く、諾。然る後に退く。武王師ひて之を行ひ、敢て加ふること有らざりき。文王疾あり、武王冠帯を説かずして養ふ。文王一飯すれば、亦一飯し、文王再飯すれば、亦再飯す。旬有二日にして乃ち問えたり。文王、武王に謂つて曰く、女何をか必みたる。武王對へて

後亦復初。食上必在視寒。樓之節。食下問所膳。命膳宰曰。末有原。應曰。諾。然後退。武王帥而行之。不敢有加焉。文王有疾。武王不說。冠帶而養。文王一飯。亦一飯。文王再飯。亦再飯。旬有二日。乃間。文王謂武王曰。女何夢矣。武王對曰。夢帝與我九齡。文王曰。女以爲何也。武王曰。四方有九國焉。君王其終撫諸。文王曰。非也。古者謂二年齡。齒亦

曰く、帝我に九齡を與ふと夢みたり。文王曰く、女以て何とか爲す。武王曰く、西方に九國あり。君王其れ終に諸を撫せんか。文王曰く、非なり。古者年を齡と謂ふ、齒も亦た齡なり、我れ百、爾九十、吾れ爾に三を與へんと。文王九十七にして乃ち終り、武王九十三にして終れり。成王幼にして阼を濫ること能はず、周公相けて、阼を踐みて治む、世子の法を伯禽に抗ぐ、成王をして父子君臣長幼の道を知らしめんことを欲せり。成王過あれば、則ち伯禽を撻つ。成王に世子の道を示す所以なり。文王の世子たりしときのことなり。

- 内庭の小臣 ● 内豎の當日宿直せる者 ● 起居食共に皆安靜なり ● 暮に同じ ● 病氣にて起居飲食常の如くならざる事 ● 歩行するに足取も亂る、をいふ ● 飲食平生の如くになりて ● 飲食の加減を能く見る ● 飲食の多寡をたづぬ ● 膳部を司る者 ● 倉餘の物を再び差上ぐる事なかれ ● 脱に同じ、ぬぐ ● 痺ゆ也、病氣全快す ● 九枚の齒 ● 此夢判斷如何様にして、か ● 輪源して政を攝して
- 世子の撰氣を伯禽によつて示す

王曰。女以爲何也。武王曰。四方有九國焉。君王其終撫諸。文王曰。非也。古者謂二年齡。齒亦

齡也。我百。爾九十。吾與爾三焉。文王九十七乃終。武王九十三而終。成王幼不能濫阼。周公相。踐阼而治。抗世子法於伯禽。欲令成王之知父子君臣長幼之道也。成王有過。則隄伯禽。所以示成王世子之道也。文王之爲世子也。

○凡學世子。及學士。必時。春夏學干戈。秋冬學羽箒。皆於東序。小樂正學干。大胥贊之。箒師丞學戈。箒師丞贊之。胥鼓南。春誦夏弦。大司成論說。秋學禮。執禮者詔之。冬讀書記。書者詔之。禮在瞽宗。書在上庠。凡祭與養老。乞

○凡そ世子を學へ、及び士を學ふるは、必ず時あり、春夏は干戈を學へ、秋冬は羽箒を學ふ、皆東序に於てす。小樂正干を學へ、大胥之を贊す、箒師戈を學へ、箒師丞之を贊す、胥は南を鼓す、春は誦し夏は弦し、大師之を瞽宗に詔す、秋は禮を學ふ、執禮の者之を詔す、冬は書を讀む、典書の者之を詔す、禮は瞽宗に在り、書は上庠に在り。凡そ祭と養老を言、合語の禮と、皆小樂正之を東序に詔す、大樂正干戚を舞すと、語説と、乞言を命ずることを學ふ。皆大樂正數を授く。大司成論説すること東序に在り。凡そ大司成に侍坐する者は、遠近三席を問る、以て問ふべし、終れば則ち牆を負ふ。事を列ぬること未だ盡きざれば問はず。凡そ學春は官し其先師に釋奠し、秋冬亦之の如し。凡そ始めて學を立つる者必ず先聖先師に釋奠す。事を行ふに及びて必ず幣を以ふ。凡そ釋奠とは、必ず

皆合語之禮。皆小樂正詔。之於東序。大樂正學。舞二千成。詔說命。言皆大樂正授。數大司成論說在東序。凡侍坐於大司成者。遠近間三席。可三以問。終則負臚。列事未盡。不問。凡學。春官釋奠于其先師。秋冬亦如之。凡始立學。者。必釋奠于先聖先師。及行事。必以幣。凡釋奠者。必有合也。有國故。則否。凡大合樂。必遂養老。

○凡語于郊者。必取賢斂才焉。或以事進。或以言揚。曲或以言揚。曲

合ふあるなり。國故あらば則ち否す。凡そ大合樂には、必ず遂に老を養ふ。

- 教に同じ
- 武の舞
- 文の舞
- 大學
- 南宮の樂
- 殷の學の石
- 虞の學の石
- 養老の禮を行ふ時其の老人達より辨言の行ふべきを聞くこと
- 祭及び養老と射射、飲射、大射、藉射の禮。旅園の時に至つて、先王の法を言説し義理を合會して相告げ語ること
- 廟は廣さ三尺三寸三分三厘餘にて、三廟は一丈なり、闕丈に同じ
- 容る、丈の間隔をたもちて
- 禮記を背にして坐す、即ち後方の席に就くこと
- 質問者の言の續いて未だ終らざれば
- 大學
- 詩書禮樂を教ふることを掌る官
- 前代の此の禮贊の事を明らかにし習はす師
- 釋奠の事を備ず
- 凶喪の事
- 合樂の事あり、一説、先聖先師の其國に無き時は隣國の先聖先師を合せて釋奠す

○凡そ郊に語る者、必ず賢を取り才を斂む。或は徳を以て進め、或は事を以て擧げ、或は言を以て揚ぐ。曲藝皆之を誓しめ、以て又語ることを待つ。三たびして一つもあれば、乃ち其等を進め、其序を以てす、之を郊人と謂ふ、之を遠

藝皆誓之。以待又語。三而一有焉。乃進。其等。以二其序。謂之郊人。遠之。於二成均。以及取二爵於上。尊也。○始立學。者。既興器用幣。然後釋菜。不舞。不授器。乃退。饋于東序。一獻無二介語。可也。教世子。○凡三王教世子。必以禮樂。樂所以脩内也。禮所以脩外也。禮樂交錯於

くるなり。成均に於てするときは、以て爵を上尊に取るに及ほすなり。○始めて學を立つる者、既に器に興りて幣を用ひ、然る後に釋菜す。舞はず、器を授けず、乃ち退きて東序に饋す。一獻して介語なきこと、可なり。世子を教ふることなり。○凡そ三王の世子を教ふるは、必ず禮樂を以てす。樂は内を脩むる所以なり。禮は外を脩むる所以なり。禮樂中に交り錯りて、外に發形す。是の故に其の成るや懌ぶ、恭敬にして溫文なり。大傅小傅を立て、以て之を養ふ。其の父子君臣の道を知らんことを欲すればなり。大傅は父子君臣の道を審にし、以て之を示す。少傅は世子を奉じて、以て大傅の徳行を觀て審に之を諭す。大傅前に在り、少傅後に在り、入れば則ち保あり、出づれば則ち師あり。是を以て教諭して徳成るなり。師なる者は之に教ふるに事を以てして、諸を徳に諭す者なり。保なる者は、其身を慎みて、以て之を輔翼し、諸を道に歸する者なり。記に曰く、虞・夏・商周、師保あり、疑丞あり。四輔及び三公を設く。必

中。發形於外。是故其成也。慤。恭敬而溫文。立大傳少。傳以養之。欲其知父子君臣之道也。大傳審父子君臣之道以示之。少傳奉世子以觀大傳之德行而審諭之。大傳在前。少傳在後。入則有保。出則有師。是以教諭而德成也。師也者。教之以事而喻諸德者也。保也者。慎其身以輔翼之而歸諸道者也。記曰。虞夏商周。有師保。有疑丞。設四輔及三公。不必備。唯其人。語使能也。君子曰。德成而教尊。教尊而官正。官正而國治。君之謂也。

○仲尼曰。昔者周公攝政。踐阼而治。抗世子法於伯禽。所以善成

すしも備へず。唯だ其の人をもてず。能を使ふを語ふなり。君子を徳と曰ふ。徳成りて教尊く、教尊くして官正し、官正しくして國治る、君の謂なり。

● 郊學 ● 事功 ● 一曲の藝、僅かの技能ある者 ● 疎遠にするなり ● 五帝の大學の名 ● 堂上の酒樽 ● 禮樂成れば牛羊等の血を塗る ● 體輕くして舞樂を用ひず故に體樂の器を授けず ● 饋饗す ● 世子を教ふるを主とするなり ● 邪惡の心中に積れるを消融する爲なり ● 顯れ出づ ● 恭肅の儀を整ふる故なり ● 淵潤文雅の氣象あり ● 詳審に之を言ひて通曉せしむるなり ● 師、保、疑、丞、一説、訓、疑、後丞、左輔、右弼 ● 世子の徳 ● 君たるの謂ひなり

○仲尼曰く、昔者周公政を攝し阼を踐みて治む。世子の法を伯禽に抗ぐ、成王を善くする所以なり。之を聞く、曰く、人臣たる者、其身を殺して君に益有らば、則ち之を爲すと。況んや其身を手けて、以て其君を善くするをや。周公優に

之を爲せり。是の故に人の子たることを知りて、然る後に以て人の父たるべし。人の臣たることを知りて、然る後に以て人の君たる可し。人に事ふことを知りて、然る後に能く人を使ふ。成王幼にして、阼を灌ること能はず。以て世子となせば、則ち爲す無きなり、是の故に世子の法を伯禽に抗けて、之をして成王と居らしむ。成王をして之れ父子君臣長幼の義を知らしめんと欲すればなり。君の世子に於けるや親は則ち父なり。尊は則ち君なり。父の親あり、君の尊あり。然る後に天下を兼ねて之を有すべし。是の故に世子を養ふは、慎まざる可からざるなり。一物を行つて三善皆得る者、唯世子のみ、其れ學に齒するの謂ひなり。故に世子學に齒すれば、國人之を觀て曰く、將に我に君たらんとす。而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、父在すあれば則ち禮然るなりと。然り而して衆父子の道を知る。其二に曰く、將に我に君たらんとす。而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、君在あれば、則ち禮然るなりと。然り而して衆君臣の義に著な

王也。聞之曰。爲人臣者。殺其君。則爲之。況其君乎。周公優爲之。是故知爲人子。然後可爲人臣。父。知爲人臣。然後可爲人君。人君。知事人。然後能使人。成王幼不能灌。阼。以爲世子。則無爲也。是故抗世子法於伯禽。使成王居之。欲令成王之

之を爲せり。是の故に人の子たることを知りて、然る後に以て人の父たるべし。人の臣たることを知りて、然る後に以て人の君たる可し。人に事ふことを知りて、然る後に能く人を使ふ。成王幼にして、阼を灌ること能はず。以て世子となせば、則ち爲す無きなり、是の故に世子の法を伯禽に抗けて、之をして成王と居らしむ。成王をして之れ父子君臣長幼の義を知らしめんと欲すればなり。君の世子に於けるや親は則ち父なり。尊は則ち君なり。父の親あり、君の尊あり。然る後に天下を兼ねて之を有すべし。是の故に世子を養ふは、慎まざる可からざるなり。一物を行つて三善皆得る者、唯世子のみ、其れ學に齒するの謂ひなり。故に世子學に齒すれば、國人之を觀て曰く、將に我に君たらんとす。而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、父在すあれば則ち禮然るなりと。然り而して衆父子の道を知る。其二に曰く、將に我に君たらんとす。而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、君在あれば、則ち禮然るなりと。然り而して衆君臣の義に著な

知父子君臣。長幼之義也。君之於世子也。親則父也。尊則君也。有父之親。有君之尊。然後兼天下而有之。是故養世子不可不慎也。行一物而三善皆得者。唯世子而已。其齒於學。之謂也。故世子齒於學。國人觀之。曰。將君我。而與我齒讓。何也。曰。有父在。則禮然。然而衆知父子之道。一矣。其二曰。將君我。而與我齒讓。何也。曰。有君在。則禮然。然

り。其三に曰く、將に我に君たらんとす、而るに我と齒し讓るは何ぞや。曰く、長を長とするなりと。然り而して衆長幼の節を知る、故に父在せば斯に子たり、君在せば斯に之を臣と謂ふ。子と臣との節に居るは、君を尊び親を親む所になり、故に之に父子たることを學へ、之に君臣たることを學へ、之に長幼たることを學ふ。父子君臣長幼の道得て、而して國治る。語に曰く、樂正業を司り、父師、成を司る。一に元良あれば、萬國以て貞しと。世子の謂なり。周公阼を踐めり。

● 善道に趨く ● 世子の法を伯禽に抗ぐるを斥す。是れ迂曲の道 ● 心ゆるやかに何の挫折もなく ● 人の子たる道を知りて然る後にはじめて人の父たる道を行ひ得可し ● 親を以て言ふ時は是れ父なり。尊を以て言ふ時は君なり ● 年長者に讓る ● 父子、君臣、長幼の道 ● 同輩の人との間にて年長者に讓る ● 古語 ● 詩書を教ふることを司り ● 徳行の成勳することを司る ● 大善 ● 王氏は此の一句を以て折文とをし、劉氏は下文の端を更むるを以て此れを著して以て上文の周公用けて阼を踐むを結ぶとせり

而衆著於君臣之義也。其三曰。將君我。而與我齒讓。何也。曰。長長也。然而衆知長幼之節。故父在斯爲子。君在斯謂之臣。居子與臣之節。所以尊君親親也。故學之爲父子焉。學之爲君臣焉。學之爲長幼焉。父子君臣。長幼之道得而國治。語曰。樂正司業。父師司成。一有元良。萬國以貞。世子之謂也。周公踐阼。

○庶子之正。於公族者。教之以孝弟睦友之義。明父子之序。其朝于公。內朝則東。而北上。臣有貴者。以齒。其在外朝。則以官。司士爲之。其在宗廟之中。則如外朝之位。宗人授事。以爵以官。

○庶子の公族に正する者、之を教ふるに孝弟睦友子愛を以てし、父子の義、長幼の序を明にす。其の公に朝するときは、内朝には則ち東面北上し、臣貴き者あるも齒を以てす。其の外朝に在りては、則ち官を以てす。司士之を爲す。其の宗廟の中に在りては、則ち外朝の位の如し。宗人、事を授け、爵を以てし官を以てす。其の登りて饌し獻じ爵を受くるは、則ち上嗣を以てす。○庶子之を治むるに、三命ありと雖も、父兄に踰えず。其の公の大事には、則ち其喪服の精麤を以て序と爲す。公族の喪に於けると雖も亦之の如くし、以て主人に次ぐ。若し公と族と燕すれば、則ち異姓賓となり、膳宰主人となる、公と父兄と齒す。族食は、世ごとに一等を降す。其の軍に在れば、則ち公禰に守る。公若し

之。有司對曰。無及也。反命于公。公素服不舉。爲之變。如其倫之喪。無服。親哭之。公族朝于內。朝。內親也。雖有責者。以商。明父子也。外朝。以官。體異姓也。宗廟之中。以爵爲位。崇德也。宗人授事。以官。尊賢也。登彼受爵。以上嗣。尊祖之道也。喪紀。以三服之輕重爲序。不奪人親也。公與族燕。則以齒。而孝弟之道達矣。其族食。世降一等。親親之殺也。戰則守於公廟。孝愛之深也。正室守大廟。尊宗室。而君臣之道著矣。諸父諸兄。守貴室。子弟守下室。而讓道達矣。

五廟之孫。祖廟未だ毀たざれば、庶人に及ぶと雖も、冠し妻を取るには必ず告

燕すれば、則ち齒を以てす。而して孝弟の道達す。其族食、世ごとに一等を降すは、親を親むの殺なり。戰には則ち公廟を守るは、孝愛の深きなり。正室大廟を守るは、宗室を尊ぶなり。而して君臣の道著る。諸父諸兄貴室を守り、子弟下室を守りて讓道達す。

- 郊野を掌る官に懸けて殺す
- 刑罰するなり
- 鞠出、きはめ難す也
- 男子は羽を斷ち女子は宮を幽閉する刑
- 罪状を取調べ終れば
- 重罪
- 輕罪
- 已に刑を行ひたれば取返しつかず
- 年なき衣服を着て
- 三牲即ち牛羊豚等の牲を膳につけず
- 常儀を變ず
- 爵位の貴き者
- 年齢の多少によつて
- 昭穆即ち先祖の位牌の順序を察らざるなり
- 容儀を作つて敬意を表する
- 先祖に繼ぐ者
- 人倫の親疏を察る可からざるなり
- 孝弟の道を盡す
- 飲食するに一世毎に一等を降すは
- 減じて歳末にすること
- 孝愛は死者に仕ふる禮なれば深遠の思あるなり
- 君臣輕重の道著明なり
- 目上の者と目下の者を守る禮異なるは讓道を盡す

五廟の孫、祖廟未だ毀たざれば、庶人に及ぶと雖も、冠し妻を取るには必ず告

廟未だ毀。雖及庶人。冠取妻必告。死必赴。不忘親也。親未絶而列於庶人。賤無能也。敬弔臨賻。閉睦友之道也。古者庶子之官治。而邦國有倫。而衆鄉方矣。公族之罪。雖親。不以犯。有司正術也。所以體百姓也。刑于隱者。不與國人慮兄弟也。弗弔。弗爲服。哭于異姓之廟。爲忝祖遠之也。素服居外。不聽樂。私喪之也。骨肉之親無絶也。公族無宮刑。不翦其類也。

け、死すれば必ず赴ぐるは、親を忘れざるなり。親未だ絶えずして、庶人に列するは、無能を賤むなり。弔臨賻を敬するは、睦友の道なり。古者庶子の官治まりて、邦國倫あり、邦國倫ありて、衆方に郷ふ。公族の罪には、親なりと雖も以て有司の正術を犯さず。百姓を體する所以なり。隠たるところに刑するは、國人の兄弟を慮るを與さざるなり。弔せず、爲めに服せず、異姓の廟に哭するは、祖を忝むるが爲めに之を遠ざくるなり、素服して外に居り、樂を聽かざるは、私に之を喪するなり。骨肉の親は絶つこと無ければなり。公族宮刑なきは、其の類を翦たざるなり。

- 五廟の孫にして
- 能なきを賤むなり
- 衆皆禮教に向ふ
- 國君の親
- 常法を曲げず
- 同一に取扱ふ
- 隱所に於て刑に處するは
- 他姓の廟に哭するは先祖を盡す故に
- 骨肉の親は刑罰せらるるとも絶つ理なければなり
- 公族の血統を絶たざるなり

文王世子第八

○天子視學。大昕鼓徵。所以警衆也。衆至。然後天子至。乃命有司行事。興秩節。祭先師先聖焉。有司卒。反命。始之養也。適東序。釋奠於先老。遂設三老五更。羣老之席位焉。適饌。省醴。養老之珍具。遂發詠焉。退脩之以孝養也。反登歌。清廟既歌。而語以成之也。言

○天子學を視るとき、大昕に鼓ちて徵すは、衆を警むる所以なり。衆至りて、然る後に天子至る。乃ち有司に命じて事を行ひ、秩節を興けて、先師先聖を祭らしむ。有司事を卒へて反命す。始めて、養に之くや、東序に適きて、先老に釋奠し、遂に三老、五更、羣老の席位を設く、饌に適きて醴を省る。養老の珍具をさへに、遂に詠を發す、退きて之を脩むるに孝養を以てす、反りて清廟に登歌せしむ。既に歌ひて而して語り、以て之れを成す、父子君臣長幼の道を言ひ、德音の致を合はす、禮の大なる者なり。管象を下し、大武を舞はす、大に衆を合はするに事を以てし、有神を達し、有徳を興すなり。君臣の位、貴賤の等を正して、上下の義行はる。有司告ぐるに樂闋はるを以てす。王乃ち公侯伯子男及び羣吏に命じて曰く、反りて老幼を東序に養へと。之れを終ふるに仁を以てするなり。是の故に聖人の事を記するや、之れを慮るに大を以てし、之れを愛するに敬を以てし、之れを行ふに禮を以てし、之れを脩むるに孝養を以てし、之れを

父子君臣長幼之道。合徳音之致。禮之大者也。下管象。舞大武。大合衆以事。達有神。興有徳也。正君臣之位。貴賤之等焉。而上下之義行矣。有司告以樂闋。王乃命公侯伯子男及羣吏。曰。反養老幼。于東序。終之以義。終之以仁。是故古之人。一舉事而衆皆知其徳之備也。古之君子。舉大事必慎其終始。而衆安得不喻焉。兌命曰。念終始。典于學。

紀するに義を以てし、之れを終ふるに仁を以てす。是の故に古の人、一たび事を舉げて、衆皆其の徳の備はることを知るなり。古の君子、大事を舉げて、必ず其の終始を慎む、而して衆安んぞ喻らざるを得ん。兌命に曰く、終始を念ひて學を典にす。

- 夜の初めて明くる時
- 學生
- 詩書禮樂を教ふる官
- 常禮を行ひて
- 先師聖を祭る事
- 先老を養ふこと
- 先代の三老五更
- 醴酒
- 珍饈の具
- 音樂を奏し詠をなす
- 堂に登りて清廟の詩を歌ふ
- 善道を談説して以て天子養老の禮を成就す
- 文王道徳の音聲
- 堂下に管を以て象舞の曲を奏す
- 大武の舞
- 養老の事
- 神明に通達し、復性を興起するなり
- 馮氏は幼の一字を以て訛つて撥入せしものなちんとせり
- 前代の事を見記するに當つては
- 孝弟の大道
- 具を省る事
- 禮を歌ずること
- 既に歌ひて談説すること
- 侯國をして養老を行はしむるなり
- 終をつしむこと始の如くなるまいよ
- 書の篇名、傳説の作

終始。而衆安得不喻焉。兌命曰。念終始。典于學。

○世子之記曰。朝夕至于大寢之門外。問於內豎曰。今日安否。何如。內豎曰。今日安。世子乃有喜色。其有不安。節。則內豎以告世子。世子色憂。不滿。容。內豎言復初。然後亦復初。朝夕之食上。世子必在視寒煖之節。食下。問所膳。羞必知所進。以命膳宰。然後退。若內

○世子の記に曰く、朝夕大寢の門外に至りて、内豎に問ひて曰く、今日の安否何如んと。内豎曰く、今日安しと。世子乃ち喜色あり。其の節に安んぜざること有れば、則ち内豎以て世子に告ぐ。世子色憂へて容を満さず。内豎初に復すと云ひて、然る後に亦初に復す。朝夕の食上るとき、世子必ず寒煖の節を在かに視る。食下るとき膳する所を問ふ。羞必ず進むる所を知り、以て膳宰に命じて、然る後に退く。若し内豎疾むと言へば、則ち世子親ら齊し、立して養ふ。膳宰の饌は、必ず敬して之を視る。疾の藥は、必ず親ら之を嘗む。饌を嘗むること善れば、則ち世子亦能く食ふ。饌を嘗むること寡ければ、世子亦飽くこと能はず、以て初に復するに至りて、然る後に亦初に復す。

- 古へ世子を教ふ禮節
- 内庭の小臣
- 安詳
- 疾あつて飲食起居の常の如くなりざること
- 憂へて儀容整はず
- 疾癒えて飲食平生の如くなりたり
- 儀容整ふ
- 食膳を下ぐる時
- 物忌す
- 齋の時着くる身結、玄冠縹布の衣
- 飲食の量多ければ

豎言疾。則世子親齊。玄而養。膳宰之饌。必敬視之。疾之藥。必親嘗之。嘗饌善。則世子亦能食。嘗饌寡。世子亦不能飽。以至子復初。然後亦復初。

禮運第九

昔者仲尼與出遊於觀之上。喟然而嘆。仲尼之嘆也。言偃嘆魯也。言偃在側曰。君子何嘆。孔子曰。大道之行也。與三代之英。丘未之逮也。而有志焉。大道之行也。天下爲公。選賢與能。講信脩睦。故人不獨親其親。不獨

昔者仲尼蜡の賓に與る、事畢る、出でて觀の上に遊び、喟然として嘆ず、仲尼の嘆するは、蓋し魯を嘆するなり。言偃側^(三)に在り、曰く、君子何をか嘆ず。孔子曰く、大道の行はれしと、三代の英とは、丘、未だ之れに逮ばざるなり、而して志あり。大道の行はれしや、天下を公となし、賢と能とを選び、信を講じ睦を脩む。故に人、獨り其親を親とせず、獨り其子を子とせず、老、終る所あり、壯、用ふる所あり、幼、長ずる所あり、矜、寡孤獨廢疾者、皆養ふ所あらしむ。男は分あり、女は歸あり、貨は其の地に棄てらるゝを惡む。必ずしも己に藏せず。力は其の身に出でざるを惡む。必ずしも己の爲めにせず。是の故に謀は閉ぢて興らず。盜竊亂賊は而ち作らず、故に外戸にして閉ぢず、是れを大同と謂ふ。今大道既に隠れ、天下を家となし、各々其親を親とし、各々其子を子とし、

子其子。使老有所終。壯有所用。幼有所長。矜寡孤獨廢疾者皆有所養。男有分。女有歸。貨惡其棄於地也。不必藏於己。力惡其不出於身也。不必爲己。是故謀閉而不興。盜竊亂賊而不作。故外戶而不閉。是謂大同。今大道既隱。天下爲家。各親其親。各子其子。貨力

貨力は己の爲に、大人は世及して以て禮と爲し、城郭溝池以て固となし、禮義以て紀と爲し、以て君臣を正し、以て父子を篤くし、以て兄弟を睦しくし、以て夫婦を和ぐ。以て制度を設け、以て田里を立て、以て勇知を賢び、功を以て己の爲にす。故に謀は閉ぢて興らず、盜竊亂賊は而ち作らず、故に外戸にして閉ぢず、是れを大同と謂ふ。今大道既に隠れ、天下を家となし、各々其親を親とし、各々其子を子とし、

帝王禮樂の因革及び陰陽造化流通の理を記す 結祭の賓客となる 門闕 魯國の蜡の祭に禮を失へるを嘆するなり 孔子の弟子子游 有徳の人 夏殷周三代の英賢の臣の時を得て道を行つて盛なりし所 堯舜禪讓の道をいふ 其親を親として能く仕へ、其の孝心を他人の親にまで及ぼす 老、壯、幼、矜、寡、孤、獨、廢疾者悉く其所を得たるをいふ 在農工商の職分 良家に歸ぐを得 貨は能く時へ能く使用し、必ずしも私に貯へ置くことをせず 各其力を竭して世の爲に働かざるも自身の爲にのみせず 姦邪の者の惡しき謀行はれず 盜賊の心配なければ戸を閉ぢず 天子諸侯は十孫世襲して禪讓

爲己。大人世及以爲禮。城郭溝池以爲固。禮義以爲紀。以正君臣。以篤父子。以睦兄弟。以和夫婦。以設制度。以立田里。以賢勇知。以功爲己。故謀用是作。而兵由此起。禹湯文武成王周公。由此其選也。此六君子者。未有不謹於禮者也。以著其義。以考其信。著有過。刑仁講讓。示民有常。如有不由此者。在執者去。衆以爲殃。是謂小康。

の道絶え 仁愛の道に則り 常の法 王者の爵位に居る者 民に殃する所の主と爲す

言偃復問曰。如此乎禮之急也。孔子曰。夫禮先王以承天之道。以治人之情。故失之者死。得之者生。詩曰。相鼠有禮。人而無禮。人而無禮。胡不遄死。是故夫禮

言偃復た問うて曰く、此の如きか、禮の急なるや。孔子曰く、夫れ禮は先王以て天の道を承け、以て人の情を治む。故に之れを失ふ者は死し、之れを得る者は生く。詩に曰く、鼠を相るに體あり、人にして禮なからんや。人にして禮なくんば、胡ぞ遄に死せざると。是の故に夫れ禮は必ず天に本づき、地に殺ひ、鬼神に列し、喪祭、射御、冠昏、朝聘に達す。故に聖人禮を以て之に示す。故に天下國家得て正しくすべし。言偃復た問ひて曰く、夫子の禮を極言するは、得て聞く可きか。孔子曰く、我夏の道を觀んと欲す、是の故に杞に之けり。而して徵する

必本於天。設於地。列於鬼神。達於喪祭。射御。冠昏。朝聘。故聖人以禮示之。故天下國家可正也。言偃復問曰。夫子之極言禮也。可得而聞歟。孔子曰。我欲觀夏道。是故之杞。而不足徵也。吾得《坤乾》。《坤乾》之义。《坤乾》之

に足らざるなり、吾夏の時を得たり。我殷の道を觀んと欲す、是の故に宋に之けり。而して徵するに足らざるなり。吾坤乾を得たり。坤乾の義、夏の時等、吾是を以て之れを觀る。夫れ禮の初めは諸を飲食に始む、其の黍を燔き豚を押き、汗尊して抔飲し、蕡桴して土鼓す。猶ほ若く以て其敬を鬼神に致すべし。其死するに及びてや、屋に升りて號び告げて曰く、臯、某復れと。然る後に腥を飯せしめて孰を苴にす。故に天に望んで地に藏す。體魄は則ち降り、知氣は上に在り。故に死者は北首し、生者は南郷す、皆其の初に従ふなり。

● 禮は天理の節文なり、故に天の道禮を承くといふ ● 禮 ● 詩經、鄭風相鼠の篇 ● 天理に本づき ● 山澤の高卑の勢あるに倣ひ上下の等を效す ● 禮の始より終までの説 ● 禹の道 ● 杞は夏の後 ● 禮 ● とする程のものを見ず ● 夏の時の書 ● 湯王の道 ● 宋は殷の後 ● 坤乾の易 ● 斯の如くして ● 禮 ● 黍米を燒石の上に置きて燔きて熟せしむ ● 切りひらき燒石の上に置きて燒く ● 土地を掘りて手を以て掘ひ飲む ● 土魂を擲りて推となし、土にて製りたる鼓を擊つ ● 聲を長く引きて死者某復れと叫びて蘇生せしめんとつとめ ● 上古は火食を知らざれば生の稻米を含ましめ、中古は火食を知りてよりあぶる肉を苞みて死者を送る供物とす ● 天を窺みて魂を招き地を掘りて體魄を藏む ● 南方に向ふ

有_レ所。是謂_レ承_レ天_レ之_レ祐。作_レ其_レ祝_レ號。玄酒以_レ祭。薦_レ其_レ血毛。腥_レ其_レ俎。孰_レ其_レ穀。與_レ其_レ越_レ席_レ疏_レ布_レ以_レ覆_レ衣。其_レ滌_レ帛_レ醴_レ醢_レ以_レ獻。薦_レ其_レ燔_レ炙。君_レ與_レ大夫_レ交_レ獻。以_レ嘉_レ魂_レ魄。是謂_レ合_レ莫。然後_レ退_レ而_レ合_レ享。體_レ其_レ犬_レ豕_レ牛_レ羊_レ。實_レ其_レ簋_レ筮_レ蓬_レ豆_レ鉶_レ羹。祝_レ以_レ孝_レ告。嘏_レ以_レ慈_レ告。是謂_レ大_レ祥。此_レ禮_レ之_レ大_レ成_レ也。

○ 先の湯びきしたる肉をとり合せて煮 合烹
 したる犬豕牛を擇り分けて 大に完成せざるものなり

○ 孔子曰。嗚呼哀哉。我_レ觀_レ周_レ道。幽_レ厲_レ傷_レ之_レ。吾_レ舍_レ魯_レ何_レ適_レ矣。魯_レ之_レ郊_レ禘。非_レ禮_レ也。周_レ公_レ其_レ衰_レ矣。杞_レ之_レ郊_レ也。禹_レ也。宋_レ之_レ郊_レ也。契_レ也。是_レ天_レ子_レ之_レ事_レ守_レ也。故_レ天_レ子_レ祭_レ天_レ地_レ。諸

○ 孔子曰く、嗚呼哀しいかな、我周道を觀るに幽厲之れを傷る、吾魯を捨てて何くにか適かん。魯の郊禘、禮を非へるは、周公其れ衰へたるなり。杞の郊は禹なり、宋の郊は契なり、是れ天子の事の守なり。故に天子は天地を祭り、諸侯は社稷を祭る。○ 祝嘏敢て其の常古を易ふること莫きを、是れを大假と謂ふ。祝嘏辭說の宋祝・巫史に藏するは、禮に非ざるなり。是を幽國と謂ふ。醜、尸君に及ぶは、禮に非ざるなり。是れを僭君と謂ふ。冕弁兵革、私家に藏するは、禮に非ざるなり、是れを魯君と謂ふ。大夫、官を具へ、祭器假らず、聲樂皆具ふ

侯祭_レ社_レ稷_レ○ 祝_レ嘏_レ莫_レ敢_レ易_レ其_レ常_レ古_レ。是_レ謂_レ大_レ假_レ。祝_レ嘏_レ辭_レ說_レ。藏_レ於_レ宗_レ祝_レ巫_レ史_レ。非_レ禮_レ也。是_レ謂_レ幽_レ厲_レ。傷_レ之_レ。吾_レ舍_レ魯_レ何_レ適_レ矣。魯_レ之_レ郊_レ禘。非_レ禮_レ也。周_レ公_レ其_レ衰_レ矣。杞_レ之_レ郊_レ也。禹_レ也。宋_レ之_レ郊_レ也。契_レ也。是_レ天_レ子_レ之_レ事_レ守_レ也。故_レ天_レ子_レ祭_レ天_レ地_レ。諸

侯祭社稷。○ 祝嘏莫敢易其常古。是謂大假。祝嘏辭說。藏於宗祝巫史。非禮也。是謂幽厲。傷之。吾舍魯何適矣。魯之郊禘。非禮也。周公其衰矣。杞之郊也。禹也。宋之郊也。契也。是天子之事守也。故天子祭天地。諸

るは、禮に非ざるなり、是れを亂國と謂ふ。故に公に仕ふるに臣と曰ひ、家に仕ふるに僕と曰ふ。三年の喪と、新に昏ある者とは、期まで使はず。衰裳を以て朝に入ると、家僕と雜居し、齒を齊しくするとは、禮に非ざるなり。是れを君、臣と國を同じくすと謂ふ。故に天子田あり、以て其子孫を處く。諸侯國あり、以て其子孫を處く。大夫采あり、以て其子孫を處く。是れを制度と謂ふ。故に天子、諸侯に適くに、必ず其祖廟に舍す、而して禮籍を以て入らざるを、是れを天子法を壞り紀を亂ると謂ふ。諸侯疾を問ひ、喪を弔するに非ずして、諸臣の家に入る、是れを君臣誼を爲すと謂ふ。

○ 幽王、厲王 ○ 郊禘は祭の名 ○ 周公の道 ○ 夏殷周三代の盛王なり ○ 殷の始祖なり ○ 天子の事を守りて以て其祖に事ふ可し ○ 古法を常とすること ○ 編の大なること ○ 幽侯の國 ○ 殷は夏の時、舜は殷は殷の爵 ○ 殷は宋、杞二國の王のみ用ふる筈なるに列國の諸侯の用ひて尸君に獻す ○ 僭上の君 ○ 冕は祭服の冠、弁を皮弁 ○ 大夫の家に所藏するは ○ 強臣に發さる、君 ○ 役人を備へ置く ○ 大夫田藏なし、故に祭器を假る可きに假らず ○ 喪服の中に入朝す ○ 君と臣と同等に國を治む ○ 先王之制度 ○ 法度を壞り紀綱を亂る ○ 戲論

明不使。以衰裳入朝。與三家僕。雖居齒。非禮也。是謂君與臣同國。故天子有田。以處其子孫。諸侯有國。以處其子孫。大夫有采。以處其子孫。是謂制度。故天子適諸侯。必告其祖廟。而不下以禮籍。入。是謂天子壞法亂紀。諸侯非問疾。甲喪。而入諸臣之家。是謂君臣為讎。

是故禮者。君之大柄也。所以別嫌明微。儆鬼神。考制度。別仁義。所治政安君也。故政不正則君位危。君位危則大臣倍。小臣竊。刑罰無常。法無禮。無禮則士不事也。刑庸弗歸也。是謂

是の故に禮は君の大柄なり、嫌を別け、微を明にし、鬼神を儆し、制度を考へ、仁義を別くる所以、政を治め君を安んずる所以なり。政に公正しからざれば、則ち君位危く、君位危ければ、則ち大臣倍き、小臣竊む。刑罰くして俗儆るれば、則ち法常なく、法常なければ、禮列なし、禮列なければ、則ち士事へず、刑罰くして俗儆るれば、則ち民歸せず。是れを疵國と謂ふ。故に政は君の身を藏する所以なり。是の故に夫の政は必ず天に本づき、殺うて以て命を降す。命、社より降る、之れを地に殺ふと謂ふ。祖廟より降る、之れを仁義と謂ふ。山川より降る、之れを興作と謂ふ。五祀より降る、之れを制度と謂ふ。此れ聖人身を藏する所以の固なり。故に聖人は天地に參し、鬼神に並び、以て政を治む。其の存する所に處るは、禮の序なり。其の樂む所を玩ぶは、民の治なり。故に天、時を

疵國。故政者君之所以藏身也。是故夫政必本於天。殺以降命。命降于社。之謂殺地。降于祖廟。之謂仁義。降于山川。之謂興作。降於五祀。之謂制度。此聖人所以藏身之固也。故聖人參於天地。並於鬼神。以治政也。處其所存。禮之序也。玩其所樂。民之

生じて、地、財を生じ、人は其の父生みて、師之れを教ふ。四つの者は、君正を以て用ふ。故に君は過なきの地に立つ。故に君は明らるる所なり。人に明る者に非ざるなり。君は養はるる所なり。人を養ふ者に非ざるなり。君は事へらる所なり、人に事ふる者に非ざるなり。故に君人に明れば則ち過あり。人を養へば則ち足らず。人に事ふれば則ち位を失ふ。故に百姓、君を則りて以て自ら治む。君を養ひて以て自ら安んず。君に事へて以て自ら顯かにす。故に禮達して分定る。故に人皆其の死を愛みて、其の生を患ふ。

- 器の柄あるが如く大切なるものなり
- 禮を以て接し
- 駭急なり
- 上下の列
- 疵病の國
- 安ずる所以なり
- 敬ひ則る
- 命令
- 土地の神なり
- 財貨
- 天地の間に立ちてまじはり
- 天地鬼神の存する處に處るは
- 四時の運行
- 財貨
- 則り敬ふ
- 奉養する
- 服事する
- 君は一人にして養ふ處の民億兆なれば必ず足らず
- 爵を賜はるの榮あるをいふ
- 名分明かなること
- 義を守りて死せざることを思ひ、不義にして生くるを恥づ

治也。故天生時而地生財。人其父生而師教之。四者君以正用之。故君者立於無過之地。

也。故君者所明也。非不明人者也。君者所養也。非不養人者也。君者所事也。非不事人者也。故君明人則有過養人則不足。事人則失位。故百姓則君以自治也。養君以自安也。事君以自顯也。故禮達而分定。故人皆愛其死而患其生。

故用二人之知去其詐。用二人之勇去其怒。用二人之仁去其貪。故國有患君死社稷。謂之義。大夫死宗廟。謂之變。故聖人耐以天下爲一家。以中國爲一人者。非意之也。必知其情。辭於其義。明於其利。達於其患。然後能爲之。何謂

故に、人の知を用ひて、其詐を去り、人の勇を用ひて、其怒を去り、人の仁を用ひて、其貪を去る。故に國、患あるに、君、社稷に死す、之れを義と謂ひ、大夫宗廟に死す、之れを變と謂ふ。故に聖人耐く天下を以て一家と爲し、中國を以て一人となす者は、之を意るに非ざるなり。必ず其情を知り、其義を辟き、其利を明かにし、其患を達し、然る後に能く之を爲す。何をか人情と謂ふ。喜怒哀懼愛惡欲なり。七の者は學ばずして能くす。何をか人の義と謂ふ。父は慈、子は孝、兄は良、弟は弟、夫は義、婦は聽、長は惠、幼は順、君は仁、臣は忠なるなり。十の者は之れを人の義と謂ふ。信を講じ睦を脩む、之れを人の利と謂ひ、爭奪相殺す、之れを人の患と謂ふ。故に聖人の人の七情を治め、十義を脩め、信を講じ睦を脩め辭讓を尙び、爭奪を去る所以は、禮を舍

人情。喜怒哀懼愛惡欲。七者弗學而能。何謂人義。父慈。子孝。兄良。弟弟。夫義。婦聽。長惠。幼順。君仁。臣忠。十者謂之人義。講信脩睦。謂之人利。爭奪相殺。謂之人患。故聖人之所下以治人七情。脩十義。講信脩睦。尙辭讓。去爭奪。舍禮何以治之。飲食男女。人之大欲存焉。死亡貧苦。人之大惡存焉。故欲惡者。心之大端也。人藏其心。不可測度也。美惡皆在其心。不見其色也。欲一以窮之。舍禮何以哉。

きて何を以てか之を治めん。飲食男女は、人の大欲存す。死亡貧苦は、人の大惡存す。故に欲惡は心の大端なり。人は其心を藏して、測度す可からず。美惡皆其心に在りて、其色に見れず。一以て之を窮めんと欲せば、禮を舍きて何を以てせんや。

- 智謀ある者の弊たる欺詐 ● 剛勇なる者の弊たる猛暴 ● 愛の弊たる貪 ● 喜説、疑は辨なり、論は正のごとし ● 私意臆度を用ひてするにあらざるなり ● 聽従すること ● 大に惡み嫌ふ ● 推測す ● 顔色 ● 一々窮めて心中の美惡を講らんと欲せば

故人者。其天地之德。陰陽之交。鬼神之會。五行之秀氣也。故天秉

故に人は其れ天地の德、陰陽の交、鬼神の會、五行の秀氣なり。故に天、陽を秉りて日星を垂れ、地陰を秉りて山川に竅す。五行を四時に播き、和して後に月生ず。是れを以て三五にして盈ち、三五にして闕く。五行の動は、迭ひに相觸く、

陽垂日星於地
乘陰察於山
川播五行於
四時和而後
月生也。是以
三五而盈。三
五而闕。五行
之動。迭相竭
也。五行四時
十二月。還相
爲木也。五聲
六律十二管。
還相爲宮也。
五味六和十
二食。還相爲
質也。五色六
章十二衣。還
相爲質也。故
人者天地之心
也。五行之端
也。食味別聲
被色而生者
也。

故聖人作則。

五行四時十二月。還りて本を相爲す。五聲六律十二管。還りて宮を相爲す。五味六和十二食。還りて質を相爲す。五色六章十二衣。還りて質を相爲す。故に人は天地の心なり。五行の端なり。味を食ひ聲を別け色を被りて生ずる者なり。

● 實理 ● 變合 ● 妙合 ● 秀でて尤も麗なるもの ● 氣を通はず ● 和順して ● 月明生ず ● 月の初より十五日即ち望にして滿月となり、望より十五日即ち晦にして闕く ● 四時にていへば春は髮の本をなし、夏は秋の本をなし、秋は冬の本をなすが如く循環して止まざるをいふ ● 宮・商・角・徵・羽 ● 黃鍾・太蕤・姑洗・蕤賓・夷則・無射 ● 六律と六呂即ち大呂・應鍾・南呂・林鍾・仲呂・夾鍾とを併せたもの、是れ氣を通ずる聲の名 ● 酸・苦・辛・鹹・甘 ● 五味と加禱 ● 十二ヶ月の食する所のもの、譬へば春三月は酸を質とし、夏三月は苦を以て質とする如きをいふ ● 青・赤・黃・白・黑 ● 五色に天玄を併せていふ ● 十二ヶ月に著る衣、月令に春は青を着、夏は朱を着るの類 ● 禮を以て言ふ ● 氣を以て言ふ ● 五味 ● 五

故に聖人則を作して、必ず天地を以て本を爲し、陰陽を以て端と爲し、四時を

必以天地爲本。以陰陽爲端。以四時爲柄。以日月爲紀。鬼神以爲徒。五行以爲質。禮義以爲器。人情以爲田。四靈以爲畜。以天地爲木。故物可舉也。以陰陽爲端。故情可嗜也。以四時爲柄。故事可勸也。以日月爲紀。故事可列也。月以爲量。故功有藝也。鬼

以て柄と爲し、日星を以て紀と爲し、月以て量と爲し、鬼神以て徒と爲し、五行以て質と爲し、禮義以て器と爲し、人情以て田と爲し、四靈以て畜を爲す。天地を以て木と爲す、故に物舉ぐべきなり。陰陽を以て端と爲す、故に情嗜るべきなり。四時を以て柄と爲す、故に事勸むべきなり。日星を以て紀と爲す、故に事列すべきなり。月以て量と爲す、故に功藝あるなり。鬼神以て徒と爲す、故に事守あるべきなり。五行以て質と爲す、故に事復すべきなり。禮義以て器と爲す、故に事行考ることあるなり。人情以て田と爲す、故に人以て與と爲るなり。四靈以て畜と爲す、故に飲食由ふることあるなり。何をか四靈と謂ふ。麟鳳龜龍、之れを四靈と謂ふ。故に龍以て畜と爲す、故に魚鮪滄せず。鳳以て畜と爲す、故に鳥、循せず。麟以て畜と爲す、故に獸、狝せず。龜以て畜と爲す、故に人情失はず。故に先王善繩を乘りて、祭祀を列し、瘞繒し、祝嘏の辭説を宣け、制度を設く。故に國に禮あり、官に御あり、事に職あり、禮に序あり。故に先王、禮

神以爲徒。故
事可守也。五
行以爲質。故
事可復也。禮
義以爲器。故
事行有考也。
人借以爲田。
故人以爲與。
也。四靈以爲
畜。故飲食有
由也。何謂四
靈。麟鳳龜龍。
謂之四靈。故
龍以爲畜。故
魚鮪不捨。鳳
以爲畜。故鳥
不循。麟以爲
畜。故獸不狘。
龜以爲畜。故
人情不失。故

の下に達せざるを患ふ。故に帝を郊に祭るは、天位を定むる所以なり。社を國に
祀るは、地利を列する所以なり。祖廟は仁に本づく所以なり。山川は鬼神を儀す
る所以なり。五祀は事に本づく所以なり。故に宗祝、廟に在り。三公、朝に在り。
三老、學に在り。王巫を前にし史を後にし、卜筮瞽侑、皆左右に在り。王は中心
爲すこと無きなり、以て至正を守る。

● 典則 ● 權柄 ● 季節の早晚を紀す ● 十二月の分限 ● 祭件 ● 正しきもの ● 器具 ● 田
地 ● 人家に飼養する獸即ち六畜 ● 事物の理皆舉げ行ふことを得べし ● 善惡の情 ● 萬事勤め勉
めさして成就するを得べし ● 十二月間の爲すべき事を詳かに列ねて之によつて民に事を爲さしむ ● 今議
周り終りて來年復た始まる ● 事として行つて成らざることをなし ● 室の奥あるが如し ● 麟鳳龜龍
鳥獸魚鼈の長たる四靈至れば其屬集り、以て庭廟に俱ふ可し ● 驚き散らさず ● 驚き飛び去らさず ● 驚
き逃走せず ● 卜を以て可否を知る故に其情の正を失はず ● 幣を埋めて神に贈る ● 掘り述べ
治むる所あり ● 其序を得 ● 天下君を尊むの禮を致すことを知る、故に天位を定むる所以なり ● 地
より食貨の利を得ることを表はし、本に報いるの禮を知らしむる所以なり ● 人君、子の禮を以て尸に事ふる
は、親に事ふ仁の實を下民に知らしむるを教ふる所以なり ● 信實する ● 諸事を爲すことに本づく
君道の至正

先王秉著龜。列祭祀。瘞瘞。宣視。綴辭。設制度。故國有禮。官有御。事有職。禮有序。故先王
患禮之不達於下也。故祭帝於郊。所以定天位也。祀社於國。所以列地利也。祖廟所以本
仁也。山川所以備鬼神也。五祀所以本民事也。故宗祝在廟。三公在朝。三老在學。王前巫而
後史。卜筮瞽侑。皆在左右。王中心無爲也。以守至正。

故禮行於郊。
而百神受職。
焉。禮行於社。
而百貨可極。
焉。禮行於祖
廟。而孝慈服
焉。禮行於五
祀。而正法則
焉。故自郊社
祖廟山川五
祀。義之脩而
禮之藏也。是
故夫禮。必本
於大。一。分。而
爲天地。轉。而

故に禮、郊に行はれて、百神、職を受く。禮、社に行はれて、百貨極む可
し、禮、祖廟に行はれて、孝慈服す。禮、五祀に行はれて、法則を正す。故に
郊社、祖廟、山川、五祀よりするは、義の脩にして禮の藏なり。是の故に夫の禮
は必ず大に本づく。分れて天地と爲り、轉じて陰陽と爲り、變じて四時と爲り、
列して鬼神と爲る。其の降すを命を曰ふ。其の天に官するなり。夫れ禮は必ず
天に本づき、動きて地に之き、列して事に之き、變じて時に從ひ、分藝に協ふ。
其の人に居りては養と曰ふ。其の之れを行ふには、貨力、辭讓、飲食、冠昏、
喪祭、射御、朝聘を以てす。故に禮義は、人の大端なり、信を講じ睦を修めて、
人の肌膚の會、筋骸の束を固くする所以なり。生を養ひ死を送り、鬼神に事ふる

爲陰陽變而爲四時列而爲鬼神其降曰命其官於天也夫禮必本於天動而之地列而之事變而從之協於分藝其居人也曰養其行之以貨力辭讓飲食冠昏喪祭射御朝聘故禮義也者人之大端也所以講信脩睦而固中人肌膚之會筋骸之束也所以養生送死事鬼神之大端也所以達天道順人情之大寶也故唯聖人爲知禮之不可已也故壞國喪家亡人必先去其禮故禮之於人也猶酒之有蘖也君子以厚小人以薄

故聖王脩義

所以の大端なり。天道に達し人情に順ふ所以の大寶なり、故に唯聖人、禮の以て已む可べからざるを知ると爲す。故に國を壞り家を喪ひ人を亡すは、必ず先づ其禮を去ればなり。故に禮の人に於けるや、猶ほ酒の蘖あるがごとし。君子は以て厚し、小人は以て薄し。

● 百神各々所得各々風雨節あり寒暑時あるをいふ ● 百貨を得て盡く使用することを得て遺利なし ● 孝慈の道を服し行ふ ● 貴賤の禮各制度あり亂れず ● 修飾 ● 府藏 ● 物事のはじめ、太極 ● 天に法を主とす ● 地に敬ふ ● 五穀を藝うる時季に適合す ● 人に取っては ● 義 ● 貨財の資り ● 身體の情儀傾側を固むる意 ● 大なる穴藏 ● かうち ● 禮に厚し

故に聖王、義の柄、禮の序を脩めて、以て人情を治む。故に人情は聖王の田なり

之柄。禮之序。以治人情。故人情者。聖王之田也。脩禮以耕之。陳義以種之。講學以耨之。本仁以聚之。播樂以安之。故禮也者。義之實也。協諸義而協。則禮雖先王未之有。可以義起也。義者。藝之分。仁之節也。協於藝。講於仁。得之者強。仁者義之本也。順之體也。得之

り、禮を脩めて以て之れを耕し、義を陳べて以て之れに種ふ、學を講じて以て之れを耨り、仁に本づきて以て之れを聚め、樂に播きて以て之れに安んず。故に禮は義の實なり。諸を義に協せて協はば、則ち禮は先王未だ之れ有らずと雖も、義を以て起すべきなり。義は藝の分、仁の節なり。藝を協せ、仁を講にす、之れを得る者は強し。仁は義の本なり、順の體なり。之れを得る者は尊し。故に國を治むるに禮を以てせざるは、猶ほ耨なくして耕すがごとし。禮を爲して義に本づかざるは、猶ほ耕して種ふざるがごとし。義を爲して之れを講ずるに學を以てせざるは、猶ほ種ふて耨らざるがごとし。之れを講ずるに學を以てして、之を合すに仁を以てせざるは、猶ほ耨りて穫らざるがごとし。之れを合はするに仁を以てして、之れを安するに樂を以てせざるは、猶ほ穫りて食はざるがごとし。之れを安するに樂を以てして、順に達せざるは、猶ほ食うて肥えざるがごとし。四體既に正しく、膚革充盈なるは、人の肥えたるなり。父子篤く、兄弟

者尊。故治國不以禮。猶無相而耕也。爲禮不本於義。猶耕而弗種也。爲義而不講之以學。猶種而弗耨也。講之以學而不合之以仁。猶耨而弗穫也。合之以仁而不安之以禮。猶穫而弗食也。安之以禮而不達於樂。猶食而不肥也。四體既正。膚革充盈。人之肥也。父

睦じく、夫婦和するは、家の肥えたるなり。大臣法あり、小臣廉に、官職相序し、君臣相正しきは、國の肥えたるなり。天子、徳を以て車と爲し、樂を以て御と爲し、諸侯、禮を以て相與し、大夫、法を以て相序し、士、信を以て相考し、百姓睦を以て相守るは、天下の肥えたるなり。是れを大順と謂ふ、大順は生を養ひ死を送り、鬼神に事ふる所以の常なり。故に事大に積んで苑らず、並び行はれて纏まらず、細に行はれて失はず、深くして通じ、茂して間あり、連りて相及ばず、動きて相害せず、此の順に至れるなり。故に順に明にして、然る後に能く危きを守るなり。

- ① 田の如きものなり
- ② 先王の行ひたるもの
- ③ 義に協ひて當に爲す可きに適合せば禮を創むと雖も可なり
- ④ 分限
- ⑤ 節度
- ⑥ 本體
- ⑦ 收穫
- ⑧ 大順
- ⑨ 身體の意
- ⑩ 皮膚
- ⑪ 仁義に由りて行くなり
- ⑫ 動いて和せずといふことなし
- ⑬ 朝聘時を以てするなり
- ⑭ 法ありて上、下に偏らざ、下、上を備せざるなり
- ⑮ 長き約束を忘れずして守る
- ⑯ 互ひに判證して助合ふ
- ⑰ 苑池
- ⑱ 小事の行と雖も其常を失はず
- ⑲ 兩物連接して來るも争を起さず
- ⑳ 危亡に至らざる様に戒め守る

子篤。兄弟睦。夫婦和。家之肥也。大臣法。小臣廉。官職相序。君臣相正。國之肥也。天子以徳爲車。以樂爲御。諸侯以禮相與。大夫以法相序。士以信相考。百姓以睦相守。天下之肥也。是謂大順。大順者。所以養生送死事鬼神之常也。故事大積焉而不苑。並行而不纏。細行而不失。深而通。茂而有間。連而不相及也。動而不相害也。此順之至也。故明於順。然後能守危也。

故禮之不同也。不豐也。不殺也。所以持情而合危也。故聖王所以順。山者不使居川。不使三渚者居中原。而弗敵也。用水火金木。飲食必時。合男女。頒爵位。必當年德。用民必

故に禮の同じからざることを、豊にせず、殺がざるは、情を持して危きを合はす所以なり。故に聖王の順なる所以は、山は川に居らしめず、渚は中原に居らしめずして、敵さざるなり。水火金木を用ふると、飲食とは必ず時あり、男女を合はせ爵位を頒つは、必ず年徳に當り、民を用ふること必ず順なり。故に水旱昆蟲の災なく、民の凶饑妖孽の疾なし。故に天其道を愛します、地其寶を愛します、人其情を愛します。故に天、膏露を降し、地、醴泉を出し、山、器車を出し、河、馬圖を出し、鳳凰麒麟、皆郊祇に在り。龜龍宮沼に在り。其餘鳥獸の卵胎、皆俯して闕ふ可し。則ち是れ故なし。先王能く禮を脩めて以て義に

之立禮也。有本有文。忠信禮之本也。義理禮之文也。無本不立。無文不行。禮也者。合於天時。設於地財。順於鬼神。合於人心。理萬物者也。是故天時有宜也。地理有能也。物曲有利也。故天不生地不養。君子不以爲禮。鬼神弗饗也。居山以魚鼈爲禮。居澤以鹿豕爲禮。君子謂之不知禮。故必舉其定國之數。以爲禮之大經。禮之大倫。以地廣狹。禮之薄厚。與二年之上。是故年雖大殺。衆不匡懼。則上之制禮也。節矣。

之禮を知らずと謂ふ。故に必ず其の定まれる國の數を擧げて、以て禮の大經と爲す。禮の大倫は地の廣狹を以てし、禮の薄厚は、年の上下と爲す。是の故に年大殺と雖も、衆匡懼せざるは、則ち上の禮を制すること節あり。

- 禮を配するは人をして禮を成さしむるの義 ● 身を治むる器 ● 大に成人の行を備ふ ● 竹 ● 青皮
- 大節 ● 春夏秋冬に渡りて ● 仁に歸せざることをなく ● 天の自然に萬物を生ずる時に逆はざる機に其の時節の物を以て祭に供し ● 土地によりて應せざる物あれば強ひて珍らしきを求めず其土地の產物を以て祭に供し ● 萬物各々其理を得るものなり ● 人各々能不能あり、故に其能に隨ひて各々其官職に在るをいふ
- 物各々性あるにより其性のまゝに使用す ● 時節にあらざる珍物 ● 場所ちがひの所に生ずる物
- 國內に生ずる處の產物の多少の數を書して ● 大法 ● 天地宗廟の祭、父子の道、君臣の義の倫の類は土地を所有する廣狹によつて定む。これ天子、諸侯、卿、大夫等各々土地所有の等級あるを以てなり ● 禮の豊凶による ● 凶年 ● 財を通用せざるにあり

○禮の時爲大。順次之。體次之。宜次之。稱次之。堯授禹。湯放桀。武王伐紂。時也。詩云。匪革其猶。聿追來孝。天地之祭。宗廟之事。父子之道。君臣之義。倫也。社稷山川之事。鬼神之祭。體也。喪祭之用。賓客之交。義也。羔豚而祭。百官皆足。大牢而祭。不備有餘。此之

○禮は時を大と爲し、順之れに次ぎ、體之れに次ぎ、宜之れに次ぎ、稱之れに次ぐ。堯は舜に授け、舜は禹に授け、湯は桀を放ち、武王は紂を伐つは、時なり。詩に云ふ、其の猶を革にせんとには匪ず、聿追ひて來り孝ならんとす。天地の祭、宗廟の事、父子の道、君臣の義は、倫なり。社稷山川の事、鬼神の祭は、體なり。喪祭の用、賓客の交は、義なり。羔豚して祭るも、百官皆足り。大牢して祭るも、必ずしも餘あらず。此れ之れを稱へりと謂ふなり。諸侯總を以て寶と爲し、圭を以て瑞と爲す、家は龜を寶とせず、圭を藏とせず、門を臺にせず、稱あるを言ふなり。○禮に多きを以て貴しと爲す者あり。天子は七廟、諸侯は五、大夫は三、士は一。天子の豆は二十有六、諸公は十有六、諸侯は十有二、上大夫は八、下大夫は六。諸侯は七介七牢、大夫は五介五牢。天子の席は五重、諸侯の席は三重、大夫は再重、天子崩すれば、七月にして葬り、五重八襲、諸侯は五月にして葬り、三重六襲、大夫は三月にして葬り、再重四襲、此れ多き

之厚。丘封之
大。此以爲大爲
貴也。有以爲小
爲貴者。宗廟
之祭。貴者獻
以爵。賤者獻
以散。尊者舉
解。單者舉角
五獻之尊。門外
七尺。大夫五尺。
士三尺。天子諸
侯之尊。廢禁。大
夫士樹禁。此以
下爲貴也。

禮有以文爲
貴者。天子龍
裘。諸侯黼。大
夫黻。士玄衣
纁裳。天子之
冕。朱綠藻。十
有二旒。諸侯
九。上大夫七。

- 副にて賓を助くる者なり、天子は天下を以て家となす故に介なし
- 一頭の牡羊のいりに
- 禮牛
- 一餐毎に飽を告ぐ
- 自ら其力に食むもの即ち農工商賈庶人の屬
- 殿の裝飾を施さざる木質の車
- 馬の腹帯及び鞅
- 殿の第三の路
- 諸侯の王に朝する時獨り圭璋を用ふ
- 琥は虎の形をなしたる玉、瑊は半環の形をなしたる玉にて圭璋より劣れり
- 多く重ねて酒樽を取るが主なきれば單席を用ふ
- 大夫一人に一揖す
- 衆人に對し一揖す
- 尸に獻するに用ふる一升入りの酒盃
- 五升入りの酒盃
- 三升入りの酒盃
- 四升入りの酒盃
- 子男の享禮
- 樽の名
- 郊祀には壇を築かず
- 地を描き清めて祭る
- 酒樽を載すの盤
- 同上

禮、文を以て貴しと爲す者あり。天子は龍裘、諸侯は黼、大夫は黻、士は玄衣纁裳、天子の冕は、朱緑の藻十有二旒、諸侯は九、上大夫は七、下大夫は五、士は三、此れ文を以て貴しと爲すなり。素を以て貴しと爲す者あり。至敬は文なく、父の黨には容なく、大圭は琢せず。大羹は和せず。大路は素にして越席、犧尊は疏布、寤、禰杓す。此れ素を以て貴しと爲すなり。孔子曰く、禮省にせざるべからざるなり。禮同じからざれども豊にせず殺すとは、此れの謂ひなり。蓋し稱を言ふなり。

下大夫五。士三。此以文爲貴也。有以素爲貴者。至敬無文。父黨無容。大圭不琢。大羹不和。大路素而越席。犧尊疏布。寤、禰杓。此之謂也。蓋言稱也。

- 龍を減きたる裘衣
- 斧の形を別したる衣
- 二の己の字を別したる衣
- 祭服の時被る冠
- 朱緑の二色の練を以て繩となし之を以て玉を貫きて冕に垂る
- 禮容は外賓に施すものなれば、父の族黨に見ゆるには用ふるに及ばず
- 明かに祭せざる可からず
- 禮は其施す處によつて異なり
- 過不及なき禮にす

禮之以多爲貴者。以其外心者也。德發揚。謝萬物。大則得。不以其多爲貴乎。故君子樂其發也。禮之以少爲貴者。以其內

禮の多きを以て貴しと爲す者は、其の心を外にする者を以てなり。德發揚して萬物に謝し、大いに物を理むること博し。此の如くなれば則ち多きを以て貴しと爲さざるを得んや。故に君子其發を樂むなり。禮の少きを以て貴しと爲す者は、其の心を内にする者を以てなり。德産の致や精微なり。天下の物を觀るに、以て其德に稱ふべき者なし。此の如くなれば則ち少きを以て貴しと爲さざるを得んや、是の故に君子は其獨を慎むなり。古の聖人、内之れ尊ぶことを

心者一也。德產之致也。精微。觀天下之物。無可三以稱其德者。如三此。則得三不以少爲貴乎。是故君子慎其獨一也。古之聖人。內之爲尊。外之爲樂。少之爲貴。多之爲美。是故先王之制禮也。不可多也。不可寡也。唯其稱也。是故君子大牢而祭。謂之禮。匹士大牢而祭。謂之攘。

爲し、外之れ樂むことを爲し、少きを之れ貴しと爲し、多きを之れ美と爲す。是の故に先王の禮を制するや、多くすべからず、寡くすべからず。唯其れ稱へり。是の故に君子大牢にして祭る、之れを禮と謂ひ、匹士大牢にして祭る、之れを攘と謂ふ。管仲鏤鼻朱紘あり、節を山にし祝に藻せり。君子以て濫と爲せり。晏平仲其の先人を祀るに、豚肩豆を擗はず、澣衣濯冠して以て朝せり、君子以て隘と爲せり、是の故に君子の禮を行ふや、慎まざる可からざるなり。衆の紀なり。紀散じて衆亂る。孔子曰く、我戦へば則ち克ち、祭れば則ち福を受くと。蓋し其道を得ればなり。

● 心を用ひて以て物を備ふるの草を爲す時は自然と心、物に在るを以ていふ ● 物の備ふるの理を設ぬること大にして其の備ること態々博し ● 其の心を外に用ひて以て物の備ることを樂む ● 敬致致等神を祭ること心を専らにするを以てなり ● 天地の徳、萬物を生ずること ● 誠を存すること ● 禮の多寡は過不及なからしめ宜しきにかたへしむ ● 所はざること ● 野の大夫、禮を敷かして稱はざるをいふ ● 瓦に彫鏤の飾あるもの、瓦の緒の朱なるものを用ふ ● 山を柱頭の斗拱に刻り ● 櫓を梁上の栢柱に畫けり ● 禮を備ふる所行と爲せり ● 野の大夫、禮を敷して稱はざるをいふ ● 豚の兩肩を合せても豆に滿たず、

● 極めて小なるに喩ふ ● 殺して禮に稱はず、故に陋と爲せり ● 紀綱 ● 行ふの道を得るを以てなり

仲鏤鼻朱紘。山節藻祝。君子以爲濫矣。晏平仲祀其先人。豚肩不擗豆。澣衣濯冠以朝。君子以爲隘矣。是故君子之行禮也。不可不慎也。衆之紀也。紀散而衆亂。孔子曰。我戰則克。祭則受福。蓋得其道一矣。

○君子曰。祭祀不祈。不應。蚤不樂。葆大。不善嘉事。牲不及肥。大。薦不美。多品。孔子曰。臧文仲安知禮。夏父弗蒞逆祀。而弗止也。燔柴於奧。夫奧者。老婦之祭也。盛於盆。尊於

○君子曰く、祭祀は祈めず、蚤を應とせず、葆大を樂まず、嘉事を善しとせず、牲は肥大に及ばず、薦は多品を美とせず。孔子曰く、臧文仲安ぞ禮を知らんや、夏父弗蒞逆祀す。而るに止めざりき。柴を奥に燔けり。夫れ奥は老婦の祭なり、盆に盛り、瓶に尊するのみ。○禮なる者は猶ほ禮のまじるときなり、體の備はらざるを、君子之れを不成人と謂ふ。之を設くることの當らざるは、猶ほ備らざるがごとし。禮に大あり小あり、顯あり微あり。大なる者は損すべからず、小なる者は益すべからず、顯なる者は擗ふべからず、微なる者は大にすべからず。故に經禮三百、曲禮三千、其の教一なり。未だ室に入るに戸に由らざる者はあらず。○

瓶_レ○禮也者。猶_レ體也。體木_レ備。君子謂_レ之不成。人_レ設_レ之不當。猶_レ不備也。禮有_レ大有_レ小。有_レ顯有_レ微。大者不可_レ損。小者不可_レ益。顯者不可_レ揜。微者不可_レ大也。故經禮三百。曲禮三千。其致一也。未_レ有_レ入_レ室而不_レ由_レ戶者。○君子之於_レ禮也。有所_レ竭_レ情盡_レ。慎致_レ其敬。而誠上若。有_レ美而

君子の禮に於けるや、情を竭し慎を盡し其敬を致して誠なる所あり。美にして文ありて誠なるあり。君子の禮に於けるや、直にして行ふあり、曲にして殺ぐあり、經にして等なる有り、順にして討つるあり、擗りて播すあり、推して進むるあり、放ひて文なるあり、放うて致めざるあり、順にして撫ふあり。

- 私通を祈る爲めなり。● 常の時あり、時に先立ちて行ふは快とせず。● 夜は猶ほ裏のごとし。器幣の大
- 小長短は自ら定制有り盛大なるを以て樂む可しとせず。● 冠婚の禮と賞告と共に常儀あり、之を善しとして他の
- 祭を設けず。● 薦祭の品物一定の數あり、故に多品を美と爲さず。● 夏父弗養は魯の大夫、文公立つて二年八
- 月大廟に給祭す、時に夏父弗養宗伯となつて閔公の木主を移して僖公の下に置く、是れ臣、君の上に居るなり
- 夏父弗養は禮官でありながら老婦のなすべき柴を燔きて靈神を祭るは禮を失へるなり。● 靈神を祭ること
- 宗婦・京者をいふ。● 食を盆に盛り酒を瓶に盛りて靈神に供して祭るのみにて足れり。● 人體。● 不
- 具者。● 禮儀の大師三百條。● 其精神は同一なり。● 以下三事は内心の敬。● 美にして文ありては外
- 心の敬。● 直情徑行す。● 委曲にして滅殺す。● 常經の禮にして一般に等しく行ふ。● 尊卑の順序に
- 隨ひて漸次減殺す。● 上に在るものを下に施與すること。● 魯は祭の俎肉の群臣に及び漸次賤者に及びて惠に
- 預るが如きをいふ。● 卑を推し進めて尊者の禮を行ふことを得しむ。● 尊者の用ふる祭服祭器等に放ひて裝
- 飾する。● 尊者の禮を拾取して行ふ。

文而誠若。君子之於_レ禮也。有_レ直而行一也。有_レ曲而殺二也。有_レ經而等三也。有_レ順而討四也。有_レ漸而播也。有_レ推而進五也。有_レ放而文六也。有_レ放而不致七也。有_レ順而撫八也。

○三代之禮一也。民共由_レ之。或素或青。夏造殷因。周坐_レ尸。詔侑武。方其禮亦然。其道一也。夏立_レ尸而卒_レ祭。殷坐_レ尸。周旅_レ酬六尸。曾子曰。周禮其猶_レ醴與。○君子情者。非_レ其至者也。郊血。大饗腥。三獻爛。一獻孰。是故

○三代之禮は一なり。民共に之を由ふ。或は素或は青。夏は造め殷は因る。周は尸を坐せしめ、詔侑方武し、其の禮亦然り、其の道一なり。夏は尸を立たしめて祭を卒ふ。殷は尸を坐せしむ、周は六尸に旅酬す。曾子曰く、周の禮は其れ猶ほ醴のごときか。○君子曰く、禮の人情に近き者は、其の至れる者に非ざるなり。郊には血、大饗には腥、三獻には爛、一獻には孰、是の故に君子の禮に於けるや、作して其の情を致すに非ざるなり。此れ由りて始まるところ有るなり。是の故に七介以て相見るなり。然らざれば則ち已だ愨なり、三辭三讓して至る。然らざれば則ち已だ躋なり、故に魯人將に上帝に事あらんとすれば、必ず先づ預宮に事あり。晉人將に河に事あらんとすれば、必ず先づ惡池に事あり。齊人將に泰山に事あらんとすれば、必ず先づ配林に事あり。三月繋ぎ、七日戒し、三日

君子之於禮也。非作而致其情也。此有由始也。是故七介以相見也。不然則已。三辭三讓而不至。然則已。已。故魯人將有事於上帝。必先有事於類宮。晉人將有事於河。必先有事於惡池。齊人將有事於泰山。必先有事於配林。三月繁七日戒。三日宿。慎之至也。

宿す、慎の至なり。故に禮に擴詔あり、樂に相歩あり、溫の至なり。○禮は本に反り古を脩め、其の初を忘れざる者なり。故に凶事には詔せず、朝事には樂を以てす。醴酒を之れ用ひ、玄酒を之れ尚にし、割刀を之れ用ひて、鬻刀を之れ貴び、莞簞に之れ安じて、藁鞞を之れ設く。是の故に先王之禮を制するや、必ず主あるなり。故に述べて多く學ぶべきなり。

● 殷は白を尙ぶ ● 青は夏の黒に近し、白黒とはいはずして黃青といふ ● 創造 ● 武は無也。詔者、尸に告ぐるに威儀の節を以てし、情者は尸に勤めて飲食の進を爲す、共に祝官の職にして、其人は一定し居る體にあらずと也 ● 錢を出し合ひて酒を飲むこと ● 人情の欲する所のものと近きものは ● 意を加へて誦歌の情を爲すにあらざるなり ● 天理人情の極致によりて自然と誠敬を致すなり ● 風懸にして體の文なし ● 賓の初めて大門に至る時より廟中に至るまでに、主君と賓と三度辭して三度讓るをいふ ● 切迫して禮容なし ● 上帝を祭らんとする事 ● 諸侯の學 ● 預官に於て所饗に告ぐる事あり ● 河を祭らんとする事 ● 井州の小川、先づ此に於て祭る ● 泰山を祭らんとする事 ● 配林に於て先づ從祀の事あり ● 牲を三月の間牢に繋ぎて飼ひ ● 散齋なり ● 致齋なり ● 賓主相見ゆるに進き告ぐることあり ● 樂工に助け歩ましむることあり ● 本心の初に反り思ひ忘れざることを貴ぶ ● 朝廷の養老尊賢の事 ● 刀鏝に附したる古の刀、肉を削く、其の音節に中たしめん爲めなり ● 莞は藁の細きものにて造りたる席

故禮有擴詔。樂有相步。溫之至也。○禮也者。反本脩古。不忘其初者也。故凶事不詔。朝事以樂。醴酒之用。玄酒之尙。割刀之用。鬻刀之貴。莞簞之安。而藁鞞之設。是故先王之制禮也。必有主也。故可述而多學一也。

簞は竹席 ● 藁の席 ● 本に反り古を修むるを主とす

○君子曰。無節於內者。觀物弗之察矣。欲察物而不由禮。弗之得矣。故作事不以禮。弗之敬矣。出言不以禮。弗之信矣。故曰。禮也者。物之致也。○是故昔先王之制禮也。因

○君子曰く、内に節なき者は、物を觀ても之を察せず、物を察せんと欲して禮に由らざれば、之を得ず。故に事を作すに禮を以てせざれば、之れを敬せず、言を出すに禮を以てせざれば、之れを信ぜず。故に曰く、禮なる者は物の致なり。○是の故に昔先王之禮を制するや、其財物に因りて、其義を致すのみ。故に大事を作すには、必ず天時に順ひ、朝夕を爲すには、必ず日月に放ひ、高きを爲すには、必ず丘陵に因り、下きを爲すには必ず川澤に因る。是の故に天、雨澤を時にし、君子達豐豊す。○是の故に昔先王有徳を尙び、有道を尊び、有能に任じ、賢を擧げて之を置き、衆を聚めて之れに誓ふ。是故に天に因りて天に事へ、地に因り

其財物而致其義焉爾故作大事必順天時爲朝夕必放日月爲高必因丘陵爲下必因川澤是故天時雨澤君子達禮聖焉○是故昔先王尚德尊有道任有能舉賢而置之聚衆而誓之是故因天事天因地事地因名山升中于天因吉土以饗帝于郊升中于天而風皇降龜龍假饗帝于郊而風雨節寒暑時是故聖人南面而立而天下大治○

て地に事へ、名山に因りて、中を天に升ぐ、吉土に因りて、以て帝を郊に饗す。中を天に升けて、鳳皇降り、龜龍假る。帝を郊に饗して、風雨節あり、寒暑時あり。是の故に聖人南面して立ち、而して天下大いに治る。

- 禮の節文 ● 極致 ● 幣玉牲牢黍稷の類 ● 祭祀の大事 ● 啓發して郊し、開見して嘗し、始殺して嘗し、閉嘗して蒸するが如し ● 勉勵す ● 有徳有道有能の士を左右に置き ● 百官 ● 警戒す ● 天の尊きに ● 地の卑きに ● 諸侯の治功平成の事を天に告ぐ

○天道至教。聖人至徳。廟堂之上。壘尊在阼。犧尊在西。廟堂之下。縣鼓在西。應

○天道は至教なり、聖人は至徳なり。廟堂の上に、壘尊阼に在り、犧尊西に在り、廟堂の下に、縣鼓西に在り、應鼓東に在り、君阼に在り、夫人房に在り。大明東に生じ、月西に生ず。此れ陰陽の分、夫婦の位なり。君は西に犧象に酌み、夫人は東に壘尊に酌む。禮上に交り動き、樂下に交り應ず、和の至なり。○禮は、

鼓在東。君在阼。夫人在房。大明生於東。此陰陽之分。夫婦之位也。君酌犧象。夫人酌壘尊。禮交動乎上。樂交應乎下。和之至也。○禮也者。反其所以自生。樂也者。樂其所自生。成是故先王之制禮也。以節事脩樂。以道志。故觀其禮樂而治亂可知也。適伯

其の自りて生ずる所に反る。樂は、其の自りて成る所を樂む。是の故に先王の禮を制するや、以て事を節し、樂を脩めて以て志を道く、故に其禮樂を觀て治亂知るべきなり。適伯玉曰く、君子の人は達す、故に其器を觀て其工の巧を知り、其發を觀て、其人の知を知る。故に曰く、君子其の人を與する所以の者を慎むと。○大廟の内は敬す。君親ら性を牽き、大夫幣を贊して從ふ。君親ら制して祭り、夫人盎を薦む。君親ら性を割き、夫人酒を薦む。卿大夫は君に從ひ、命婦は夫人に從ひ、洞洞乎として其れ敬なり。屬屬乎として其れ忠なり、勿勿乎として其れ其の之れを饗けんことを欲す。性を納るゝとき庭に詔け、血毛は室に詔け、羹定たるときは堂に詔け、三詔皆位を同じくせず。蓋し求めて未だ之を得ざるを道ふなり。祭を堂に設け、衽を外に爲す。故に曰く、彼れに於けるか、此れに於けるか。

- 陰陽の運は至極の教なり ● 聖人體樂の作は至極の徳なり ● 夏后氏の尊 ● 周の尊 ● 大なる鼓

玉曰。君子之人。遠。故觀其器。而知其工之巧。觀其發之。而知其人之知。故曰。君子慎其所與。與人者。○大廟之內。敬矣。君親牽牲。大夫贊幣而從。君親制祭。夫人薦盞。君親割牲。夫人薦酒。卿大夫從。君命婦從。夫人洞洞乎其敬也。屬屬乎其忠也。勿勿乎其欲。其饗之也。納牲。詔於庭。血毛詔於室。養定詔於堂。三詔皆不同位。蓋道三求而未之得也。設祭堂於。爲勅乎外。故曰。於彼乎。於此乎。

① 小なる鼓 ② 堂上 ③ 堂下 ④ 萬物天に本づき人は祖に本づく、故に天と祖とを忘れず ⑤ 王者功成り治定まつて然して後に樂作る、故に其の作る處を樂む ⑥ 人事の儀則を示して程よくし ⑦ 衛の大夫 ⑧ 明知にして能く物事を洞察す ⑨ 舉措動作 ⑩ 君廟門を出て牲を迎へ親ら性を齎さ ⑪ 君を賀けて幣を用ひて ⑫ 盤盥、前に出づ ⑬ 卿大夫の妻 ⑭ 敬の表裏へだてなきなり ⑮ 誠實にして偏りなきなり ⑯ 龜強して止まざるなり ⑰ 牲庭にある時幣を以て神に告ぐ ⑱ 煮て熟する時 ⑲ 神を求めて未だ得ざるをいふ ⑳ 廟門 ㉑ 神を求めて未だ得ざるをいふ

一獻質。三獻文。五獻祭。七獻神。大饗其王事與。三牲魚腊。四海九州之美味也。

一獻は質、三獻は文、五獻は祭、七獻は神なり。大饗は其れ王事か。三牲魚腊は、四海九州の美味なり。籩豆の薦は、四時の和氣なり。金を内るゝは和を示すなり。東帛璧を加ふるは徳を尊ぶなり。龜を前列に爲すは知を先にするなり。金之れに次ぐは情を見すなり。丹漆絲織竹箭は、衆と財を共にするなり。其

籩豆之薦。四時之和氣也。内金。示和也。東帛加璧。尊徳也。龜爲前列。先知也。金次之。見情也。丹漆絲織竹箭。與衆共財也。其餘無常貨。各以其國之所。有。則致遠物也。其出也。肆夏而送之。蓋重禮也。祀帝于郊。敬之至也。宗廟之祭。仁之至也。喪禮。忠之至也。備服器。

餘常貨なし。各其國の有る所を以てするは、則ち遠物を致すなり。其の出づるや、肆夏して之を送る。蓋し禮を重んずるなり。帝を郊に祀るは、敬の至なり。宗廟の祭は、仁の至なり。喪禮は忠の至なり。服器を備ふるは、仁の至なり。賓客の幣を用ふるは、義の至なり。故に君子仁義の道を觀んと欲せば、禮は其の本なり。○君子曰く、甘は和を受け、白は采を受け、忠信の人、以て禮を學ぶ可し。苟も忠信の人無くば、則ち禮虚しく道はれず。是を以て其人を得るを之れ貴しと爲すなり。孔子曰く、詩三百を誦するも、以て一獻に足らず、一獻の禮は、以て大饗に足らず、大饗の禮は、以て大旅に足らず、大旅は具はるも、以て帝を饗するに足らず、輕しく禮を議する毋れ。子路季氏の宰たり。季氏の祭に、闇に速びて祭り、日も足らずして、之れに繼ぐに燭を以てせり。強力の客、肅敬の心ありと雖も、皆倦怠せり。有司跛倚して以て祭に臨めり。其の不敬たること大なり。他日祭るとき、子路與る。室事は戸に交り、堂事は

仁之至也。賓客之用幣。義之至也。故君子欲觀仁義之道。禮其本也。○君子曰。甘受和白。愛采。忠信之人。可以學禮。苟無忠信之人。則禮不虛道。是以得其人。之為貴也。孔子曰。誦詩三百。不足以一獻。一獻之禮。不足以大饗。大饗之禮。不足以大旅。大旅具矣。不足以饗帝。毋輕議禮。子路為季氏宰。季氏祭。逮闇而祭。日不足繼。之以燭。雖有強力之容。肅敬之心。皆倦怠矣。有司跛倚以臨祭。其為不敬大矣。他日祭。子路與。室事交乎戶。堂事交乎階。實明而始行。事晏朝而退。孔子聞之曰。誰謂由也而不知禮乎。

階に交り、質明にして始めて事を行ひ、晏朝にして退けり。孔子之れを聞きて曰く、誰か由や禮を知らずと謂ふや。

- 酒を酌みて薦むること
- 禮の質素にして略なるをいふ
- 禮に文飾あり
- 國者盛大にして委し
- 禮重くつゝしむ
- 給祭
- 牛羊豕
- 獸
- 侯邦の貢する所の金
- 龜は卜して其吉凶を知るを以て
- 九州の外富夷の國各其國の有する所を貢して定まりたる財貨なし
- 肆は賤也、賤夏の樂章を歌う
- 衣服を飲め器具を弄る
- 諸味と和合すべし
- 諸色にて色取ることを得べし
- 禮は忠信の人によりて、成るを得べし
- 詩經の三百篇
- 五帝を祭ること
- 味爽以前
- 燈火を點じて祭を終ふ
- 容儀を整ふることに我慢つよきこと
- びつこを引き物に倚りかゝりて
- 正祭の時戸に室に事あること
- 儀を以て戸に至るに戸外より運び來るを、戸内の者之を受けて戸の前に設く
- 正祭の後戸を堂にて
- 儀を供すること
- 階上の人階下の人より儀を受取りて戸に供す
- 夜の全く明けてより始めて
- 朝
- 曉くまで

郊特性第十一

郊特性。而社稷大牢。天子適諸侯。諸侯膳用饋。諸侯適天子。天子賜之禮大牢。貴誠之義也。故天子性孕弗食也。祭帝弗用也。○大路繁纓一就。先路三就。次路五就。郊血。大饗腥。三獻。饋。一獻。孰。至敬不饗。味。而貴氣。臭也。諸

郊は特性にして、社稷は大牢、天子諸侯に適けば、諸侯膳に饋を用ひ、諸侯天子に適けば、天子之に賜ふの禮は大牢なり、誠を貴ぶの義なり。故に天子は性孕めば食はざるなり。帝を祭るには用ひざるなり。○大路は繁纓一就、先路は三就、次路は五就、郊には血、大饗には腥、三獻には爛、一獻には孰、至敬には味を饗せずして、氣臭を貴ぶなり。諸侯賓たれば、灌するに鬱鬯を用ふるは、灌するに臭を用ふるなり。大饗は殿脩を尙ぶのみ。○大饗には君、席を三重にして酢す、三獻の介には、君專席して酢す、此れ尊を降して以て卑に就くなり。○饗福に樂有りて、食嘗に樂無きは、陰陽の義なり。凡そ飲は陽氣を養ふなり。凡そ食は陰氣を養ふなり。故に春は福して秋は嘗し、春は孤子を饗し、秋は耆老を食ふ、其義一なり。而して食嘗には樂無し。飲は陽氣を養ふなり。故に

侯爲賓。灌用
鬱鬯。灌用臭
也。大饗尚二殿
脩而已矣。○
大饗君三三重
席而酢焉。三
獻之介。君專
席而酢焉。此
降尊以就卑
也。○饗禘有
樂。而食嘗無
樂。陰陽之義
也。凡飲養陽氣也。故春禘而秋嘗。春饗孤子。秋食耆老。其義一也。而食嘗無樂。飲養陽氣也。故有樂。食養陰氣也。故無樂。凡聲陽也。鼎俎奇而籩豆偶。陰陽之義也。籩豆之實。水土品也。不三敢用。饗味而貴多品。所以交於且明之義也。

○賓入大門而奏肆夏。示易以敬也。卒

樂あり。食は陰氣を養ふなり、故に聲なし。凡そ聲は陽なり。鼎俎は奇にして、籩豆は偶にするは陰陽の義なり、籩豆の實は、水土の品なり、敢て饗味を用ひずして、多品を貴ぶは、且明に交る所以の義なり。

- 天を郊するに辟壇を用ふるの義によつて名づく
- 禮は未だ牝牡の情有らざるを以て其の誠懇を貴ぶ
- 香氣
- 諸侯來朝するとき、客禮を以て之を待つ故にいふ
- 脯に薑桂を加ふるをいふ
- 三三重ねて
- 酢爵を助くる者
- 單席して
- 國君の尊
- 大夫の卑
- 饗は春孤子を饗すること、禘は禘也、禮は春宗廟を祭ること
- 食は秋耆老を食ふこと、嘗は秋宗廟を祭ること
- 嘗樂
- 一期より九期に至る皆奇數なり、併して正禮は期毎に一期なり、故にいふ
- 偶數
- 人の常に食はざる物
- 且は神の家字の誤なりといふ、神明

○賓大門に入れば、肆夏を奏するは、易くして以て敬なるを示すなり。爵を卒へて樂闋む、孔子屢々之を歎す。酬を奠して工升り歌ふは、徳を發するなり。歌

爵而樂闋。孔子屢歎之。奠酬而工升歌。發徳也。歌者在上。匏竹在下。貴人聲也。樂由陽來者也。禮由陰作者也。陰陽和而萬物得。旅幣無方。所以別土地之宜。而節遠邇之期也。龜爲前列。先知也。以鐘次之。以和居參之也。虎豹之皮。示服猛也。束帛加璧。往徳也。

ふ者上に在り、匏竹下に在るは、人の聲を貴ぶなり。樂は陽より來る者なり。禮は陰より作る者なり。陰陽和して、萬物得。旅幣は方なし。土地の宜しきを別けて遠邇の期を節する所以なり。龜の前列たるは知を先にするなり。鐘を以て之に次ぐは、和を以て之に居き參ふるなり。虎豹の皮は、猛を服するを示すなり。束帛に璧を加ふるは、徳に往くなり。

- 龜の時には殿門をいひ、饗禮の時には廟門をいふ
- 酬爵
- 樂工堂に升りて歌ふ
- 堂上
- 堂下
- 萬物宜しきを得
- 陳ぬる所の幣は一地方の貢物に限らざればいふ
- 土地の遠近によりて入貢期日に先後あるによる
- 前方の列に陳ぬるは
- 庭實の間に置き交ふるなり
- 有徳の人に進むるなり

○庭燎之百。由齊桓公始也。大夫之奏肆夏也。由趙文子始也。朝

○庭燎の百は、齊の桓公より始まるなり。大夫の肆夏を奏するは、趙文子より始まるなり。朝覲に、大夫の私に覲ゆるは、禮に非ざるなり。大夫圭を執りて使するは、信を申ぶる所以なり。敢て私に覲えざるは、敬を致す所以なり。而

觀大夫之私。非禮也。大夫執圭而使。所以申信也。不致私觀。所以致敬也。而庭實私觀。何為乎諸侯之庭。為人臣者無外交。不致貳君也。大夫而饗君。非禮也。大夫強而君殺之。義也。由三桓始也。天子無客禮。莫敢為主焉。君適其臣。升自阼階。不致有。其室也。觀禮。天子不下堂。而見諸侯。下堂而見諸侯。天子之失禮也。由夷王以下。

諸侯之宮縣。

るに庭實私觀、何ぞ諸侯の庭に爲さん。人臣たる者は、外の交なし、敢て君に貳せざるなり。大夫にして君を饗するは、禮に非ざるなり。大夫強くして君之を殺すは義なり。三桓より始まるなり。天子は客禮なし、敢て主たるもの莫ければなり。君其臣に適けば、阼階より升る、敢て其室を有せざるなり。觀禮には、天子堂を下りて諸侯を見ず。堂を下りて諸侯を見るは、天子の失禮なり。夷王より以下なり。

- 東朝の臣の夜入る者を照す爲に設けたる炬火
- 百煠、大禮時に天子は百煠、上公は五十、侯伯子男は三十とあり、是れ相公は僭越の行なり
- 肆夏の樂章を奏するは諸侯の禮
- 私物を贈りて私かに主君に見ゆる
- 貳心
- 主階
- 人臣たるものは其室を私有せざるを以てなり
- 康王之玄孫にして懿王の子

諸侯の宮縣して、祭るに白牡を以てし、玉磬を擊ち朱干して錫を設け、冕して大

而祭以白牡。擊玉磬。朱干設錫。冕而舞。大武。乘大路。諸侯之僭禮也。臺門而旅。樹反坫。繡黼。丹朱中衣。大夫之僭禮也。故天子微諸侯僭。大夫強諸侯僭。於此相貴以等。相觀以貨。相賂以利。而天下之禮亂矣。諸侯不致。祖天子。大夫不致。祖諸侯。而公廟之設。於私

武を舞はし、大路に乗るは、諸侯の僭禮なり。臺門して旅樹反坫し、繡黼丹朱中衣するは、大夫の僭禮なり。故に天子微にして諸侯僭し、大夫強くして諸侯僭ざる。此に於て相貴ぶに等を以てし、相觀ゆるに貨を以てし、相賂ふに利を以てす、而して天下の禮亂る。諸侯敢て天子を祖とせず。大夫敢て諸侯を祖とせず、而して公廟の私家に設くるは禮に非ざるなり。三桓より始まるなり。○天子二代の後を存するは、猶ほ賢を尊ぶなり。賢を尊ぶは二代に過ぎず。○諸侯寓公を臣とせず。故に古者寓公は世を繼がず。○君の南郷するは、陽に答ふの義なり。臣の北面するは、君に答ふなり。○大夫の臣稽首せざるは、家臣を尊ぶに非ず、以て君を辟くるなり。○大夫獻すること有るとき、親らせず、君、賜ふもの有るとき、面り拜せず、君の己に答へんが爲めなり。○郷人賜す。孔子朝服して阼に立てり、室の神を存せんとするなり。○孔子曰く、射の樂を以てするは何を以てか聽き、何を以てか射る。○孔子曰く、士之をして射しむるとき、能はざれば則ち辭するに疾を

家。非禮也。由三桓始也。○天子存二代之後。猶尊賢也。尊賢不過二代。○諸侯不臣。寓公。故古者寓公不繼世。○君之南鄉。答陽之義也。臣之北面。答君也。○大夫之臣不稽首。非尊家臣。以辟君也。○大夫有獻。弗親。君有賜。不面拜。爲君之答已也。○鄉人禡。孔子

以てす、弧を懸くるの義なり。○孔子曰く、三日齊して、一日之を用ふるも、猶ほ敬ならざらんことを恐る。二日鼓を伐つは何ぞや。○孔子曰く、釋の庫門の内(三三)に於てし、祈の東方(三四)に於てし、朝市の西方(三五)に於てするは之を失へり。

- 鐘磬の如き樂器を宮の四面に懸くこと
- 殿の祭の正性
- 天子の樂器
- 赤き盾
- 盾の裏、金にて飾る
- 殿の天を祭る時に用ふる車
- 旅は道、櫛は屏、其行く處の道の兩傍に屏を立て蔽ひて敬となすこと
- 兩君が會に獻酬の際酒杯を置く臺
- 中衣の領に斧を飾り取ること
- 中衣のものはしを緋にてつくり赤色に染むること
- 朝服にして祭服の裏衣
- 同列の禮
- 大夫は諸侯を祖として、廟を立てず
- 魯の三家桓公の廟を立つるをいふ
- 前二代の子孫を封ずる
- 諸侯國を失ひて他國に寄寓するもの
- 猶ほ尊んで臣とせず
- 其子に及んで臣として待遇す
- 對す
- 家臣を尊重するに非らず、正君に禮應してなり、一國に正君即ち諸侯と大夫とあり、故に大夫の臣大夫に稽首する時は正君と同一の禮なるを以てなり
- 君に獻ずることある時、人をして獻せしむ
- 親ら君の面を見て拜せず
- 君が己の爲に答拜を煩さんことを恐れてなり
- 迎禮をす、舊説に禡は強鬼の名、此の強鬼を追ふと
- 廟の東階に立てり
- これ神をして驚かしめざらん爲めなり
- 樂の音節を聽き
- 射の容と樂の音節とを相應せしめて射るが至難の事なり
- 射は六藝の一なれば士たる者習ふ可きなり、故にいふ
- 初めて生る、時氣を門の左に懸くる例あり、是れと同義にして、疾みて未だ能はざるの意なり
- 鼓を擊つこと
- 祈する者樂器を聽かず故に一日にては猶ほ其志慮の散じ敬を失はんことを恐る
- 何たる事ぞ實にけしからぬ事なり
- 堂上に於て戸

朝服立子降。存室神也。○

に接すること 廟門の東方 市内の西方 以上の三事皆禮に遠へり

孔子曰。射之以樂也。何以射。○孔子曰。士使之射。不能則辭。以疾。縣弧之義也。○孔子曰。三日齊。一日用之。猶恐不敬。二日伐鼓。何居。○孔子曰。釋之於庫門內。訪之於東方。朝市之於西方。失之矣。

○社祭土。而主陰氣也。君南鄉於北墉。下答陰之義也。日用甲。用日之始也。天子大社。必受霜露風雨。以達天地之氣也。是故喪國之社屋之。不受天陽也。薄社北墉。使陰

○社は土を祭りて陰氣を主とす、君は北墉の下に南郷す、陰に答ふの義なり。日、甲を用ふるは、日の始を用ふるなり。天子の神社は、必ず霜露風雨を受く。以て天地の氣を達するなり。是故に喪國の社は之を屋す。天陽を受けしめざるなり。薄社は北墉す、陰をして明ならしむるなり。社は地を神にする所以の道なり。地、萬物を載せ、天、象を垂る、財を地に取り、法を天に取る。是を以て天を尊びて地を親むなり。故に民をして美報せしむ。家は中霤を主とし、國は社を主とす。本を示すなり。唯社事の爲には、單々く里を出づ。唯社の爲に田るとき、國人畢く作る。唯社には丘乘梁盛を共す。本を報い始に反る所以なり。

明也。社所以
神地之道也。
地載萬物。天
垂象。取財於
地。取法於天。
是以尊天而
親地也。故教
民。美報焉。家
主中霽。而國
主社。示本也。
唯爲社事。單
出里。唯爲社
田。國人畢作。
唯社。丘乘共
梁。盛所以報
本反始也。季
春出火。爲焚
也。然後簡其
車賦。而歷其
卒伍。而君親
誓社。以習軍
旅。左之右之。
坐之起之。以
觀其習。變也。
而流示之禽。而
鹽諸利。

り。季春に火を出すは、焚せんが爲めなり。然る後に其車賦を簡びて、其の卒伍を歴へ、君親ら社に誓ひ、以て軍旅を習す。之を左し之を右し、之を坐せしめ之を起たしめ、以て其の變に習ふを觀るなり。流ひて之に禽を示して諸利を鹽ましめ、以て其の命を犯さざるを觀るなり。其志を服せんことを求め、其得を貪らず。故に以て戦へば則ち克ち、以て祭れば則ち福を受く。

- 北壇の下 ● 南方に向つて之を祭る ● きのえ ● 旬日の初 ● 亡びたる國 ● 社の上に屋根を設く ● 喪國の社 ● 北方に廟を設く ● 神として祭る ● 土に報いる禮を美善にせしむ ● 卿大夫の家 ● 天子諸侯の國 ● 社を祭る事 ● 里は二十五家、一里の人悉く出て社の祭事に仕ふ、但し家毎に一人なり ● 田獵する時、國中の人一人も殘らず狩に仕ふ ● 井田の制、九夫を井と爲し、四井を邑と爲し、四邑を丘となし、四丘を采と爲す ● 社神に供ふる糧と糧を器に盛りたるものと ● 火を出すは草束を燒拂ひて然る後に獸せんが爲なり ● 兵 ● 卒は百人、伍は五人 ● 軍事を練習す ● 兵士をして、練習せしむるなり ● 變動の節に習熟するを觀る、即ち兵式なり ● 眼前に獲物の多きを示して然る蓋に貪り取らしめざるを知らしむ

以觀其不犯命也。求服其志。不貪其得。故以戰則克。以祭則受福。

○天子適四方。先柴。郊之祭也。迎長日之至也。大報天而主日也。兆於南郊。就陽位也。掃地而祭。於其質也。器用陶匏。以象天地之性也。於郊。故謂之郊。牲用騂尙赤也。用犢貴誠也。郊之用辛也。周之始郊。日以至。卜郊。受命于祖廟。作龜。

○天子四方に適けば先づ柴す。郊の祭は、長日の至るを迎ふるなり。大に天に報いて日を主とす。南郊に兆するは、陽位に就くなり。地を掃つて祭るは、其の質に於てするなり。器陶匏を用ふるは、以て天地の性に象るなり。郊に於てす。故に之を郊と謂ふ。牲に騂を用ふるは赤を尙ぶなり。犢を用ふるは誠を貴ぶなり。郊の辛を用ふるは周の始めて郊せるとき、日以て至れるなり。郊を卜するに命を祖廟に受けて龜を廟宮に作くは、祖を尊び考を親むの義なり。卜の日、王、澤に立ち、親ら誓命を聴くは教諫を受くるの義なり。命を庫門の内に獻するは百官を戒むるなり。大廟の命は、百姓を戒むるなり。祭の日、王、皮弁して以て祭報を聴くは、民に上を嚴ぶを示すなり。喪者は哭せず、敢て凶服せず、氾掃して道を反し、郷田燭を爲り、命ぜずして民、上に聴く。祭の日、王、袞を被て、以て天に象り、冕を戴き、璪十有二旒あり、天數に則るなり。

於廟宮。祭。祖親考之義也。十之日。王立。于澤。親聽。命。受。教。諫。之。義也。獻。命。庫門之內。戒。百官也。大廟之命。戒。百姓也。祭之日。王皮弁以聽。祭。報。示。民。嚴。上。也。喪者。不。哭。不。敢。凶。服。汜。掃。反。道。鄉。爲。田。燭。弗。命。而。民。聽。上。祭。之。日。王。被。衰。以。象。天。戴。冕。璪。十。有。二。旒。龍。章。而。設。日。月。以。象。天。也。天。垂。象。聖。人。則。之。郊。所。以。明。天。道。也。帝。牛。不。吉。以。爲。稷。牛。帝。牛。必。在。滌。三。月。稷。牛。唯。具。所。以。別。事。天。神。與。人。鬼。也。萬。物。本。乎。天。人。本。乎。祖。此。所。以。配。上。帝。也。郊。之。祭。也。大。報。本。反。始。也。

に乗るは、其質を貴ぶなり。旂十有二旒、龍章して日月を設くるは、以て天に象るなり。天、象を垂れ、聖人之に則る。郊は天道を明かにする所以なり。帝牛吉ならざれば、以て稷牛を爲ふ。帝牛は必ず滌に在ること三月、稷牛は唯具ふ。天神に事ふると人鬼とを別つ所以なり。萬物は天に本づき、人は祖に本づく。此れ上帝に配する所以なり。郊の祭は大に本に報じ始に反るなり。

- 遷守して、岱宗二山に柴燔きて祭るをいふ
- 冬至は日の最も短き時なり、而して是より日漸く延ぶ故に郊祭をなして長日の至るを迎ふるなり
- 郊祭をなすをいふ
- 長日を迎ふるを主とす
- 土地を掃き清めて祭るは
- かのこの日
- 適々冬至に迎へるなり
- 命令を祖廟に受くる様にし
- 父の廟
- 深宮、これ其中に射て以て士を擇ぶ、故にいふ
- 祭の日時の早晚及び牲事の具ふることを報じ白すこと
- 酉掃
- 道の土を掘返して新らしくし
- 郊内の六郷
- 民各々田頭に設けて路を照らす燭
- 自から聽き従ふ
- 殷の木路
- 上帝を祭る牛
- 后稷を祭る牛
- 甲中清除の處

○天子大蜡八。伊耆氏始爲蜡。蜡也者。索也。歲十二月。合聚萬物。而索饗之也。蜡之祭也。主先嗇。而祭司嗇也。祭百種。以報嗇也。饗農及郵表嘽。禽獸。仁之至。義之盡也。古之君子。使之以報之。迎貓爲其食。田鼠也。迎虎爲其食。田豕也。迎而祭之也。祭坊與水庸。事

○天子は大蜡八、伊耆氏始めて蜡を爲す。蜡は索なり。歳の十二月、萬物を合衆して、之を索饗するなり。蜡の祭は、先嗇を主にして、司嗇を祭るなり。百種を祭りて、以て嗇に報ゆるなり。農及び郵表嘽、禽獸を饗するは、仁の至り、義の盡くるなり。古の君子、之をして必ず之に報いしむ。猫を迎ふるは其の田鼠を食ふが爲めなり。虎を迎ふるは其の田豕を食ふが爲めなり。迎へて之を祭るなり。坊と水庸とを祭るは、事なり。曰く、土は其宅に反れ、水は其壑に歸れ、昆蟲は作ふこと毋れ、艸木は其澤に歸れと。皮弁素服して祭る、素服は以て終を送るなり。葛帶榛杖は喪殺なり。蜡の祭は、仁の至り、義の盡くるなり。黄衣黄冠して祭るは、田夫を息はしむるなり。野夫は黄冠す、黄冠は艸服なり。大羅氏は天子の鳥獸を掌る者なり、諸侯の貢屬す。草笠して至るは、野服を尊ぶなり。羅氏鹿と女とを致して客に詔けて告げしむなり。以て諸侯を戒めて曰く、田を好み女を好む者は其國を亡さん。天子瓜華を樹う、斂藏の種ならざる

也。曰。土反其宅。水歸其壑。昆蟲毋作。艸木歸其澤。皮弁素服而祭。素服。以送終也。葛帶。榛杖。喪殺也。蜡之祭。仁之至。義之盡也。黃衣黃冠而祭。息田夫也。野夫黃冠。黃冠。艸服也。大羅氏。天子之掌三鳥獸者也。諸侯貢屬焉。草笠而至。尊三野服也。羅氏。致三鹿與女而詔客告也。以戒諸侯。曰。好田好女者亡其國。天子樹瓜華。不斂藏之種也。八蜡。以記四方。四方年不順成。八蜡不通。以謹民財也。順成之方。其蜡乃通。以移民也。既蜡而收。民息已。故既蜡。君子不興功。

○恒豆之滫。

なり。八蜡以て四方を記す、四方年順成ならざれば、八蜡通ぜず、以て民の財を謹むなり。順成の方は、其蜡は乃ち通ず、以て民を移すなり。既に蜡して收め、民息ふのみ。故に既に蜡すれば、君子功を興さず。

- 祭の名、先齊、司齊、農、郵表駟、猫虎、坊、水庸、昆蟲の八つを祭る
- 典
- 神を求めて饗す
- 種
- 隄
- 溝
- 農事の備へ
- 其の安きに反れば崩れ起るゝことなし
- 水堰に在れば氾濫の憂なし
- 蠶蠶の屬
- 草木各數種に根を強れば耕稼の土に生ずることなし
- 物の死枯を送る
- 喪禮の簡略なるものなり
- 季秋後の草色の服
- 使者草笠を戴きて至るは
- 田獵に獲る所の鹿及び亡國に俘る所の女とを使者に示して
- 果蔬の屬
- 收斂久藏すべき物は之を樹えず、是れ民と利を争ふことを惡むなり
- 四方の豐を記す
- 豐年
- 凶饉の地方は行はず
- 農民終歲の勤勞を勞ふのみ
- 民を勞するが如き事功を起さず

○恒豆の滫は、水草の和氣なり。其の醢は陸産の物なり。加豆は陸産なり。其の

水草之和氣也。其醢陸産之物也。加豆陸産也。其醢豆之物也。蓬豆之薦。水土之品也。不三敢用品也。不三敢用品也。不三敢用品也。常饗味而貴三多品。所以交三於神明之義也。非食味之道也。先王之薦可食也。而不可嘗也。卷冕路車可陳也。而不可好也。武壯而不可樂也。宗廟之威而不可安也。宗廟之

醢は水物なり。蓬豆の薦は、水土の品なり。敢て常饗の味を用ひずして、多品を貴ぶ。神明に交はる所以の義なり。食味の道に非ざるなり。先王の薦は食ふ可きなり、而して者む可からざるなり。卷冕路車は、陳ぬ可きなり、而して好す可からざるなり。武は壯にして樂む可からず。宗廟は之れ威ありて安んず可からざるなり。宗廟の器は用ふ可きなり。而して其利を便とす可からざるなり。神明に交る所以の者は、安樂する所に同じかる可からざるの義なり。酒醴を之れ美とし、玄酒明水を之れ尚にするは、五味の本を貴ぶなり。黼黻文繡を之れ美とし、疏布を之れ尚にするに、女功の始に反るなり。莞簟を之れ安しとして、蒲越藁鞞を之れ尚にするは、之を明にするなり。大羹和せざるは、其の質を貴ぶなり。大圭琢せざるは、其質を美とするなり。丹漆雕幾を之れ美とし、素車に之れ乗るは、其の樸を尊ぶなり。其質を貴ぶのみ。神明に交はる所以の者は、安樂する所の甚しきに同じくす可からざればなり。是くの如くにして

器可用也而不可便其利也。所以交於神明者不可同於所安樂之美也。酒醴之美。玄酒明水之尚。貴五味之本也。黼黻文繡之美。疏布之尚。反女功之始也。莞簟之安。而蒲越藁鞞之尚。明之也。大羹不和。貴其質也。大圭不琢。美其質也。丹漆雕幾之美。素車之乘。尊其樸也。貴其質而已矣。所以交於神明者不可同於所安樂之甚也。如是而后宜。

而して后に宜し。

- 毎日祭祀に供する豆
- 酢菜
- 昌本、前豆の類
- 肉汁
- 鱸魚醢の如きもの
- 人の常に食する所の食品
- 美味を食ふが爲にちちざるなり
- 食り愛して食ふ可からざるなり
- 衰衣
- 愛玩す
- 萬舞、大武
- 娛樂の爲にすべからず
- 水
- 月中より取りたる水
- 女のわざ
- 禮の異なることを昭かにするなり
- 琢磨せざるは
- 刻鏤漆師すること
- 安んじ樂る、
- 稱ふなり

○鼎俎奇而籩豆偶。陰陽之義也。黃日鬱氣之上尊也。黃者中也。日者氣之清

○鼎俎奇にして、籩豆偶なるは、陰陽の義なり。黃日は鬱氣の上尊なり、黃は中なり、日は氣の清明なる者なり、言は中に酌みて外に清明なるなり。○天を祭るに、地を掃ひて祭る、其質に於てするのみ。醴醢を之れ美として、煎鹽を之れ尚にするは、天産を貴ぶなり。割刀を之れ用ひて、鬯刀を之れ貴ぶは、

明者也。言酌於中而清明於外也。○祭天。掃地而祭焉。於其質而已矣。醴醢之美。而煎鹽之尚。貴天産也。割刀之用。而鬯刀之貴。貴其義也。聲和而後斷也。○冠義。始冠之。緇布之冠也。大古冠布。齊則緇之。其綏也。孔子曰。吾未之聞也。冠而敝之可也。適子冠於阼。

其義を貴ぶなり。聲和して後に斷てばなり。○冠義、始めて之に冠するは、緇布の冠なり、大古は布を冠す、齊すれば則ち之を緇にす。其の綏は孔子曰く、吾未だ之を聞かずと。冠して之を敝てて可なり。適子阼に冠するは、以て代ることを著にするなり。客位に醴するは、加へて成る有ればなり。三加して彌々尊し、其志を喻すなり。冠して之に字するは、其名を敬するなり。委貌は周の道なり、章甫は、殷の道なり。毋追は夏后氏の道なり。周は弁、殷は冔、夏は收あり。三王皮弁素積を共にす。大夫の冠禮無くして、其昏禮あり。古者は五十にして后に爵す、何ぞ大夫に冠禮か之れ有らん。諸侯の冠禮あるは、夏の末造よりす。天子の元子は士なり。天下に生れながらにして貴き者無きなり。世に繼ぎて以て諸侯を立つるは、賢に象ればなり。官を以て人を爵するは、徳の殺なり。死して而して諡するは今なり。古者は生きて爵無ければ、死して諡なかりき。禮に尊ぶ所は、其義を尊ぶなり。其の義を失ひて、其數を陳ぬる

以著代也。醴於客位。加有成也。三加彌尊。喻其志也。冠而字之。敬其名也。委貌周道也。章甫殷道也。毋追夏后氏之道也。周弁。殷冔。夏收。三王共皮弁素積。無大夫冠禮。而有其昏禮。古者五十而后爵。何大夫冠禮之有。諸侯之有冠禮。夏之末造也。天子之元子。士也。天下無生而貴者一也。繼世以立諸侯。象賢也。以官爵人。德之殺也。死而謚今也。古者生無爵。死無謚。禮之所尊。尊其義也。失其義。陳其數。視史之事也。故其數可陳也。其義難知也。知其義而敬守之。天子之所以治天下也。

○天地合而

○天地合して、而して後に萬物興る。夫れ昏禮は萬世の始なり。異姓に取るは、

- 偶數なるは ① 黃纁にして尚熱の類、黃金を以て其外方に鑲め以て目となす故にいふ ② 黃日は鬱鬱の酒を貯ふ、芳香あり、故にいふ ③ 間色なり ④ 鹽は海水を煎煮して得るを以ていふ ⑤ 慶和の義 ⑥ 冠禮の義なり ⑦ 敵り棄て、可なり ⑧ 其の主人の次なることを顯すなり ⑨ 客位は戸牖の間に在り ⑩ 始め縹布冠を冠し、次に皮弁を加へ、又次に爵弁を加ふ ⑪ 委貌、章甫、毋追皆縹布冠 ⑫ 白鹿皮を以て制る ⑬ 素を以て笠と爲して、其腰の中部にひだを重ねてつく ⑭ 大夫の冠禮は士と同じ、故に大夫の冠禮なるものなし ⑮ 末世 ⑯ 通長子 ⑰ 士の冠禮を行ふ ⑱ 諸侯を立て、以て其先世に繼ぐは ⑲ 前人の賢行に法るが故なり ⑳ 徳の大小によつて次第するなり ㉑ 玉帛俎豆を陳列するははふりの仕事なり ㉒ 義の精微なるをいふ

后萬物興焉。夫昏禮萬世之始也。取於異姓所以附遠厚別也。幣必誠辭無不腆。告之以直。信信事人也。信婦德也。壹與之齊。終身不改。故夫死不嫁。男子親迎。男先於女。剛柔之義也。天先乎地。君先乎臣。其義一也。執章以相見。敬章別也。男女有別。然後父子親。

遠きを附け別を厚くする所以なり。幣は必ず誠、辭に不腆無く、之を告ぐるに直信を以てす、信は人に事ふるものなり、信は婦徳なり。壹たび之れを齊しうすれば、身を終ふるまで改めず。故に夫死すれば嫁せず。男子親迎し、男女に先だつは、剛柔の義なり。天、地に先だち、君、臣に先だつ、其義一なり。摯を執りて以て相見ゆるは、敬んで別を章にするなり。男女別ありて、然る後に父子親む。父子親みて、然る後に義生ず。義生じて、然る後に禮作る。禮作りて、然る後に萬物安し。別なく義なきは、禽獸の道なり。婿親ら御して綏を授くるは、之を親らするなり。之を親らする者は之れを親ましめんとするなり。敬して之を親むは、先王の天下を得る所以なり。大門を出て先だち、男、女を帥る、女男に従ふ、夫婦の義、此れより始まるなり。婦人は人に従ふ者なり。幼にして父兄に従ひ、嫁して夫に従ひ、夫死すれば子に従ふ。夫は夫なり。夫は知を以て人を帥る者なり。玄冕して齊戒するは、陰賜を鬼神にするなり。將に以

父子親然後
義生。義生然
後禮作。禮作
然後萬物安。
無別無義。禽
獸之道也。婿
親御授綏。親
之也。親之也。
者親之也。敬
而親之。先王
之所三以得天
下也。出乎大
門而先。男帥
女。女從男。夫
婦之義。由此
始也。婦人從
人者也。幼從
父兄。嫁從夫。
夫死從子。夫
也者。夫也。夫

て社稷の主と爲り、先祖の後たらんとす、以て敬を致さざる可んや。牢を共に
して食ふは、尊卑を同じくするなり。故に婦人は爵なし、夫の爵に従ふ。坐す
るに夫の齒を以てす。器陶匏を用ふるは、禮の然るを尙ふなり。三王牢を作り
て、陶匏を用ひたり。厥の明、婦盥饋す、舅姑食を卒へて、婦、餘を酸す、之を
私するなり。舅姑西階より階り、婦阼階より降るは、之に室を授くるなり。昏
禮、樂を用ひざるは、幽陰の義なり。樂は陽氣なり。昏禮、賀せざるは、人の序
なればなり。

- 他姓 ● 其の別あるの禮を重ざる所以なり ● 幣の厚薄を問はず、必ず誠意あるを要す ● 婦に告げ戒むるに必ず厚くす ● 牢を共にして食ひ ● 尊卑を同じうすれば死ぬるまで ● 再嫁せず ● 婦の嫁する時夫親ち出て迎ふ ● 其意義とする所は同一なり ● 幣物に雁を用ふ ● 夫婦の別を章かにする所以なり ● 然る後は其の始めての意なり ● 萬物各々其所を得、安靜なり ● 婦車を御して ● 女家の門 ● 丈夫 ● 陰の靈は鬼、陽の靈は神 ● 先祖の宗廟に承ちんとす ● 長初の序 ● 古來の尙ぶ所の禮の此の如くなるをいふ ● 結婚の翌日 ● 手洗ひ清潔にして食物を供す ● 舅姑の食したる餘りを食ふ ● 婦に室を讓る所以なり ● 相承け代る次序

也者。以知帥人者也。玄冕齊戒。鬼三神陰陽也。將下以爲社稷主。爲中先祖後。而可不致敬乎。共牢而食。同尊卑也。故婦人無爵。從丈夫之爵。坐以丈夫之齒。器用陶匏。尙禮然也。三王作牢。用陶匏。厥明。婦盥饋。舅姑卒食。婦餼餘。私之也。舅姑降自西階。婦降自阼階。授之室也。昏禮不用樂。幽陰之義也。樂陽氣也。昏禮不賀。人之序也。

○有虞氏之祭也。尙用氣。血腥燭祭。用氣也。殷人尙聲。臭味未成。滌蕩其聲。樂三闋。然後出迎牲。聲音之號。所以詔告於天地之間也。周人尙臭。灌用鬯。臭鬱合鬯。臭陰達於淵泉。灌以圭璋。用玉氣。

○有虞氏の祭は、氣を用ふるを尙ふ。血腥燭して祭るは、氣を用ふるなり。殷人は聲を尙ふ、臭味未だ成らざるに、其聲を滌蕩し、樂三たび闋みて、然る後に出でて牲を迎ふ。聲音の號は、天地の間に詔告する所以なり。周人は臭を尙ふ、灌するに鬯臭を用ひ、鬱を鬯に合し、臭陰、淵泉に達す。灌するに圭璋を以てするは、玉氣を用ふるなり。既に灌して、然る後に牲を迎ふるは、陰氣を致すなり。蕭を黍稷に合し、臭陽、牆屋に達す。故に既に奠して、然る後に蕭を炳きて羶薌に合す。凡そ祭は諸此を慎む。魂氣は天に歸し、形魂は地に歸す。故に祭は諸を陰陽に求むるの義なり。殷人は先づ諸を陽に求め、周人は先づ諸を陰に求む、祝に室に詔け、尸を堂に坐せしめ、牲を庭に用ひ、首を室に升

也。既灌然後迎牲。致陰氣也。蕭合黍稷。臭陽達於牆屋。故既奠然後燂蕭合糝。凡祭慎諸此。魂氣歸于天。形魄歸于地。故祭求諸陰陽之義也。殷人先求諸

陽。周人先求諸陰。詔視於室。坐尸於堂。用牲於庭。升首於室。直祭視于主。素祭視于昉。不知神之所在。於彼乎。於此乎。或諸遠人乎。祭于昉。尙曰。求諸遠者一與。

○昉之爲言倥也。所之爲言敬也。富也者。福也。首也者。直也。相饗

け、直祭は主に祝し、素祭は昉に祝す。神の在す所は、彼に於てするか、此に於てするかを知らず。或ひは諸人に遠ざかるか。昉に祭るは、尙つて曰く、諸を遠き者に求むるか。

● 初めて血を以て神に室に告げ、次に腥肉を室に薦め、次に燂して祭るは ● 牲未だ殺さざる時は未だ臭味なし故にいふ ● 音樂の聲音を以て饗び呼ぶは ● 氣臭 ● 鬱金香草の汁を掃きて酒に和合し ● 臭を以て神を陰に求む。其香下りて淵泉に達す ● よもぎ ● 臭を以て神を陽に求む。故に其臭冷く牆屋に達す ● 腥肉を薦む ● 魂魄天地に求むる所の意義なり ● 祝、牲の臍管を取りて靈炭に燒き以て室に入りて神に告げ ● 牲を殺し ● 牲の首を升ぐ ● 正祭。正は祭を薦むるをいふ ● 其神靈を求めて ● 或ひは神、人に遠ざかりて廟に在ざるか

○昉の言たる倥なり。所の言たる敬なり。富は福なり。首は直なり。相は之を饗するなり。倥は長なり、大なり。尸は陳なり。毛血は幽全の物を告ぐるなり、幽全の物を告ぐるは、純を貴ぶの道なり。血祭は氣を盛んにするなり。肺

之也。暇長也。大也。尸陳也。毛血告幽全之物也。告幽全之物者。貴純之道也。血祭盛氣也。祭肺肝心。貴氣主也。祭黍稷加肺。祭齊加明水。報陰也。取臍管燂燎。升首報陽也。明水。凡洗新之也。其謂之明水也。由主人之絜著此水也。君再拜稽首。肉袒親

肝心を祭るは、氣の主を貴ぶなり。黍稷を祭るに肺を加へ、齊を祭るに明水を加ふるは、陰に報ゆるなり。臍管を取りて燂燎し、首を升ぐるは、陽に報ゆるなり。明水と洗齊とは、親を貴ぶなり。凡そ洗するは之を新にするなり、其の之を明水と謂ふは、主人の潔に由りて、此水を著せばなり。君再拜稽首し、肉袒して親ら割くは、敬の至なり。敬の至は服するなり。拜するに服するなり。稽首は服するの甚しきなり、肉袒するは服するの盡せるなり。祭に孝孫孝子と稱するは、其義を以て稱するなり。曾孫某と稱するは、國家を謂ふなり。祭祀の相は、主人自ら其敬を致し、其嘉を盡くして、與に讓る無きなり。腥肆爛臚して祭るは、豈に神の饗くる所を知らんや、主人自ら其敬を盡くすのみ。鬯角を舉げ、詔けて尸を安す。古者尸事無ければ則ち立ち、事有りて而して后に坐すなり。尸は神の象なり。祝は命を將ふものなり。縮酌には茅と明酌とを用ふるなり。醴酒は清に洗し、汁獻は醴酒に洗す。猶ほ明清と醴酒とは舊澤の酒に

佩粉帨刀礪。小簾金燧。右佩箴管線纒。施繫裘大簾。木燧矜纒。綦履以適父母舅姑之所。及所下氣怡聲。問衣煖寒疾痛苛癢。而敬抑搔之。出入則或先或後。而敬扶持之。進盥少者奉槃。長者奉水。請沃盥。盥卒授巾。問所欲而敬進之。柔色以溫之。餽醢酒醴。茗羹。

する所を問うて、敬んで之を進め、色を柔けて以て之を温く、餽醢、酒醴、茗羹、菽麥、蕡稻黍梁秬、唯欲する所のまゝにす。棗栗、飴蜜以て之を甘しと、董葺、粉榆は免蕘あり、滌澠以て之を滑かにし、脂膏以て之を膏にす、父母舅姑必ず之を嘗めて、而して後に退く。○男女未だ冠笄せざる者は、雞初めて鳴けば、咸盥し漱し、櫛し維して髦を拂ひ、總角し纒を矜び、皆容臭を佩ぶ、味爽にして朝す、何をか食飲せんと問ふ。若し己に食したれば則ち退き、若し未だ食せざれば則ち、長者を佐けて具を視る。

- 男女室に居り父母舅姑に事ふる禮法を記す
- 君主
- 邦治を敬りて國を治むる者
- 諸民
- 黒き綯を以て髪を翳み髻となす
- 綯にて之を作り髪の本を束ぬ
- 玄端を服し、韋を以てつくりたる履はひをつけ
- 使令に用ふる物を佩ぶ
- 粉は器物を拭ふ布、帨は手を拭ふ布
- 小刀と礪石
- 小まき結こぶを解くに用ふるもの、さくじり
- 火を日中に取るもの
- ゆがけ
- 筆、刀の鞘
- くじり
- 木を以て火を取るもの
- 行履
- 靴紐
- 玄端絹衣の上に紳帯を佩ぶ
- 針のつ、
- 綦と縹と
- 香囊
- 父母の居る所
- 温室
- 疥
- 撫てさする
- 父母舅姑の意を取
- け懸葺す
- 飯はかゆ、醢はちもゆ
- 菜のあつもの
- 十麻の實
- すみれ
- じれ
- あ

ざらけきとかれたると 汁の得らかなるもの あげまき 香囊 夜のひきあり

菽麥。蕡稻。黍。梁。秬。唯所欲。棗栗。飴蜜。以甘之。董葺。粉榆。免蕘。滌澠。以滑之。脂膏。以膏之。父母舅姑。必嘗之。而後退。○男女未冠笄者。雞初鳴。咸盥漱。櫛。維。髦。總角。矜纒。皆佩容臭。味爽而朝。問何食飲。一矣。若已食。則退。若未食。則佐長者視具。

○凡内外。雞初鳴。咸盥漱。衣服。斂枕篔。灑掃室堂及庭。布席。各從其事。孺子蚤寢晏起。唯所欲。食無時。○由命士以上。父子皆異宮。味爽而朝。慈以旨甘。日出而退。各從其

○凡そ内外、雞初めて鳴けば、咸盥し漱し、衣服し、枕篔を斂め、室堂及び庭を灑掃し、席を布き、各々其事に従ふ。孺子は蚤く寝ね晏く起く、唯欲する所のまゝにて、食ふに時無し。○命士より以上は父子皆宮を異にす、味爽にして朝し、慈むに旨甘を以てす、日出でて退き、各々其事に従ふ。日入りて夕し、慈むに旨甘を以てす。○父母舅姑將に坐せんとすれば、席を奉じて、何くに郷はんと請ひ、將に衽せんとすれば、長者は席を奉じて、何くに趾せんと請ひ、少者は牀を執りて與に坐す。御者は几を舉げ、席と篔とを斂め、衾を懸け、枕を篔にし、篔を斂めて之を櫛む。○父母舅姑の衣裳篔席枕几は傳さず、杖履は之を

事。日入而夕。慈以旨甘。○父母舅姑將坐。奉席請何趾。鄉將狂。長者奉席請何趾。少者執牀與坐。御者舉几。斂席與簾。縣衾。篋枕。斂簾而獨之。○父母舅姑之衣。衾。篋席枕几。不傳。杖履。祇敬之。勿敢近。敦牟。卮。匱。非餒。莫敢用。與恒食飲。非餒。莫之敢飲。食。○父母在。朝

祇敬して敢て近こと勿れ。敦牟卮匱は、餒に非ざれば敢て用ふること莫れ。與び恒の食飲は、餒に非ざれば之を敢て飲食すること莫れ。○父母在せば、朝夕の恒の食には、子婦佐けて餒し、恒の餒を既く食ふ。父没して母存せば、冢子御食し、羣子婦佐けて餒すること初の如し、旨甘柔滑は、孺子餒す。○父母舅姑の所に在るとき、之に命すること有れば、應唯敬對し、進退周旋慎齊にす。升降出入揖遊するときに、敢て噦噫、噓咳、欠伸、跛倚、睇視せず。敢て唾洩せず。寒くとも敢て襲せず。瘡くとも敢て搔かず。敬事あらざれば、敢て袒褻せず。涉らざれば擻けず。褻衣衾は裏を見さず。父母の唾洩は見はさず。冠帶垢つけば、灰を和して漱がんと請ひ、衣裳垢つけば、灰を和して澣はんと請ひ、衣裳綻裂すれば、箴に初して補綴せんと請ふ。五日には則ち湯を燂して浴せんと請ひ、三日に沐を具ふ。其の間に面垢つけば、潘を燂して澣んと請ふ、足垢つけば、湯を燂して洗はんと請ふ。少、長に事へ、賤、貴に事ふるは、共時に帥

ふ。

- 枕及び夜の物
- 別居す
- 父母の前に出てて標幟を伺ふ
- 其の親を敬愛するに甘味を進む
- 其のすべき仕事をなす
- 何處に足に向けてよきかをうかす
- 脇息
- 置場所を一定す
- 四者共に要
- 履を盛る器
- つとめて進め
- 母の食事する側侍る
- 子婦に父母命令することあれば
- はいとつゝしみて返事をなし
- からまづきしむくびす
- 鼻ひしわぶき
- あくび
- 片足にて立ち倚りかゝる
- そば目をつかふ
- 唾はきはなたる
- 肩脱ぐ
- けのこるも
- 米のとき汁

此の禮

夕恒食。子婦佐餒。既食恒餒。父没母存。冢子御食。羣子婦佐餒如初。旨甘柔滑。孺子餒。○在父母舅姑之所。有命之。應唯敬對。進退周旋慎齊。升降出入揖遊。不取噦噫。噓咳。欠伸。跛倚。睇視。不取唾洩。寒不取襲。瘡不取搔。不有敬事。不取袒褻。不涉。不擻。褻衣衾不見裏。父母唾洩。不見冠帶垢。和灰請漱。衣裳垢。和灰請澣。衣裳綻裂。紉箴請補綴。五日則燂湯請浴。三日具沐。其間面垢燂潘請澣。足垢燂湯請洗。少事長。賤事貴。共帥時。

○男不言内。女不言外。非祭非喪。不相授器。其相授則女受以篋。

○男は内を言はず、女を外を言はず。祭に非ず喪に非ざれば、器を相授けず。其の相授くるには、則ち女は受くるに篋を以てし、其の篋無きときは、則ち皆坐して之を奠きて、而して后に之を取る。外内井を共にせず。福浴を共にせず。寢

其無_レ篋_レ則皆坐_レ奠_レ之而後取_レ之。外_レ內_レ不_レ共_レ井。不_レ共_レ浴。不_レ通_レ二_レ寢_レ席。不_レ通_レ二_レ衣_レ裳。女_レ不_レ通_レ二_レ衣_レ裳。內_レ言_レ不_レ出。外_レ言_レ不_レ入。男子入_レ內。不_レ嘯。不_レ指_レ。夜_レ行_レ以_レ燭。無_レ燭_レ則止。女_レ子_レ出_レ門。必_レ擁_レ蔽_レ其_レ面。夜_レ行_レ以_レ燭。無_レ燭_レ則止。道_レ路_レ男子由_レ右。女子由_レ左。○子_レ婦_レ孝者_レ敬_レ者。父_レ母_レ舅_レ姑_レ之_レ命。勿_レ。

席_レを通_レぜず。乞_レ假_レを通_レぜず。男女_レ衣_レ裳_レを通_レぜず。內_レ言_レ出_レでず。外_レ言_レ入_レら_レず。男_レ子_レ內_レに入_レれば、嘯_レぶか_レず指_レさ_レず。夜_レ行_レく_レには燭_レを以_テて_レす。燭_レ無_レければ則_レち止_レむ。女_レ子_レ門_レを出_レづれば、必_レず其_レ面_レを擁_レ蔽_レす。夜_レ行_レく_レには燭_レを以_テて_レす。燭_レ無_レければ則_レち止_レむ。道_レ路_レは男_レ子_レは右_レよりし、女_レ子_レは左_レよりす。○子_レ婦_レの孝_レなる者_レ敬_レなる者_レは、父_レ母_レ舅_レ姑_レの命_レは、逆_レふこと勿_レれ、忘_レること勿_レれ。若_レし之_レに飲_レ食_レせしむれば、者_レますと雖_レも、必_レず嘗_レめて待_レつ。之_レに衣_レ服_レを加_レふれば、欲_レせずと雖_レも、必_レす服_レして待_レつ。之_レに事_レを加_レふるとき、人_レ之_レに代_レれば已_レ欲_レせずと雖_レも、姑_レく之_レに與_レへ、姑_レく之_レに使_レはしめて、而_レして后_レに之_レを復_レせよ。子_レ婦_レ勤_レ勞_レの事_レあれば、甚_レだ之_レを愛_レすと雖_レも、姑_レく之_レを縱_レして、寧_レじて數_レ々_レ之_レを休_レはす。子_レ婦_レ未_レだ孝_レあらず未_レだ敬_レならざるも、庸_レて疾_レ怨_レすること勿_レれ、姑_レく之_レに教_レへよ。若_レし教_レふ可_レからずして、而_レして后_レに之_レを怒_レめよ。怒_レむ可_レからざれば、子_レは放_レち婦_レは出_レして而_レして禮_レを表_レかにせ_レざれ。

- 内庭の事 ● 棚外の事 ● 器を授受せず ● 節を以て受けて手づからせず ● 浴室を共にせず ● 妻を共にせず ● 其失禮の罪を表明すべからず

逆_レ勿_レ怠_レ。若_レ飲_レ食_レ之_レ。雖_レ不_レ嘗_レ。必_レ嘗_レ而_レ待_レ。加_レ之_レ衣_レ服_レ。雖_レ不_レ欲_レ。必_レ服_レ而_レ待_レ。加_レ之_レ事_レ。人_レ代_レ之_レ。已_レ雖_レ弗_レ欲_レ。姑_レ與_レ之_レ而_レ姑_レ使_レ之_レ。而_レ后_レ復_レ之_レ。子_レ婦_レ有_レ二_レ勤_レ勞_レ之_レ事_レ。雖_レ甚_レ愛_レ之_レ。姑_レ縱_レ之_レ。而_レ寧_レ數_レ休_レ之_レ。子_レ婦_レ未_レ孝_レ未_レ敬_レ。勿_レ庸_レ疾_レ怨_レ姑_レ教_レ之_レ。若_レ不_レ可_レ教_レ。而_レ后_レ怒_レ之_レ。不_レ可_レ怒_レ。子_レ放_レ婦_レ出_レ。而_レ不_レ表_レ禮_レ焉。

○父_レ母_レ有_レ過_レ。下_レ氣_レ怡_レ色_レ。柔_レ聲_レ以_レ諫_レ。諫_レ若_レ不_レ入_レ。起_レ敬_レ起_レ孝_レ。說_レ則_レ復_レ諫_レ。不_レ說_レ與_レ其_レ得_レ罪_レ於_レ鄉_レ黨_レ州_レ閭_レ寧_レ執_レ諫_レ。父_レ母_レ怒_レ不_レ說_レ。而_レ撻_レ之_レ流_レ血_レ。不_レ敢_レ疾_レ怨_レ。起_レ敬_レ起_レ孝_レ。○父_レ母_レ。

○父_レ母_レ過_レあらば、氣_レを下_レし色_レを怡_レばしめ、聲_レを柔_レかにし以_テて諫_レめよ。諫_レ若_レし入_レらざれば、起_テ敬_シ起_テ孝_シ、說_レべば則_レち復_レた諫_レめよ、說_レばざれば、其_レの罪_レを鄉_レ黨_レ州_レ閭_レに得_レんよりは、寧_レろ執_レ諫_レせよ。父_レ母_レ怒_リ說_レばずして、之_レを撻_レちて血_レを流_スとも、敢_テ疾_レ怨_セず、起_テ敬_シ起_テ孝_シせよ。○父_レ母_レ、婢_レ子_レ若_レしくは庶_レ孫_レありて、甚_レだ之_レを愛_セば、父_レ母_レ没_スすと雖_レも、身_レを没_スるまで之_レを敬_シて衰_レへず。子_レ、一_レ二_レ妾_レあらんに、父_レ母_レは一_レ人_レを愛_シ、子_レは一_レ人_レを愛_セば、衣_レ服_レ飲_レ食_レより、執_レ事_レより、敢_テ父_レ母_レの愛_スる所_レに視_フこと毋_レれ。父_レ母_レ没_スすと雖_レも、衰_レへ

有婢子若庶子庶孫甚愛之。雖父母沒。沒身敬之。不衰。子有妾。父母愛一人焉。子愛一人焉。由衣服飲食。由執事。毋敢視父母所愛。雖父母沒。不衰。子甚宜其妻。父母不說。出。子不宜其妻。父母曰。是善事我。子行夫婦之禮焉。沒身不衰。○父母雖沒。將爲善。思貽

す。子甚だ其の妻に宜しきに、父母説ばざれば出す。子其妻に宜しからざるに、父母是れ善く我に事ふと曰へば、子、夫婦の禮を行ふ。身を没ふるまで衰へず。○父母没すと雖も、將に善を爲さんとすれば、父母の命名を貽すを思ひて必ず果す。將に不善を爲さんとすれば、父母の羞辱を貽すを思ひて、必ず果さず。舅没せば則ち姑老す。冢婦、祭祀賓客する所は、事毎に必ず姑に請ふ。介婦は冢婦に請ふ。舅姑、冢婦を使へば、忘ること毋れ。友て介婦に無禮なることなかれ。舅姑若し介婦を使へば、敢て冢婦に敵耦すること毋れ。敢て並び行かず、敢て並び命ぜず、敢て並び坐せず。凡そ婦は私室に適けと命ぜられざれば敢て退かず。婦將に事あらんとすれば、大小必ず舅姑に請ふ。子婦私の貨なく、私の畜なく、私の器なく、敢て私に假さず、敢て私に與へず。婦或は之に飲食衣服、布帛佩帨蒞蘭を賜へば、則ち受けて諸を舅姑に獻す。舅姑之を受くれば、則ち喜ぶこと新に賜を受くるが如くす。若し之を反し賜へ

父母命名。必果。將爲不善。思貽父母羞辱。必不果。舅没則姑老。冢婦所祭祀賓客。每事必請於姑。介婦請於冢婦。舅姑使冢婦。毋怠。不友。無禮於介婦。舅姑若使介婦。毋敢敵耦於冢婦。不三敢並行。不三敢並坐。凡婦不命適私室。不三敢退。婦將有事。大小必請於舅姑。子婦無私貨。無私畜。無私器。不三敢私假。不三敢私與。婦或賜之飲食衣服布帛佩帨蒞蘭。則受而獻諸舅姑。舅姑受之。則喜。加新受賜。若反賜之。則辭。不得命。如更受賜。藏以待。乏。婦若有私親兄弟。將與之。則必復請其故賜。而后與之。

ば則ち辭す。命を得ざれば更に賜を受けたるが如くし、藏めて以て乏しきを待つ。婦若し私親兄弟ありて、將に之に與へんとすれば、則ち必ず復た其の故賜を請ひて、而して后に之を與ふ。

- 氣長く惡戯に誦むること
- 妾腹の子や孫
- 敬を失はす
- 父母が善事
- 家事を長婦に傳へて隠居す
- 衆婦
- 任を分ち勞を均しくせんとすること
- 自身の室
- 事の大小を問はず皆
- 能はず舅姑の命を待てなす
- 二者共に香草
- 尊者の乏しき時を待つ

○適子庶子。祇事宗子。宗雖貴富。不致以貴富入中宗子之家。雖

○適子庶子は、祇みて宗子宗婦に事ふ。貴富と雖も、敢て貴富を以て宗子の家に入らず。車徒衆しと雖も、外に舍きて、寡約を以て入る。子弟猶し器衣服裘車馬を歸らるときは、則ち必ず其上を獻じて、而して后に敢て其次を服用す。

梨曰攢之。○牛夜鳴則廢。羊冷毛而羸。羶狗赤股而躁。躁鳥曠色而沙鳴。豮豕望視而交睫。豕腥。馬黑脊而般臂。漏雞尾不盈握。弗食。舒鳳翠。鷓鴣脾。舒鳧翠。雞肝。鷹腎。錫典。鹿胃。○肉腥。細者爲膾。大者爲軒。或曰。麀鹿魚爲菹。麀爲脾。雞爲胾。兔爲炙。脾。切葱若薤。實諸醢。以柔之。○羹食。自諸侯以下至於庶人無秩。膳。大夫七十而有閣。天子之閣。左達五。右達五。公侯伯於房中。五。大夫於閣。三。士於坵一。

辟雞と爲し、野豕を軒と爲し、兔は宛脾と爲し、葱若しくは薤を切りて、諸醢に實す、以て之を柔かにす。○羹食は、諸侯より以下、庶人に至るまで等無し、大夫は秩膳無し、大夫は七十にして閣あり、天子の閣は、左達に五、右達に五、公侯伯は房中に於てして五、大夫は閣に於てして三、士は坵に於てして一なり。

● 牛羊豕 ● 栗 ● 栗 ● あへもの ● 二者共に魚の名 ● 香草 ● 乙字形の骨 ● 腎。或説に云く類下に骨有りて能く人を毒すと ● 毛の本うすくまばらにて毛端に毛なるもの ● 鬣動息躁なるは ● 毛色變りて光澤なきもの ● 沙は嘶、いな、きなく ● 上を視て睫毛の交るは ● 前の腥の毛斑なるもの ● 蟻姑の臭みあり ● 一握する程なきもの ● 尾の肉 ● 脊の側の薄き肉 ● 脾肚 ● 肉を大なる片に切る事 ● 醢に浸して置く時は柔軟になるを以ていふ ● 等差なし ● 常の定まりたる膳 ● 板を以て作る食物をのするたな ● 宮室の制、中央を正室となし正室の左右を房と爲す。房の外に序あり、序の外に夾室あり ● 三牲の肉及び魚膳 ● 豕魚膳 ● 土坵

○凡そ老を養ふには、有虞氏は燕禮を以てし、夏后氏は饗禮を以てし、殷人は食禮を以てし、周人は脩めて之を兼ね用ふ。凡そ五十は郷に養ひ、六十は國に養ひ、七十は學に養ふ、諸侯に達す、八十君命を拜するときは、一坐再至す、瞽も亦之の如くし、九十の者は人をして受けしむ、五十は糲を異にし、六十は肉を宿し、七十は膳を貳にし、八十は常珍あり、九十は飲食寢を違らす、膳飲遊に從ふも可なり。六十は歳に制し、七十は時に制し、八十は月に制し、九十は日に脩む、唯絞給衾冒は、死して后に制す、五十始めて衰ふ、六十は肉に非ざれば飽かず、七十は帛に非ざれば煖ならず、八十は人に非ざれば煖ならず、九十は人を得ると雖も煖ならず。五十は家に杖つき、六十は郷に杖つき、七十は國に杖つき、八十は朝に杖つき、九十の者は天子問ふこと有らんと欲せば、則ち其室に就きて、珍を以て從ふ、七十は朝を俟たず、八十は月に存を告げ、九十は日に秩あり、五十は力政に從はず、六十は服戎に與らず、七十は賓客の事

○凡養老有虞氏以燕禮夏后氏以饗禮殷人以食禮周人脩而兼用之凡五十養於國七十養於學達於諸侯八十拜君命一坐再至晉亦如之九十者使人受五十異糲六十宿肉七十常珍九十飲食不違禮膳飲從遊可也六十歲

○凡そ老を養ふには、有虞氏は燕禮を以てし、夏后氏は饗禮を以てし、殷人は食禮を以てし、周人は脩めて之を兼ね用ふ。凡そ五十は郷に養ひ、六十は國に養ひ、七十は學に養ふ、諸侯に達す、八十君命を拜するときは、一坐再至す、瞽も亦之の如くし、九十の者は人をして受けしむ、五十は糲を異にし、六十は肉を宿し、七十は膳を貳にし、八十は常珍あり、九十は飲食寢を違らす、膳飲遊に從ふも可なり。六十は歳に制し、七十は時に制し、八十は月に制し、九十は日に脩む、唯絞給衾冒は、死して后に制す、五十始めて衰ふ、六十は肉に非ざれば飽かず、七十は帛に非ざれば煖ならず、八十は人に非ざれば煖ならず、九十は人を得ると雖も煖ならず。五十は家に杖つき、六十は郷に杖つき、七十は國に杖つき、八十は朝に杖つき、九十の者は天子問ふこと有らんと欲せば、則ち其室に就きて、珍を以て從ふ、七十は朝を俟たず、八十は月に存を告げ、九十は日に秩あり、五十は力政に從はず、六十は服戎に與らず、七十は賓客の事

制七十時制。八十月制。九
十日脩唯絞
給衾冒死而
后制五十始
衰六十非肉
不飽七十非
帛不煖八十
非人不煖九十
十雖得人煖
煖矣五十杖
於家六十杖
於鄉七十杖
於國八十杖
於朝九十者
天子欲有問
焉則就其室
以珍從七十
不俟朝八十
月告存九十
日有秩五十
不從力政六
十不與服或
七十不與
賓客之事八
十齊喪之事
非及也五十
而爵六十不
親學七十致
政凡自七十
以上唯衰
麻爲喪凡三
王養老皆引
年八十者一
子不從政九
十者其家不
從政譬亦如
之凡父母

に與らず、八十は齊喪の事及ぼざるなり、五十にて爵し、六十は親ら學ばず、七十にして政を致す。凡そ七十より以上、唯衰麻して喪を爲す。凡そ三王の老を養ふは、皆年を引く、八十の者は一子政に従はず、九十の者は其家政に従はず。譬も亦之の如し。凡そ父母在せば、子は老と雖も坐せず。有虞氏は國老を上庠に養ひ、庶老を下庠に養ふ。夏后氏は國老を東序に養ひ、庶老を西序に養ひ、殷人は國老を右學に養ひ、庶老を左學に養ふ。周人は國老を東膠に養ひ、庶老を虞庠に養ふ。虞庠は國の西郊に在り。有虞氏は皇して祭り、深衣して老を養ふ。夏后氏は收して祭り、燕衣して老を養ふ。殷人は歸して祭り、編衣して老を養ふ。周人は冕して祭り、立衣して老を養ふ。

●此一節は王制註す、つきて見る可し

在。子雖老不坐。有虞氏養國老於上庠。養庶老於下庠。夏后氏養國老於東序。養庶老於西序。殷人養國老於右學。養庶老於左學。周人養國老於東膠。養庶老於虞庠。虞庠在國之四郊。有虞氏皇而祭。深衣而養老。夏后氏收而祭。燕衣而養老。殷人歸而祭。編衣而養老。周人冕而祭。立衣而養老。

○曾子曰。孝子之養老也。樂其心。不違其志。樂其耳目。安其寢處。以二其飲食。忠二養之。孝子之身終。終其身也。者。非終二父母之身。終二其身也。是故父母之所愛亦愛之。父母之所敬亦敬之。至於犬馬。盡然。

○曾子曰く、孝子の老を養ふや、其の心を樂ましめ、其の志に違はず、其の耳目を樂ましめ、其の寢處を安くし、其の飲食を以て之を忠養す。孝子の身終るまで、身を終ふるとは、父母の身を終ふるに非ず、其の身を終ふるなり。是故に父母の愛する所は、亦之を愛し、父母の敬する所は、亦之を敬す、犬馬に至るまで、盡く然り。而るを況んや人に於てをや。○凡そ老を養ふには五帝を憲り、三王は乞言あり、五帝は憲る、氣體を養うて乞言せず、善あれば則ち之を記して、悼史と爲す、三王も亦憲る。既に老を養うて而して後に言を乞ふ、亦其禮を微にす、皆悼史あり。

●心に表裏なく孝養を盡す ●一生 ●孝子の身 ●其德行に法る

而況於人乎。○凡養老。五帝憲。三王有之。言。五帝憲。養氣體。而不之。言。有善則記之。爲三傳史。三王亦憲。既養老。而后乞言。亦徵其禮。皆有三傳史。

○淳熬煎醢。加于陸稻上。沃之以膏。曰淳熬。淳母煎醢。加于黍食上。沃之以膏。曰淳母。炮取豚者。將封之。剝之。實棗於其腹中。編萑以貫之。塗之。塗皆乾。擘之。濯手以擘之。去其醢。爲稻粉。糲之。以爲醢。以付豚。

○淳熬は醢を煎つて陸稻の上に加へ、之に沃ぐに膏を以てするを淳熬と曰ふ。淳母は醢を煎りて黍食の上に加へ、之に沃ぐに膏を以てするを、淳母と曰ふ。炮は豚若くは將を取りて、之を封し之を剝し、棗を其腹中に實し、萑を編みて以て之を貫み、之に塗るに謹塗を以てして之を炮る。塗皆乾けば之を擘き、手を濯うて以て之を擘して、其の醢を去る、稻粉を爲りて、之を糲洩し以て醢を爲り、以て豚に付して、諸を膏に煎る、膏必ず之を滅す。鉅鑊の湯に、小鼎を以て瀡肺して、其の中に於て、其の湯をして鼎を滅すること母からしむ。三日三夜火を絶つこと母れ、而して后に之を調するに醢醢を以てす。搗珍は牛、羊、麋、鹿、麀の肉を取る、必ず豚をす、物毎に牛と一の若くす、捶ちて之を反側し、其の餌を去り、孰せば之を出し、其の醢を去り、其の肉を柔かにす。漬は牛の肉

煎諸膏。膏必減之。鉅鑊湯。以二小鼎一瀡肺於其中。使二其湯一母二減一鼎三日三夜一毋レ絶レ火。而レ后レ調レ之。以二醢醢一搗珍取二牛一羊一麋一鹿一麀一之肉。必レ豚。每物與二牛一若一。一。捶反二側一之。去二其餌一。孰出之。去二其醢一。柔其肉。漬取二牛一肉。必レ新殺者。薄切レ之。必レ絶其理。湛諸美酒。期朝而食。之以醢若醢。

を取る、必ず新に殺せる者とす、薄く之を切り、必ず其の理を絶ち、諸を美酒に湛し、明朝にして之を食ふに醢若しくは醢醢を以てす。熬を爲るには、之を捶ちて其の醢を去り、萑を編みて牛の肉を布く。桂と薑とを屑にし、以て諸を上二灑一いで之を鹽す。乾けば之を食ふ。羊に施すも亦之の如くし、麋に施し鹿に施し塗に施すこと、皆牛羊の如し、濡肉を欲せば、則ち釋して之を煎るに醢を以てす。乾肉を欲せば、則ち捶ちて之を食ふ。糲は牛羊豕の肉を取る、三ながら一の如くし、小く之を切り、稻米を與ふ、稻米は二、肉は一、合して以て餌と爲し、之を煎る。肝腎は狗肝一を取り、之を糲ふに其の膏を以てし、濡して之を炙る。舉其の膏を糲す、糲せず、稻米を取りて、舉之を糲洩し、小く狼の膾の膏を切り、以て稻米を與へて醢を爲る。

- ちか越
- 陸稻の飯に注ぐ
- 八珍の一
- 八珍の一
- 煮りて焼くもの、八珍
- 羊
- 鹿の類
- 黏土
- 皺眼
- 音減えなくなる様になす
- 大なべ
- 肺を膏をつけ美ならしめ
- 小鼎を鑊湯の内に置き湯をして小鼎内に入らざらしむ
- 肉を反して搗ち又側て、搗ちて作りたるもの八珍の一

臠爲熬捶之
去其蠹編萑
布牛肉焉屠
桂與薑以灑
諸上而醢之

量多寡を等しかりしむ 牛肉の酒漬、八珍の一 文理 大へ頃は朝美酒に漬し翌朝宜ふを好
朝とす 梅酸 牛羊等の肉を火上にて調理する食品、八珍の一 蒸を編みてすだれをつくり
たゞきつばして しなやかなる肉 水を以て調はしめて こながき 牛羊等の三者の肉の
分量を同一にす きもとあぶらとを以て調理したる食品、八珍の一

乾而食之。施之。施之。施之。皆如牛羊。欲濡肉。則釋而煎之。以醢。欲乾肉。則捶而食之。糝取牛羊豕之肉。三如一。小切之。與稻米。稻米二肉一。合以爲餌。煎之。肝腎取狗肝一。櫟之以其腎。濡炙之。舉燠其腎。不薑。取稻米。舉糝。洩之。小切。狼臠膏。以與稻米爲醢。

○禮始於謹
夫婦爲宮室
辨外內。男子
居外。女子居
內。深宮固門。
閨寺守之。男
不入。女不出。
男女不同櫛
櫛。不取縣於
夫之樨。櫛不

○禮は夫婦を謹むに始まる、宮室を爲りて、外内を辨じ、男子は外に居り、女子は内に居り、宮を深くし門を固くし、閨寺之を守り、男は入らず、女は出でず。男女櫛櫛を同じくせず、敢て夫の樨櫛に懸けず。敢て夫の篋笥に藏せず。敢て漏浴を共にせず。夫在らざれば、枕を篋に斂めて、簟席を櫛にし、器して之を藏す。少長に事へ、賤貴に事ふるは、威之の如し。○夫婦の禮、唯七十に及べば、同じく藏して間なし。故に妾は老いたりとも雖も、年未だ五十に満たざ

敢藏於夫之
篋笥。不取共
漏浴。夫不在。
斂枕篋。簟席
櫛器而藏之。
少事長。賤事
貴。成如之。○
夫婦之禮。唯
及七十二同藏
無間。故妾雖
老年未滿五
十。必與五日
之御。將御者。
齊漱澣。慎衣
服。櫛。維笄。總
角。拂髦。衿纓。
綦履。雖婢妾。
衣服飲食必
後長者。妻不
在。妾御莫敢

れば、必ず五日の御に與る、將に御せんとする者は、齊し漱澣し、衣服を慎み、櫛し維し笄し總角し、髦を拂ひ、纓を衿し履を綦す。婢妾と雖も、衣服飲食は、必ず長者に後る。妻在らざれば、妾御するに敢て夕に當ること莫し。○妻將に子を生まんとすれば、月辰に及びて、側室に居る。夫、人をして日に再び之を問はしむ。作すときは自ら之を問ふ、妻敢て見えず。姆をして衣服して對へしむ。子生るゝに至りて、夫復た人をして日に再び之を問はしむ。夫齊すれば、則ち側室の門に入らず。子生るれば、男子なれば弧を門の左に設け、女子なれば蜺を門の右に設く。三日にして始めて子を負ふ、男は射、女は否らず。國君の世子生るれば、君に告げ、接するに大牢を以てし、宰、具を掌る。三日にして、士を下して之を負はしむ。吉者宿齊朝服し、寢門の外にて詩けて之を負ふ。射人桑弧蓬矢六を以て、天地四方を射る、保受けて乃ち之を負ふ。宰、子を負ふものを體し、之に束帛を賜ふ。士の妻、大夫の妾を下して、子を食はしむ。凡そ子

阼階立子阼
 四鄉妻抱子
 出自房當相
 立東面姆先
 相曰母某敢
 川二時日祇見
 孺子夫對曰
 飲有帥父執
 子之右手咳
 而名之妻對

● 孩兒 ● 衆妾若しくは衆妾の列に非ざる傳御の屬の中より子の脚と爲る可き者を養み ● 子の欲せざる者か
 にする者 ● 子の養處を安ずる者 ● 三母より他の人は用事なれば孺子の室に往かず ● 毛を剃り強しむ
 くもの、稱 ● おりまき、頭角の毛を強しむ也 ● 毛を頂上に強し十文字に結ぶ也 ● 左又は右の一方
 にのみ毛を強す也 ● 大夫以上を指す ● 具ふる所の禮 ● 朔食には天子は大牢、諸侯は小牢、大夫は特
 豕、士は特豚 ● 側室の門 ● 東房 ● 是の日 ● 子を敬み教へて正道に循はしむべし ● 嬰
 笑容をなして ● 子に命名す ● 夫の訓戒を記憶して子を教へて徳を成さしめんと ● 諸婦は同族の卑
 しき者の妻は同族の尊者の妻 ● 夫の舊妻に歸る ● 屬吏 ● 同宗の子姓 ● 二十五家を問と
 いふ、屬史 ● 閭の府藏 ● 二千五百家を州といふ ● 州の府藏 ● 其妻と禮食すること歸り始めて
 舅姑に饋ら禮の如くするをいふ

○世子生。則君沐浴朝服。夫人亦如之。皆立子阼階。四鄉妻抱子。出自房。當相立東面。姆先相曰。母某敢。川二時日祇見孺子。夫對曰。飲有帥。父執子之右手。咳而名之。妻對曰。記有成。遂左還授師。子師辯告諸婦。諸母名。妻遂適。寢。夫告辛。辛辯告諸男。名。書曰。某年某月某日某生。而藏之。辛告閭史。閭史書爲二。其一藏諸閭府。其一獻諸州史。州史獻諸州伯。州伯命藏諸州府。夫入食如養禮。

○世子生。則君沐浴朝服。夫人亦如之。皆立子阼階。四鄉妻抱子。出自房。當相立東面。姆先相曰。母某敢。川二時日祇見孺子。夫對曰。飲有帥。父執子之右手。咳而名之。妻對曰。記有成。遂左還授師。子師辯告諸婦。諸母名。妻遂適。寢。夫告辛。辛辯告諸男。名。書曰。某年某月某日某生。而藏之。辛告閭史。閭史書爲二。其一藏諸閭府。其一獻諸州史。州史獻諸州伯。州伯命藏諸州府。夫入食如養禮。

○世子生るれば、則ち君沐浴朝服す、夫人も亦之の如くす、皆阼階に立ちて西郷す、世婦、子を抱きて西階より升る。君之に名づくれば乃ち降る。適子庶子は外寢に見へしむ。其首を撫でて咳して之に名づく。禮初に帥ふ、辭なし。○凡

子。升自西階。君名之。乃降。適子庶子見於外寢。撫其首。咳而名之。禮帥初。無辭。○凡名子。不以日月。不以國。不以隱疾。大夫士之子。不敢與世子同名。○妾將生子。及二月辰。夫使二人。日一問之。子生三月之末。漱滌。夙齊。見於內。禮之。如始入室。君已食。徹焉。使之特

そ予に名づくるには、日月を以てせず、國を以てせず、隱疾を以てせず。大夫士の子は、敢て世子と名を同じくせず。○妾將に子を生まんとすれば、月辰に及びて夫人をして日一たび之を問はしむ。子生るれば、三月の末に漱滌夙齊して、内寢に見る、之を禮すること始めて室に入りしときの如し。君已に食して徹す、之をして特り餼せしむ。遂に入りて御す。○公の庶子生れんとすれば、側室に就く。三月の末に、其の母沐浴し、朝服して君に見えしむ。擯者其の子を以て見ゆ、君賜ふある所は君之に名づく、衆子は則ち有司をして之に名づけしむ。庶人側室なき者は、月辰に及びて、夫出でて羣室に居る、其の之を問ふと、子、父に見ゆるの禮と、以て異なること無きなり。凡そ父在せば、孫、祖に見ゆ、祖亦之に名づく。禮は子、父に見ゆるが如し、辭なし。子を食ふ者は三年にして出づ、公宮に見ゆるときは則ち劬る。大夫の子は、食母あり、士の妻は、自ら其子を養ふ。命士より以上、及び大夫の子は、旬しくして見ゆ。冢子は未だ食せずし

彼遂入御。○公庶子生。就室。三月之未。其母沐浴。朝服見於君。擯者以其子見。君所賜。君名之。衆子則使有司名之。庶人無側室者。及二月辰。夫出居羣室。其間之也。與子見父之禮。無以異也。凡父在。孫見於祖。祖亦名之。禮如子見父。無辭。食子者。三年而出。見於公宮。則幼。大夫之子有食母。士之妻自養其子。由命士以上。及大夫之子。旬而見。冢子未食而見。必執其右手。適子庶子已食而見。必循其首。

○子能食食。教以右手。能言。男唯女。鬻。男。鬻。革。女。鬻。絲。六年。教之。

て見えしむ、必ず其右手を執る。適子、庶子は、已に食して見えしむ、必ず其首を循づ。

● 適子は世子の弟、庶子は妾の子 ● 君の孫 ● 朝服の辭々のズ ● 早朝より齋戒して ● 適妻の服 ● 始め來りて嫁する時の如し ● 常時妾妾と同じく食する時と同じからず ● 傅、婦のたぐひ ● 君特に妾を愛して恩賜を加ふる者 ● 衆妾の子 ● 貴人と異なること無し ● 士の妻、大夫の妾 ● 子三年にして懐胎を見る、故に出でて家へ還る ● 其の勞苦を勞りて賜物あり ● 乳母 ● 士は乳母を尊かざるをいふ ● 子、父に見ゆるに後生と前生とによりて先後あれど、均しく皆夫と婦と同食せざる前に於てす、一説に旬日を以て見ゆと俱に未だ疑しき説なり ● 冢子は禮食以前に見えしむるは正を慈にする所以なり

○子能く食を食へば、右手を以てするを教ふ。能く言へば、男は唯し女は鬻せしむ。男の鬻は革、女の鬻は絲。六年にして之に數と方名とを教ふ、七年にして男女席を同じくせず、食を共にせず。八年にして、門戸を出入し、及び席に即

數與方名。七年男女不同。席不共食。八年出入門戶。及即席飲食。必後長者始教之。讓九年教之。數日。十年出就外傅。居宿於外。學書計。衣不帛。襦袴。禮帥初。朝夕學幼儀。詩。肆。簡。諒。十有三年。學樂。誦詩。舞勺。成童。舞象。學射。御。二十而冠。始學禮。可三以衣。裘。帛。舞。大

き飲食するに、必ず長者に後る。始めて之に讓を教ふ。九年にして之に日を數ふることを教ふ、十年にして出で外傅に就き、外に居宿し、書計を學ぶ。衣は帛の襦袴せず。禮初に帥ふ。朝夕幼儀を學び、簡諒を請肆す。十有三年にして樂を學び詩を誦し勺を舞ふ。成童にして象を舞ひ、射御を學ぶ、二十にして冠し、始めて禮を學ぶ。以て表帛を衣る可し。大夏を舞ひ、惇孝弟を行ひ、博く學びて教へず、肉にして出さず、三十にして室あり。始めて男の事を理む、博學方なく、友に孫ひ志を視る。四十にして始めて仕へ、物を方にし謀を出し慮を發す。道合へば則ち服従し、可ならざれば則ち去る。五十にして命せられて大夫と爲り、官政に服す。七十にして事を致す、凡て男の拜は左手を尙にす。女子は十年まで出でず、姆、婉婉聽從を教ふ。麻裳を執り、絲繭を治む、紵を織り紉を組み、女の事を學び、以て衣服を共す。祭祀を觀、酒漿饗豆菹醢を納れ、禮をして相けて奠を助く。十有五年にして笄し、二十にして嫁す。故あれ

書之。言則右史書之。御普幾聲之上下。年不順成。則天子素服。乘素車。食無樂。○諸侯支端以祭。柳冕以朝。皮弁以聽。朝於大廟。朝服以日視。朝於內朝。朝辨色始入。君日出而視之。退適路。寢聽政。使人視大夫。大夫退。然後適小寢。釋服。又朝服以食。特牲三俎。祭

り、肺を祭り、夕に深衣して率肉を祭る、朔月には少牢、五俎四食あり、子卯には稷食菜羹をす。夫人は君と庖を同じくす。○君故無ければ牛を殺さず。大故故無ければ羊を殺さず。士故無ければ犬豕を殺さず。君子は庖厨を遠ざく。凡そ血氣あるの類身を踐さざるなり。八月に至りて雨らざれば、君擧げず。年順成ならざれば、君布を衣、本を措み、關梁租せず、山澤列して賦せず、土功興さず、大夫車馬を造るを得ず。○卜人、龜を定め、史、墨を定め、君、體を定む。○君は羔幣虎植、大夫の齊車は、鹿幣豹植、朝車と士の齊車とは、鹿幣豹植。

天子諸侯の服章符節の制及び禮を行ふ容節を記す。玉は冕の前後に龍を垂る、玉、璜は色珪を綴りて龍となし玉を貫けるもの。冕上の覆。龍を袞衣に畫きたるもの。熊冠。東方の國門。月朔の事。南方の國門。皮弁服は天子常の日朝を視る服。奏樂。月朔。侍御の樂工。樂舞の高下を察して政令の得失を知る。諸侯の朝服は玄冠、緇衣、素裳。尊卑の禮を辨じ先後して入り朝を視て。朝服。特豕、魚、腊。夕食。特牲の餘。三俎と羊と羊腸と。常の食は二意なるも、月朔には四意あるをいふ。國君。特に殺さざるをいふ。祭祀及び賓客饗應の禮。今の六月。牲を殺し饋を盛にすること。士の笏を挿む。士の笏は竹を以て爲り其本を象牙にて飾れるも。

肺。夕深衣祭。率肉。朔月少牢。四俎。五。子卯稷食菜羹。夫人與君同庖。○君無故不殺牛。大夫無故不殺羊。士無故不殺犬豕。君子遠庖厨。凡有血氣之類。弗身踐也。至于八月不雨。君不舉。年不順成。君衣布摺本。關梁不租。山澤列而不賦。土功不興。大夫不得造車馬。○卜人定龜。史定墨。君定體。○君羔幣虎植。大夫齊車。鹿幣豹植。朝車。士齊車。鹿幣豹植。

の。門闕梁の租税をとりたてず。龜の甲を燒きて卜ふ。墨を以て龜に畫き墨に従ひて裂目の大小によつて吉凶を定む。象兆の形體。皮にて作り紙を覆ふものは。蠶もとはし。

○君子之居恆當戶。寢恆東首。若有疾風迅雷甚雨。則必變。雖夜必興。衣服冠而坐。○日五盥沐。禋而饋。梁。櫛。用。禱。櫛。髮。禘。用。象。櫛。進。織。進。燕。工。乃升歌。浴川。

○君子の居は恆に戸に當り、寢は恆に東首す、若し疾風迅雷甚雨あれば、則ち必ず變ず、夜と雖も必ず興き、服を衣て冠して坐す。○日に五たび盥ふ、稷に沐して梁に饋す、櫛は櫛櫛を用ひ、髮禠けば象櫛を用ひ、禮を進め羞を進む。工乃ち升歌す。浴に二巾を用ふ。上は絺下は綌、杆を出でて鞠席を履み、連ふに湯を用ふ。蒲席を履み、布を衣、身を晡かし、乃ち履き、飲を進む。○將に公の所に適かんとすれば、宿め齊戒して外寢に居り、沐浴す。史象笏を進む。思對、命を書す。既に服して、容觀玉聲を習ふ、乃ち出づ。私朝に揖すること輝如た。

二巾。上。綈。下。綌。出。扞。履。綌。綌。連。用。湯。履。蒲。席。衣。布。啼。身。乃。履。進。飲。○將。適。公。所。宿。齊。戒。居。外。象。笏。書。思。對。命。既。服。習。容。觀。玉。聲。乃。出。揖。私。朝。輝。如。也。登。車。則。有。光。矣。○天。子。摺。珽。方。正。於。天。下。也。諸。侯。茶。前。誦。後。直。讓。於。天。子。也。大。夫。前。誦。後。誦。無。所。不。讓。

り、車に登れば則ち光あり。○天子は珽を摺む、天下に方正するなり。諸侯は茶をす、前に誦し後に直、天子に讓るなり。大夫は前も誦し後も誦す、讓らざる所無きなり。○侍坐するときは則ち必ず席を退く、退かざれば則ち必ず引きて、君の黨を去る。席に登るには、前よりせず、席を蹴まんが爲めなり。徒坐すれば席を盡さざること尺、書を讀み食するときは則ち齊しくす。豆は席を去ること尺。○若し之に食を賜ひて、君之を客とせば、則ち之に祭れと命じて、然る後に祭る。先づ飯し、辯く羞を嘗め、飲んで俟つ、若し羞を嘗むる者あれば、則ち君の食ふを俟ちて、然る後に食ふ、飲を飯つて俟つ、君之に羞を命ずれば、近き者を羞す、之に品を命ずれば之を嘗む、然る後に唯欲する所のまゝにす。凡そ遠食を嘗むるには、必ず近食に順ふ、君未だ手を覆はざれば、敢て喰せず、君食を既ふるときは、又喰を飯ふ。喰を飯ふ者は三飯なり。君既に徹すれば、飯と醬とを執りて、乃ち出でて從者に授く。○凡そ侑め食するときは盡く食す。

はす、人に食ふときは飽かず。唯水漿は祭らず。若し祭れば已だ俵卑なりと爲す。

- 天威を敬みて變更す
- 糞を漸きたる水
- 梁を漸ぎし水にて面を洗ふ
- 白木の櫛
- 象牙の櫛
- 飲酒
- 運豆の實
- ナマリ
- ミヤシ
- 湯船
- 削草の席
- 思は意に思ひ念すること
- 對は君の間に對へんとする辭、命は君の命令により當に奉行すべきこと
- 容貌と儀貌と
- 佩玉の音
- 徳容發越の盛なり
- 輝如より一層盛なるをいふ
- 大圭長三尺の笏、概然としてかまむことを以て言ふ
- 諸侯の笏、其首を控ぎて圓くし下方は角正なるもの
- 君の座に侍する時
- 別席あれば退きて別席に著く
- 引退きて、君の對黨の下に坐す
- 節を失ひ踐むをいふ
- 席の前を一尺はどけ置く
- 徒坐する時と同一に席前一尺をあげ置く
- 客を以て待遇せば
- 膳品を嘗め
- 禮に食未だ殘せざる以前まづ啜り飲ひて以て喉中を掃かして溢り嚙ばざらしむとあり
- 近き處の物一菜を食す
- 全部の食品を食ふことを命ずれば
- 遠處の食を嘗むるには必ず近き處のものよりはじむ
- 手を以て口の兩傍を覆ふ、これ食物の口のあたりに附著してあるかと恐れてなすわざ
- 己れが飯と醬とを下げて己が從者に與ふ
- 俵は厭なり。厭はしくいやし

也。○侍坐則必退席。不則必引而去。君之黨登席不由前。爲躐席。徒坐不盡席尺。讀書食則齊。豆去席尺。○若賜之食而君客之。則命之祭。然後祭。先飯。辯嘗羞。飲而俟。若有嘗羞者。則俟君之食。然後食。飯飲而俟。君命之羞。羞近者。命之品嘗之。然後唯所欲。凡嘗遠食。必順近食。君未覆手。不敢喰。君既食。又飯。飯。飯。者。三飯也。君既徹。執飯與醬。乃出授從者。○凡侑食。不盡食。食於人。不飽。唯水漿不祭。若祭。爲已俵卑。

玉藻第十三

美也。是故。凡。襲。執。玉。龜。襲。無。事。則。謁。弗。敢。充。也。○笏。天子。以。球。玉。諸。侯。以。象。大。夫。以。魚。須。一。文。竹。士。竹。本。象。可。也。見。於。天子。與。射。無。說。笏。入。大。廟。說。笏。非。禮。也。小。功。不。說。笏。當。事。免。則。說。之。既。摯。必。盥。雖。有。執。於。朝。弗。有。盥。矣。凡。有。指。畫。於。君。前。用。笏。造。受。命。於。君。前。則。書。於。笏。笏。畢。用。也。因。飾。焉。笏。度。二。尺。有。六。寸。其。中。博。三。寸。其。殺。六。分。而。去。一。

○天子素帶朱裏終辟。而素帶終辟。大夫素帶辟垂。士練帶率下。辟居。士錦帶。

● 辨を省み敬を備る ● 禮して大裘を服するは古の禮に非ざるなり ● 素錦の衣 ● 狐の青毛皮を以て製りたる裘 ● 袖 ● 犬羊の裘は庶人の服にて賤しければ謁せず ● 裘の上に覆す ● 飾を盡すを以て敬と爲せばなり ● 尸は尊し故に敬を示す所無し故に覆 ● 玉を執り龜を執りて取禮を爲すこと ● 龜の事 ● 美玉 ● 鮫魚の鱗 ● 天子に朝見の際には命圭を執りて茶を摺む。射は博を觀せば則ち禮固よりたかぶる故に脱がず ● 君前に指畫するところ有る時、手を用ふれば容を失ふ故に笏を用ひて指畫す ● 君の許に至つて ● 君命を笏に記す、其の忘却せざらんが爲なり ● 天子膳侯は則ち中より以上稍々漸くもいて、其上首に至りて廣さ二寸五分なり、是れ三寸の六分の一をそぎ捨つるといふなり

○天子は素帶朱裏終辟す、而して素帶終辟、大夫は素帶して垂を辟し、士は練帶して率し、下辟す。居士は錦帶し、弟子は縞帶し、并びに紐、約するに組を用ふ、三寸、長さ帯に齊しうす、紳の長さの制、士は三尺、有司は二尺有五寸、子游曰く、帶の下を參分して紳二つに居り、紳鞣結、三つ齊し、大夫は大帶四寸、帶を雜るこ

弟子縞帶。并紐約。川組三寸。長齊于帶。紳長制。士三尺。有司二尺。有五寸。子游曰。參分帶下。曰。參分帶下。紳居二焉。紳鞣結。三齊。大夫大帶四寸。雜帶。君朱綠。大夫玄華。士緇。辟二寸。再緇。四寸。凡帶。有率無箴功。肆束及帶。勤者有事則收。之。走則擁之。○鞞。君朱。大夫素。士爵章。

と君は朱綠、大夫は玄華、士は緇辟二寸、再緇すれば四寸、凡そ帶は率ありて箴功なし。肆束及び帶は勤むる者事あれば則ち之を收む、走れば則ち之を擁ゆ。○鞞は君は朱、大夫は素、士は爵章、圓殺直、天子は直、諸侯は前後方、大夫は前に方にして後は角を擗ぐ、士は前後正、鞞は下の廣さ二尺、上の廣さ一尺、長さ三尺、其の頸は五寸、肩と革帶とは博さ二寸、一命は緇鞞幽衡、再命は赤鞞幽衡、三命は赤鞞葱衡。○王后は緯衣、夫人は揄狄、君命すれば屈狄す、再命は緯衣、一命は檀衣、士は緇衣、唯世婦、繭を奠するに命ぜらる。其の他は則ち皆男子に従ふ。

● もとはしす ● 垂下の紳 ● 練は紳、紳を以て單の帶となし、之を用ひて其の兩端を縫ふ ● 腰及び兩耳皆もとはしせず、惟紳のみもとはしす、故にいふ ● 道藝の處士 ● 帶の結目を解けざる様に組を用ふ ● 紳、鞞、結各々長さ三尺、故に三齊といふ ● 雜色を以て辟緇となすをいふ ● 箴を以てする細工 ● 帶の餘りの組及び紳の垂れたるものを束ぬること ● 肆束を手に持つ ● 前垂、章を以てつくる ● 爵色の章 ● 赤黄色 ● 黑色 ● 青色 ● 玄色の衣 ● 青色の衣 ● 赤色の衣 ● 黄色の衣 ● 白色の衣 ● 黒色の衣 ● 獸を ● 凡そ妻の貴は夫に上る故に各々夫の命取の多寡に従ひて服することを得

關殺直。天子直。諸侯前後方。大夫前方後挫角。士前後正。韞下廣二尺。上廣一尺。長三尺。其頸五寸。肩革帶博二寸。一命緹黼幽衡。再命赤韞幽衡。三命赤韞葱衡。○王后褙衣。夫人揄狄。君命屈狄。再命褙衣。一命褙衣。士祿衣。唯世婦命於奠。繭。其他則皆從男子。

○凡侍於君。紳垂。足如履。齊。頤。垂。垂。拱。視。下。而。聽。上。視。帶。以。及。袷。聽。鄉。任。左。○凡君召以三節。二節以走。一節以趨。在官不俟。屨。在外不俟。車。○士於大夫。不取拜迎。而拜送。士於尊者。先拜進。而答之。拜則走。○士於君。所言

○凡君侍於君。紳垂。足如履。齊。頤。垂。垂。拱。視。下。而。聽。上。視。帶。以。及。袷。聽。鄉。任。左。○凡君召以三節。二節以走。一節以趨。在官不俟。屨。在外不俟。車。○士於大夫。不取拜迎。而拜送。士於尊者。先拜進。而答之。拜則走。○士於君。所言

大夫。沒矣。則稱諡。若字。名。士。與大夫。言。名。士。字。大夫。於大夫。所。有。公諱。無私諱。凡祭。不諱。廟中。不諱。教學。臨。文。不諱。○古之君子。必佩玉。右徵角。左宮羽。趨以采。齊行以肆。夏。周還中規。折還中矩。進則揖之。退則揚之。然後玉鏘鳴也。故君子在車則聞鸞和之聲。行

則ち之を揚す。然る後に玉鏘として鳴るなり。故に君子車に在れば、則ち鸞和の聲を聞き、行けば則ち佩玉を鳴らす。是を以て非辟の心、自りて入ること無きなり。君在せば玉を佩びず、左に佩を結び、右に佩を設く。居れば則ち佩を設け、朝すれば則ち佩を結ぶ。齊すれば則ち佩を結め結びて、爵して鞞す。凡そ帯は必ず佩玉あり、唯喪には否す。佩玉には衝牙あり。君子故なければ、玉身を去らず。君子玉に於て徳を比す。天子は白玉を佩びて、立組の綬をし、公侯は山立玉を佩びて、朱組の綬をし、大夫は水蒼玉を佩びて、純組の綬をし、世子は瑜玉を佩びて、綦組の綬をし、士は孺玖を佩びて、緇組の綬をす。孔子は象環五寸を佩びて、綦組の綬をせり。

- 聲折する時は紳必ず垂る故にいふ
- 身折る、時は則ち裳下の緝地にたわむ、故に之を踐むが如し
- 身俯する時は頭前に出づ故に屋の簷の如くなるを言ふ
- 尊者の言を聴く時は必ず面を側て上に向ふをいふ
- 尊者の言を聴く時、上に向ふ度合は帯より領の交る處を以て度とす
- 凡そ立てる者は石を尊び、坐せる者は左を尊ぶ、侍りて君坐する時は則ち臣、君の右に在り、是を以て向ひて言を聴くには左に任かして君に向ふ
- 玉を

則鳴佩玉。是以非辟之心無自入也。君在不佩玉。左結佩。右設佩。居則設佩。朝則結佩。齊則結佩。而爵韉。凡帶必有佩玉。唯喪否。佩玉有衝牙。君子無故玉不去身。君子於玉比德焉。天子佩白玉。而玄組綬。公侯佩山玄玉。而朱組綬。大夫佩水蒼玉。而純組綬。世子佩瑜玉。而綦組綬。士佩瑞玫。而緼組綬。孔子佩象環五寸。而綦組綬。

以て爲り、信を明かにし君命を輔くる所以のもの ① 急なる時は二節を持つ、故に走る ② 緩なる時は一節を持つ、故に趨る ③ 朝廷治事の處 ④ 私家及び官府 ⑤ 君の答拜せんことを恐るればなり ⑥ 本國先君の諱 ⑦ 私家の諱 ⑧ 共に玉聲の中る所を以ていふ。微は事、角は民と爲す ⑨ 共に玉聲の中る所を以て言ふ。宮を君と爲し、羽を物と爲す ⑩ 路寢門外より應門に至るまでの間は趨る、時に采齊の詩を歌ふ ⑪ 路寢門内より室に至る之を行と言ふ、時に肆夏の詩を歌ふ ⑫ 方 ⑬ 其身少しく仰ぐ ⑭ 共に鈴。常車、駕は衝に在り、和は軾に在り。田獵の車は和軾に在り、馬鎡に在り ⑮ 世子、君一處に在り時 ⑯ 玉を除くに非ず、其の左佩の綬をしめ結びて玉をして鳴らしめざるなり。是れ玉の如き徳有ることを表さざるなり ⑰ 佩玉の常の如なるをいふ ⑱ 請は屈。屈め上ぐるをいふ ⑲ 何色の韉を著く ⑳ 形、牙に似たる玉 ㉑ 山の黒きが如くなる玉 ㉒ 水の青きが如くなる玉 ㉓ 美玉 ㉔ 諸種の色緑の組 ㉕ 石の玉に次げるもの ㉖ 赤黄色の組 ㉗ 象牙のたまき

○童子之節也。緇布衣錦緣。錦紳并紐。

○童子の節は緇布の衣、錦の緣、錦の紳、并びに紐をし、錦もて髪を束ぬ、皆朱錦なり。童子は裘せず帛せず、屨絢せず、總服無く、事を聴くには麻せず。

錦束髮。皆朱錦也。童子不裘。不帛。不屨。絢。無總服。聽事不麻。無事則立。主人之北。南面。見先。生從人而入。○侍食於先生異爵者。後祭先飯。客祭主人辭曰。不足祭也。客殮主人辭以疏。主人自置其醬。則客自徹之。一室之人非賓客。一人徹。壹食之人一人徹。凡燕食。婦人不敢。

事なければ則ち主人の北に立ちて南面す。先生に見るには、人に從ひて入る。○先生と異爵者とに侍し食するときは、後に祭りて先づ飯す。客祭れば主人辭して曰く、祭るに足らざるなり。客殮すれば、主人辭するに疏を以てす。主人自ら其の醬を置けば、則ち客自ら之を徹す。一室の人は、賓客に非ざれば、一人徹す。壹食の人は一人徹す。凡そ燕食に、婦人は徹せず。

● 禮節 ● くつの飾 ● 己より年長者 ● 爵己れより貴き者 ● 神に捧げて而して後飯す。是れ饌、己が爲めにせざることを示す ● 謙遜して饌末なるよしをいふ ● 同居して事を共にする者 ● 賓主の分ちなければ其の中の年少者一人食器を片附く ● 事を共にする爲め聚りて共に食する者

○食棗桃李。弗致于核。瓜祭。上環食中。

○棗桃李を食ふときは、核を致てず。瓜は上環を祭りて、中を食ひ、操る所を棄つ。凡そ果實を食ふ者は、君子に後る。火孰の者は、君子に先たつ。○慶ある

棄所操。凡食。果實者。後。君子。火。孰者。先。君子。○有慶。非。君。賜。不。賀。○有憂者。○孔子。食。於。季。氏。不。辭。不。食。肉。而。殮。○君。賜。車。馬。乘。以。拜。賜。衣。服。服。以。拜。賜。君。未。有。命。弗。敢。即。乘。服。也。君。賜。稽。首。據。掌。致。諸。地。酒。肉。之。賜。弗。再。拜。○凡。賜。君。子。與。小。人。不。同。日。○凡。獻。於。君。

とき、君の賜に非ざれば賀せず。○憂ある者、(以下)○孔子、季子に食ひしとき辭せず。肉を食はずして殮せり。○君、車馬を賜へば、乗りて以て拜し、衣服を賜へば、服して以て拜す。賜は君未だ命あらざれば、敢て即ち乗服せざるなり。君賜へば、稽首據掌して、諸を地に致す。酒肉の賜には再拜せず。○凡そ賜は、君子も小人とは日を同じくせず。○凡そ君に獻するには、大夫は宰を使とし、士は親す、皆再拜稽首して之を送る。君に膳するには、葷、桃、茹あり。大夫に於ては茹を去り、士に於ては葷を去る。皆膳宰に造す。大夫親ら拜せず、君の己に答へんが爲めなり。大夫賜を拜して退く、士、諾を待ちて退き、又拜す。答拜せず。大夫親ら士に賜へば、士拜して受け、又其室に拜す。衣服は服して以て拜せず。敵者には在らざれば其の室に拜す。凡そ尊者に於て獻することあれば、敢て以聞せず。○士大夫に於ては賀を承けず。下大夫、上大夫に於ては賀を承く。○親在せば、禮を人に行ふに父を稱す。人或は之に賜へば、則ち父を稱して之を拜す。

- 核ある物は其の核を捨てずして饗にす
- 横に圓切にして其の上部なるもの
- 下部の手に持てる處をす
- 燒きもししくは煮たる物
- 君の賜物を以て榮とす、故に君命によつて賜ふところは賀す。一説に君賀すれば、餘人も亦賀す、君賀せざれば餘人も亦賀せず
- 此の下缺文
- 此段、季子禮を失へるを以て孔子かくふるまふ
- 卿大夫使臣となりて天子の賜を受け歸りて之を君に獻じ、君之に乘服するを命じて始めて乘服して拜す
- 左手をうつぶせて、右手の上をおさふ、地に至らしむ
- 君子小人は在位の者と卑賤の者とをいふ
- 同列の者
- 大夫の家

大夫使宰。士親。皆再拜稽首送之。膳於君。有葷桃茹。於大夫去。茹於士去。葷。皆造於膳宰。大夫不親拜。爲君之答己也。大夫拜賜而退。士待諾而退。又拜。弗答拜。大夫親賜士。士拜受。又拜於其室。衣服弗服。以拜。敵者不在。拜於其室。凡於尊者有獻。而弗敢以聞。○士於大夫。不承賀。下大夫於上大夫。承賀。○親在。行禮於人。稱父。人或賜之。則稱父拜之。

○禮盛ならざれば、服充さず。故に大裘は褻せず、路車に乗れば式せず。○父命じて呼べば、唯して諾せず。手、業を執れば則ち之を投じ、食、口に在れば則ち之を吐き、走りて趨らず。親老いたるときは出づるに方を易へず、復るに時を過さず、親齊めば、色容盛ならざるは、此れ孝子の疏節なり。父没して父の書

之。食在口則吐之。走而不趨。親老出。不易方。復不過時。親癢。色容不盛。此孝子之疏節也。父沒而不能讀。父之書。手澤存焉。爾母沒而杯圈不能飲焉。口澤之氣存焉。爾。○君入門。介拂闈。大夫中。根闈。闈之間。士介拂。根。賓入不中門。不履闈。公事自闈。私事自闈。

を讀む能はず。手澤存すればなり。母沒して杯圈飲む能はず、口澤の氣存すればなり。○君門に入れば、介闈を拂ひ、大夫には根と闈との間に中し、士の介は根を拂ふ、賓は入るに門に中せず、闈を履まず、公事には闈の西よりし、私事には闈の東よりす。○君、尸と行くときは武を接し、大夫は武を繼ぎ、士は武に中る。徐趨皆是れを用ふ。疾く趨るときは則ち發せんことを欲す。手足は移くと母れ。○豚豚して行くには、足を舉げず。齊流るゝが如し、席上も亦然り。端行するとき、頤、靈のごとく矢の如し。弁行するときは刻刻として履を起す。龜玉を執れば、前を舉げ踵を曳き、踏踏如たり。

● 禮整なれば充美を以てす故にいふ ● 應ずることば、唯は速かにして諸はゆるくおもしろ ● 他出する時は必ず其の在場所を明かにして置く ● 時間を経過せず ● 常に行ふ疎略の禮 ● 手の持つところ潤滑なること ● 常に用ひて口の當る處潤滑にして、餘氣なほ存するを以てなり ● 大門に入れば ● 御附のもの ● 門の中央に立つる處の短木 ● 其の足取りは毎に前なる足の半ばを踏み迹をはなすことを得ず ● 兩足迹相接り續く ● 兩足迹少しくへだつ ● 君、大夫、士或ひは袷かに或ひは趨る時、皆此の尸と行歩する節

東。○君與尸行接武。大夫繼武。士中武。徐趨皆用是。疾趨則欲發。而手足毋移。圈豚行。不舉足。齊如流。席上亦然。端行。頤雷如矢。弁行。刻刻起履。執龜玉。舉前曳踵。踏踏如也。

を用ふ ● 履の頭まことに動き起ちんとす ● 常の度を變ずること勿れ ● めぐれる豚の如き形して行くには足地より離れず ● 露の下の線 ● 正しく行く、一説に、玄端端端して行くをいふと ● 矢の如く直きこと ● 速かに行く、一説に、肩并皮并して行くをいふと ● 身體起りて ● しなまれり

○凡行容惕。廟中齊。翔。○君子之容舒遲。見所尊者。手容恭。目容端。口容止。聲容靜。頭容直。氣容肅。立容德。色容莊。坐如尸。燕居告溫。溫。○

○凡そ行く容は惕惕たるべく、廟中には齊齊たるべく、朝廷には濟濟翔翔たるべし。○君子の容は舒遲なり。尊ぶ所の者を見るときは齊遯す。足の容は重く、手の容は恭し、目の容は端し、口の容は止、聲の容は靜なり、頭の容は直し、氣の容は肅、立つ容は德、色の容は莊、坐するには尸の如く、燕居すると告ぐるときは、溫温たり。○凡そ祭には、容貌顔色祭る所の者を見るが如し。○喪の容は纍纍、色の容は頤頤、視る容は翟翟梅梅、言の容は藹藹たるべし。○戎の容は暨暨、言の容は詔詔、色の容は厲厲、視の容は清明。○立つ容は辨卑して調ふ母れ、頭頸は必ず中より、山のごとく立ち、時ありて行

凡祭。容貌顔色如見所祭者。○喪容。纍纍。容。顛。顛。視。容。置。置。梅。梅。言。容。爾。爾。○戎容。暨。暨。言。容。詔。詔。色。容。屬。肅。視。容。清。明。○立。容。辨。卑。毋。調。頭。頭。必。中。山。立。時。行。盛。氣。顛。實。揚。休。玉。色。○凡。自。稱。天。子。曰。予。一。人。伯。曰。天。子。之。力。臣。諸。侯。之。於。天。子。曰。某。士。之。守。臣。某。

き、氣を盛にし顛實揚休す、玉の色あるべし。○凡そ自ら稱するは、天子は予一人と曰ひ、伯は天子の力臣と曰ひ、諸侯の天子に於けるは、某土の守臣某と曰ひ、其の邊邑に在るものは某屏の臣某と曰ひ、其の敵以下に於ては寡人と曰ひ小國の君は孤と曰ひ、擯者も亦孤と曰ふ。上大夫は下臣と曰ひ、擯者は寡君の老と曰ふ、下大夫は自ら名ひ、擯者は寡大夫と曰ふ、世子は自ら名ひ、擯者は寡君の適と曰ふ。公子は臣孽と曰ひ、士は傳遽の臣と曰ひ、大夫に於ては外私と曰ふ。大夫の私事の使に、私人擯するときは則ち名を稱す。公の士擯すれば則ち寡大夫、寡君の老と曰ふ。大夫往く所有れば、必ず公の士と賓たるなり。

- ① 直くして早し
- ② 自重して嚴正なり
- ③ 濟々は威儀甚だ整ふ、翔々は拱を張りて安らかにゆつたりとす
- ④ 閑雅なり
- ⑤ 諱みてほしいま、ならず
- ⑥ かたよらず嚴然として有徳氣象あるさまをいふ
- ⑦ 瘦れて氣の抜けたることし
- ⑧ 憂思して舒びず
- ⑨ 翟々は驚きあわつ、梅々は瞻視密かならず
- ⑩ 聲氣低く微かなり
- ⑪ 軍旅
- ⑫ 果敢なり
- ⑬ 教令嚴防なり
- ⑭ 嚴厲にして壯肅なり
- ⑮ ちごりたかぶらず
- ⑯ 滿ち滿つ
- ⑰ 陽氣の物を胸むるが如く剛りなし
- ⑱ 玉の色を變ずること無きが如く顔色變動なきに喩ふ
- ⑲ 對する者なき意
- ⑳ 股肱の臣、力を四方に宣ぶる者なればいふ
- ㉑ 藩屏
- ㉒ 對等、若しくは以下

其在邊邑曰某屏之臣某。其於敵以下曰寡人。小國之君曰孤。擯者亦曰孤。上大夫曰下臣。擯者曰寡君之老。下大夫自名。擯者曰寡大夫。世子自名。擯者曰寡君之適。公子曰臣孽。士曰傳遽之臣。於大夫曰外私。大夫私事使。私人擯則稱名。公士擯則曰寡大夫寡君之老。大夫有所往。必與公士爲賓也。

- ① 木のひこばえに譬へていふ
- ② 驛傳の車馬急遽の令に供する所以に取りていふ
- ③ 家臣は私と稱す、然るに大夫は己れが臣として事ふる者にあらず、故に外私といふ
- ④ 主人の副となりて行くととき
- ⑤ 正聘のため往くことあれば

季夏六月。以禘禮祀周公於大廟。牲用騂。尊用玉。象山。壘。鬱。尊。用黃目。灌用玉瓚。大圭。薦用玉豆。雕篋。爵用玉琖。仍。雕。加以璧散。壁角。俎用梡。臠。升。歌。清廟。下管象。朱干。玉戚。冕而舞。大武。皮弁素積。裼而舞。大夏。味。東夷之樂也。任南蠻之樂也。納夷蠻之樂於大

季夏六月、禘禮を以て周公を大廟に祀る。牲は白牡を用ひ、尊は犧象山壘を用ひ、鬱尊は黃目を用ふ。灌ぐに玉瓚大圭を用ひ、薦は玉豆雕篋を用ひ、爵は玉琖仍雕を用ひ、加以璧散壁角を以てし、俎は梡臠を以てし、升は歌清廟を以てし、下管象朱干玉戚冕而舞大武皮弁素積裼而舞大夏味東夷の樂なり。任は南蠻の樂なり。夷蠻の樂を大廟に納るは、魯を天下に廣むと言ふなり。君卷冕して、阼に立ち、夫人副禕して房中に立つ。君肉袒して牲を門に迎へ、夫人豆籩を薦む。卿大夫、君を贊け、命婦、夫人を贊け、各其の職を揚げて百官職を廢せば大刑に服す。而して王下大に服す。是故に夏は約し秋は嘗し、冬は烝し、春は社し、秋は省みて遂に大蜡す。天子の祭なり。大廟は天子の明堂、庫門は天子の臯門、雉門は大子の應門なり。木鐸を朝に振ふは天子の政なり。

- 犧尊 ○ 山壘の狀を畫きたる壘 ○ 鬱尊酒を盛る尊 ○ 黃金を其の外に鑲めて目となしたるもの、黃彝

廟。言廣魯於天下也。君卷冕立于阼。夫人副禕立于房中。君肉袒迎牲于門。夫人薦豆籩。卿大夫贊。君命婦贊。夫人各揚其職。百官廢職。服大刑。而天子臯門。雉門。振木鐸於朝。天子之政也。

- 玉を以て飾れる瓚 ○ 大圭を以て瓚の柄となせるもの ○ 玉を以て飾れる豆 ○ 柄を雕り飾れる篋
- 夏の世の爵 ○ 仍は因なり。爵の形によつて彫飾せるもの ○ 共に瑤璧。其の口を璧或ひは角を以て飾る、故に言ふ ○ 梡は威の俎。臠は夏の俎 ○ 用頭 ○ 象武の詩 ○ 赤盾 ○ 玉を以て柄を飾れる斧 ○ 武王、紂を伐つ樂 ○ 裼衣を見はして ○ 夏后氏の大夏の樂 ○ 樂の名 ○ 樂の名 ○ 周公勳業の盛なる廣く四夷に及ぶ、故に其國の禮樂の事を廣大にして以て天下に示すと云ふ ○ 首飾をし襟衣を服して ○ 大廟の東南に在る室中 ○ 内は則ち世婦、外は即ち卿大夫の妻 ○ 謹みて周公の德に服すのす、教令を發する時之を振ふ

節を山にし、税を藻にし、復廟重檐、刮楹達鄉、反坫、尊を出で、崇坫圭を康く、疏屏あるは天子の廟飾なり。鸞車は有虞氏の路なり、鉤車は夏后氏の路なり。大路は殷の路なり。乘路は周の路なり。有虞氏の旂、夏后氏の綏、殷の大赤、周の大赤、夏后氏は駱馬黑鬣、般人は白馬黑首、周人は黃馬蕃鬣、夏后氏は

有虞氏之路也。鈎車夏后氏之路也。大路。殷路也。乘路。周路也。有虞氏之旂。夏后氏之綏。殷之大白。周之赤。夏后氏大赤。夏后氏駟馬黑。殷駟馬黑。周駟馬黑。夏后氏黃。馬蕃。周人黃。馬蕃。夏后氏牲。尚黑。殷白。牡。周駟剛。泰有虞氏之尊也。山罍。夏后氏之尊也。著。殷尊也。犧象。周尊也。爵。夏后

牲黑を尙び、毀は白牡、周は駟剛。泰は有虞氏の尊なり。山罍は夏后民の尊なり。著は殷の尊なり、犧象は周の尊なり。爵は夏后氏は瓊を以てし、殷は罍を以てし、周は爵を以てす。灌尊は、夏后氏は龍勺を以てし、殷は罍を以てし、周は黃目を以てし、其の勺は、夏后氏は龍勺を以てし、殷は疏勺を以てし、周は蒲勺を以てす。土鼓、黃桴、葦籥は、伊耆氏の樂なり。拊搏、玉磬、措擊、大琴、大瑟、中琴、小瑟は、四代の樂器なり。魯公の廟は、文の世室なり、武公の廟は、武の世室なり。米廩は有虞氏の庠なり、序は夏后氏の序なり、瞽宗は殷の學なり、類宮は周の學なり、崇鼎、貫鼎、大璜、封父、龜は天子の器なり。越棘、大弓は、天子の戎器なり。夏后氏の鼓は足あり、殷は鼓を楹にし、周は鼓を縣く。

- ① 上下の重屋 ② 屋下に復板層あること、以て風雨の塵を避るを防ぐ ③ 密石を以て摩りて精潔ならしめたる柱 ④ 室毎に四戸八窓ありて窓戸相對す、故にいふ ⑤ 土にて造りたる杯の盛 ⑥ 丈高き反拈 ⑦ 銅鐘を施したる扉 ⑧ 駕和のある車 ⑨ 輿の前の關曲れる車 ⑩ 交誦を畫きたる旂旗 ⑪ 杠の首に施牛の尾

氏以瓊。殷以灌。夏后氏以雞夷。殷以罍。周以黃目。其勺。夏后氏以龍勺。殷以蒲勺。周以蒲勺。土鼓。黃桴。葦籥。伊耆氏之樂也。拊搏。玉磬。措擊。大琴。大瑟。中琴。小瑟。四代之樂器也。魯公之廟。文世室也。武公之廟。武世室也。米廩。有虞氏之庠也。序。夏后氏之序也。瞽宗。殷學也。類宮。周學也。崇鼎。貫鼎。大璜。封父。龜。天子之器也。越棘。大弓。天子之戎器也。夏后氏之鼓。足。殷。楹。鼓。周縣。鼓。

- を垂れたる旂旗 ① 白色の旗 ② 縹白毛にして黒き鬣なる馬 ③ 鬯酒を注ぐ尊 ④ 雞の形を刻み畫きたる尊 ⑤ 一升入の飲器 ⑥ 柄の頭に龍頭を彫畫せる勺 ⑦ 勺の柄の頭を透彫にせるもの ⑧ 勺の柄の頭を蒲を合せて鹿の頭の形をなし、其口微しく開きたるもの、恰も蒲草の本合ひて末微しく開くが如き状なるよりいふ ⑨ 土を以て作りたる鼓 ⑩ 土を以て作りたるばち ⑪ 葦の節 ⑫ 章を以て爲り之に充つるに様を以てし、形小鼓の如くなるもの ⑬ 枳散 ⑭ 伯禽 ⑮ 室世々毀たざること天子の大廟の如し ⑯ 伯禽の玄孫 ⑰ 糝の米を蔵むる所の庫 ⑱ 樂師 ⑲ 諸侯の學を修むる處 ⑳ 崇。貫。封父。越は皆國石 ㉑ 四足あり ㉒ 柱を以て貫く ㉓ 鏡漢に懸く

垂之和鐘、叔の離磬、女媧の笙、箎あり。夏后氏の龍箎、殷の崇牙、周の璧琖あり。有虞氏の兩敦、夏后氏の四璉、殷の六瑚、周の八簋あり。組は有虞氏は椀を以てし、夏后氏は斝を以てし、殷は根を以てし、周は房俎を以てす。夏后氏は楛豆を以てし、殷は玉豆、周は獻豆、有虞氏は韍を服し、夏后氏は山

喪服小記第十五

斬衰。括髮。以麻。爲母。括髮。以麻。免。而以布。○齊衰。惡。笄。以終喪。○男子。冠。而婦。人。笄。男子。免。而婦。人。髮。其。義。爲。男子。則。免。爲。婦。人。則。髮。○苴。杖。竹。也。削。杖。桐。也。○祖父。卒。而。后。爲。祖母。後。者。三年。○爲。父母。長。子。積。類。大夫。用。之。

斬衰には括髮するに麻を以てす。母の爲には括髮するに麻を以てし、免するときは布を以てす。○齊衰には惡笄して以て喪を終ふ。○男子冠するときは、婦人笄し、男子免するときは婦人髮す。其の義男子たれば則ち免し、婦人たれば則ち髮す。○苴杖は竹なり、削杖は桐なり。○祖父卒して、而る後に祖母の後たる者は三年す。○父母、長子の爲に積類す。大夫之を弔せば、總と雖も必ず積類す。婦人は夫と長子との爲に積類す。其餘は則ち否せず。○男の主は必ず同姓を使せしめ、婦の主は必ず異姓を使せしむ。○父の後たる者は出母の爲に服なし。○親を親とするは、三を以て五と爲し、五を以て九と爲す。上殺下殺旁殺して親畢

● 喪服の小記を記す ● 主人、父の爲に於る服 ● 婦人齊衰の喪に於るには、腰の木を以て笄となし髮を巻

雖總必積類。婦人爲三大與。長子積類。其餘則否。○男主必使同姓。婦主必使異姓。○爲父後者。爲出母無服。○親親。以三爲五。以五爲九。上殺下殺旁殺。而親畢矣。

く、之れを惡笄といふ ● 髮に二様あり。斬衰には麻の髮をなし、齊衰には布の髮をなす。髪とは麻布を以て髮を包むことなり ● 丸き杖 ● 四角の杖 ● 積類は積首に同じ、頓首なり。服の重き者は先づ積類して後に實を拜す、服の輕き者は先づ實を拜して後に積類す ● 出母は出されたる母といふことにして、離縁されたる母のことなり ● 自分より歎へて之れを言へば上に父あり下に子あり是れ三なり父の上に祖父あり子の下に孫あり是れ五なり祖父の上に曾祖高祖あり孫の下に曾孫玄孫あり是れ九なり、父より上は之れを殺(そ)いで高祖に至り子より下は之れを殺いて玄孫に至る、故に上殺下殺といふなり。同父には一年同祖には九個月同曾祖には五個月同高祖には四個月の喪を服す、是れ旁殺なり。高祖の外は服なし故に畢といふ

○王者禘其祖之所自出。以其祖配之。而立四廟。庶子王亦如之。○別子爲祖。繼別爲宗。繼禰者爲小宗。有二世而遷之宗。其繼高

○王者其の祖の自りて出でし所を禘し、其の祖を以て之に配し、而して四廟を立つ。庶子の王たるも、亦之の如くす。○別子を祖と爲す、別に繼ぐを宗となし、禰に繼ぐを小宗となす。五世にして還るの宗あり、其の高祖に繼ぐ者なり、是故に祖は上に遷り、宗は下に易る。祖を尊ぶが故に宗を敬す。宗を敬するは祖禰を尊ぶ所以なり。庶子祖を祭らざる者は、其宗を明にするなり。庶子、長子の爲めに斬せざるは、祖と禰とに繼がざるが故なり。庶子は殤と後なき者

祖者也。是故祖遷於上。宗易於下。尊祖故敬宗。敬宗所以尊祖。禘也。庶子不祭。祖者明其宗也。庶子不爲長子。斬不繼。祖與禘故也。庶子不祭。禘與無後者。禘與無後者。從祖耐食。庶子不祭。禘者明其宗也。親尊。尊長。男女之有別。人道之大者也。○從服者。

とを祭らず。禘と後なき者とは、祖に從ひて耐食す。庶子、禘を祭らざるは、其の宗を明にするなり。○親を親み尊を尊び長を長とし、男女の別あるは、人道の大なる者なり。○從ひて服する者は、從ふ所亡ければ則ち已む。屬從の者は、從ふ所没すと雖も服す、妾女君に從ひて出さるれば、則ち女君の子の爲めに服せず。○禮王たらずんば禘せず。○世子妻の父母を降さず。其の妻の爲にするや、大夫の適子と同じ。○父、士たり、子、天子諸侯たれば、則ち祭るに天子諸侯を以てし、其の尸の服は士服を以てす。父、天子諸侯たり、子、士たれば、祭るに士を以てし、其の尸の服は士服を以てす。○婦喪に當りて出さるれば、則ち之を除く。父母の喪の爲めに、未だ練せずして出さるれば則ち三年す。既に練して出さるれば則ち已む。未だ練せずして反れば則ち期す、既に練して反れば、則ち之を遂ぐ。

● 禘は王者の祭 ● 高祖以下の四廟、始廟中に居て五となるなり ● 諸侯の庶子にして別に始廟となる者

所從亡則已。屬從者。所從雖没也。服。妾從女君而出。則不爲女君之子。○禮。不王不禘。○世子。不降妻之父母。其爲妻也。與大夫之適子同。○父爲士。子爲天子諸侯。則祭以天子諸侯。其尸服以士服。父爲天子諸侯。子爲士。祭以士服。○婦當喪而出。則除之。爲父母喪。未練而出。則三年。既練而出。則已。未練而反則期。既練而反則遂之。

● 廟に祀りたる父 ● 獨は若死(わかじに)をいふ。後なき者は成人して未だ婚姻せず、或は已に娶りて子なくして死する者をいふ ● 禘は附に同じ、祖廟に附祭するをいふ ● 親屬に非ずして空しく従うて服する者 ● 血筋を引きたるより服する者 ● 女君は正妻なり。出さるゝは離別さるゝこと ● 世子は天子諸侯の嫡子をいふ。降さずとは喪服を軽くせざるをいふ ● 適子は嫡子に同じ ● 喪に當るは夫の父母の喪に居ること ● 父母の喪は己の父母の喪に居ること、練は一周忌に小祥の祭を行ひて練衣を被ること ● 期は一年の喪に服すること ● 反るは夫の家に歸るなり。遂ぐとは三年の喪を終はるなり

○再期之喪。三年也。期之喪。二年也。九月七月之喪。三時也。五月之喪。二時也。

○再期の喪は三年なり、期の喪は二年なり、九月七月の喪は三時なり、五月の喪は二時なり、三月の喪は一時なり、故に期にして祭るは禮なり、期にして喪を除くは道なり。祭は喪を除くが爲めならざるなり、三年にして后に葬る者は、必ず再び祭る。其の祭の間、時を同じくせずして喪を除く。○大功の者人の喪に

三月之喪。一時也。故期而祭。禮也。期而除。喪。道也。祭不爲。除。喪也。祭三年而後葬。者必再祭。其祭之間不同。時而除。喪。○大功者。主人之喪。有三年者。則必爲之。再祭。朋友。虞祔而已。○士妾有子而爲之。緦。無子則已。○生不及祖。父母。諸父。昆弟。而父稅喪。已。則否。爲

主たるとき三年の者あれば、則ち必ず之が爲めに再び祭る、朋友には虞祔するのみ。○士の妾は子あれば、之れが爲めに緦し、子無ければ則ち已む。○生れて祖父母諸父昆弟に及ばずして、父は税喪し己は則ち否せず。君の父母、妻、長子の爲めには、君已に喪を除きて而して後に喪を聞けば、則ち税せず。降りて緦小功に在る者には、則ち之に税す。近臣は君服せば斯に服す、其餘は從ひて服し、從ひて税せず。君未だ喪を知らずと雖も、臣は服するのみ。○虞には杖、室に入らず、祔には杖、堂に升らず。○君母の後たる者、君母卒すれば、則ち君母の黨の爲めに服せず。○經の殺は五分にして一を去る。杖の大さ經の如し。○妾君の長子の爲めにするは、女君と同じ。

● 三年の喪といふも實は二年と三ヶ月なり故に再期といふ ● 期は一年なり、初の喪は一年と一ヶ月なり故に二年といふ ● 九月は大功なり、七月は中功に對する大功なり ● 五月は小功なり ● 三月は緦麻なり ● 朋友には虞祭と祔祭とをなすのみなり ● 税喪は追ひて喪を服すといふことにて己は他國に生れて本國に在る祖父母諸父昆弟を論るに及ばず今其の死を聞きて月日は已に過ぎたる時父は後より追ひて其の喪を服するも己は服せ

ザといふこと ● 君未だ喪を知らずとは君他國に在りて本國に喪ある時をいふなり ● 虞の祭に杖つきて室に入らず、祔の祭に杖つきて堂に升らずとは寝み薄らぎて杖を用ひぬをいふなり ● 經は麻にて首又腰を巻くものなり。今其の五分の一を減ずとなり

君之父母妻長子。君已除喪。而後聞喪。則不稅。降而在。緦。小功者。則稅之。近臣。君服斯服矣。其餘從而服。不從而稅。君雖未知喪。臣服已。○虞杖不入於室。祔杖不升於堂。○爲君母後者。君母卒。則不爲君母之黨服。○經殺。五分而去一。杖大如經。○妾爲君之長子。與女君同。

○除喪者先重者。易服者易輕者。○無事不辟廟門。○哭皆於其次。○復與書銘。自天子達於士。其辭一也。男子稱名。婦人書姓。與伯仲。如不知姓。則書氏。○斬

○喪を除く者重き者を先にし、服を易ふる者輕き者を易ふ。○事無ければ廟門を辟かず。哭皆其次に於てす。○復と書銘とは、天子より士に達し、其の辭一なり。男子には名を稱し、婦人には姓と伯仲とを書す、如し姓を知らざれば則ち氏を書す。○斬衰の葛は、齊衰の麻と同じ。齊衰の葛は、大功の麻と同じ。麻皆之れを兼ね服す。○報く葬る者は報く虞す。三月にして後に卒哭す。○父母の喪偕なるときは先づ葬る者は虞祔せず。後事を待つ。其の葬には斬衰を服す。○大夫は其の庶子に降す、其の孫は其の父を降さず。○大夫は士の喪に主たらず。

衰之葛。與齊衰之麻同。齊衰之葛。與大功之麻同。麻皆兼服之。○報葬者報虞。三月而後卒。哭。○父母之喪。先葬者不虞。待後事。其葬服斬衰。○大夫降其庶子。其孫不降其父。○大夫不主士之喪。○爲慈母之父母。無服。○夫爲人後者。其妻爲舅姑大功。○

○慈母の父母の爲に服無し。○夫、人の後たる者は、其妻舅姑の爲に大功す。○士、大夫に耐せば則ち性を易ふ。○繼父の同居せざる者とは、必ず嘗て同居せるなり。皆主後なく、財を同じくして其の祖禰を祭るを、同居と爲す。主後ある者を異居と爲す。○朋友を哭するには、門外の右に於て南面す。○耐葬する者は宅を筮せず。○士大夫は諸侯に耐するを得ず。諸祖父の士大夫たる者に耐す。其の妻は諸祖姑に耐し、妾は妾の祖姑に耐し、亡ければ則ち一を中て以て上りて耐す。耐するに必ず其の昭穆を以てす、諸侯は天子に耐するを得ず、天子、諸侯、大夫は、以て士に耐す可し。

● 事は朝夕の哭などをいふ。次は備禮をいふ。● 復は魂を招きて以て魂を返すなり。書銘は銘旗なり。● 報は急の義、朝に及ばずして葬るをいふ。● 父母が同月又は同月に死する時は先づ母を葬り、或耐せずして父の葬を待つなり。● 大夫は庶子を降すこと一等、即ち庶子の爲めに大功を服す、而して庶子の子は父の爲めに三年す。● 夫死し妻子を携へて他に再嫁す、其の後夫を繼父といふ。繼父其の資産を以て其の子の爲めに邸内に別に家を作りて自ら父祖を祭らしむるを同居といふ。書て同居したる後繼父に子生れたる爲め別居するを異居といふ。● 宅は葬地なり。● 中は問なり、隔てること。● 始祖の子を昭といひ、孫を穆といひ、曾孫を昭といひ、玄孫を

繼といふ。以下次第に數ふなり

士耐於大夫。則易牲。○繼父不同居也者。必嘗同居。皆無主後。同財而祭其祖禰。爲同居。有主後者。爲異居。○哭三朋友者。於門外之右南面。○耐葬者不筮宅。○士大夫不得耐於諸侯。耐於諸祖父之爲士大夫者。其妻耐於諸祖姑。妾耐於妾祖姑。亡則中一以上而耐。耐必以其昭穆。諸侯不得耐於天子。天子諸侯大夫可三以耐於士。

○爲母之君。母卒則不爲。○宗子母在。爲妻禮。○爲慈母後者。爲庶母可也。○爲祖庶母可也。○爲父母妻長子禮。○慈母與妾母。不世祭也。○丈夫冠而不爲。婦人笄

○母の君母の爲には、母卒すれば則ち服せず。○宗子は母在せば、妻の爲に禫す。○慈母の後たる者、庶母の爲にするも可なり、祖庶母の爲にするも可なり。○父母妻長子の爲に禫す。○慈母と妾母とは、世々祭らざるなり。○大夫冠すれば、殤と爲さず。婦人笄すれば、殤と爲さず。殤の後爲る者は、其の服を以てこれに服す。○久しくして葬らざる者は、唯喪に主たる者のみ除かず、其餘の麻を以て月數を終ふる者は喪を除きて則ち已む。○箭筈して喪を終ふると三年。○齊衰三月の、大功と同じき者は、繩屨なり。○練には日を筮し戸を筮し濯を視るに、皆要經し杖つき繩屨す。有司具るを告げて、而して后に杖を去る。日を筮

而不爲。爲。傷後者。以。其。服。之。久。久而。不。葬。者。唯。主。喪。者。不。除。其餘。以。麻。終。月。數。者。除。喪。則。已。○。箭。筭。終。喪。三。年。○。齊。衰。三。月。與。大。功。同。者。繩。屨。○。練。筭。日。筭。尸。視。濯。皆。要。經。杖。繩。屨。有。司。告。具。而。后。去。杖。筭。日。筭。尸。有。司。告。事。畢。而。后。杖。拜。送。賓。大。祥。吉。服。而。筭。尸。○。庶。子。在。父。之。室。則。爲。其。母。不。禫。○。庶。子。不。以。杖。卽。位。父。不。主。庶。子。之。喪。則。孫。以。杖。卽。位。可。也。父。在。庶。子。爲。妻。以。杖。卽。位。可。也。

し尸を筭し、有司事畢ると告げて、而して后に杖つき、拜して賓を送る。大祥には吉服して尸を筭す。○庶子父の室に在れば、則ち其母の爲に禫せず。○庶子杖を以て位に卽かず。父、庶子の喪に主たらざれば、則ち孫杖を以て位に卽くも可なり、父在せば、庶子妻の爲に杖を以て位に卽くも可なり。

● 母が甲家の妾出の女なる時に甲家の正妻を稱して君母といふ ● 禫は喪を除く前の祭の名 ● 慈母とは一の妾に子なくして他の妾の子に母死せる者ある時に父此の妾と子とを母子たらしむ、此の母即ち慈母なり ● 女子未だ嫁せず、父の爲めに三年の喪に服するなり、箭は練なり ● 繩屨は麻繩を以て屨を造るなり ● 濯を謂るは祭器の濯濯を視ること

○諸侯用弔於異國之臣。則其君爲主。諸

○諸侯異國の臣を弔すれば、則ち其君、主となる。諸侯弔するには、必ず皮弁錫衰す、弔する所已に葬ると雖も、主人必ず免す。主人未だ喪服せざれば、

侯用。必。皮。弁。錫。衰。所。弔。雖。已。葬。主。人。必。免。主。人。未。喪。服。則。君。亦。不。錫。衰。○。養。有。疾。者。不。喪。服。遂。以。主。其。喪。非。養。者。入。主。人。之。喪。則。不。易。己。之。喪。服。○。養。尊。者。必。易。服。養。卑。者。否。○。妾。無。妾。祖。姑。者。易。牲。而。耐。於。女。君。可。也。○。婦。之。喪。虞。卒。哭。其。夫。若。子。主。之。耐。則。舅。主。之。○

ば、則ち君亦錫衰せず。○疾ある者を養ふには喪服せず、遂に以て其喪に主たり、養ふ者に非ずして入りて人の喪に主たれば、則ち己の喪服を易へず。尊者を養ふには必ず服を易ふ。卑者を養ふには否せず。○妾、妾祖姑なき者には、牲を易へて女君に耐するも可なり。○婦の喪には、虞と卒哭とに、其の夫若くは子之れに主たり、耐には則ち舅之れに主たり。○士は大夫を攝せず。士、大夫を攝するは唯宗子のみ。○主人未だ喪を除かざるに、兄弟あり他國より至れば、則ち主人免せずして主たり。○器を陳ぬるの道は、多く之を陳ねて、省きて之れを納ること可なり、省きて之れを陳ねて、盡く之れを納るゝこと可なり。○兄弟の喪に奔るには、先づ墓に之きて、而して後に家に之き、位を爲りて哭す。知る所の喪には、則ち宮に哭して、而して後に墓に之く。○父は衆子の爲に外に次せず。○諸侯と兄弟たる者は斬を服す。○下殤の小功には、深麻を帯にし、木を絶たず、誦して反して以て之を報す。

虞卒哭則免。如不報虞則除之。遠葬者比反哭者皆冠。及郊而後免。反哭君弔。雖不當免時也。主人必免。不散麻。雖異國之君一免也。親者皆免。○除之者。其祭也必支。除成喪者。其祭也。朝服。緇冠。○奔父之喪。括髮於堂上。祖。降踊。襲經于東方。奔母之喪。不括髮。祖於堂上。降踊。襲免于東方。經。即位。成踊。出門哭止。三日而五哭。三袒。○適婦不為舅姑後者。則姑為之小功。

虞卒哭則免。如不報虞則除之。遠葬者比反哭者皆冠。及郊而後免。反哭君弔。雖不當免時也。主人必免。不散麻。雖異國之君一免也。親者皆免。○除之者。其祭也必支。除成喪者。其祭也。朝服。緇冠。○奔父之喪。括髮於堂上。祖。降踊。襲經于東方。奔母之喪。不括髮。祖於堂上。降踊。襲免于東方。經。即位。成踊。出門哭止。三日而五哭。三袒。○適婦不為舅姑後者。則姑為之小功。

大傳第十六

禮不王不禘。王者禘其祖之所自出。以其祖配之。諸侯及其大祖。大夫士有三大。事省於其君。于祿及其高祖。牧之野。武王之大事也。既事而退。柴於上帝。祈於社。設奠於牧室。遂率天下諸侯。執豆籩。逸奔走。追王大王。宣父。王。

禮は王たらざれば禘せず。王者其祖のよりて出づる所を禘し、其の祖を以て之に配す。諸侯は其の大祖に及ぼし、大夫士大事ありて、其の君に省せらるれば、于祿して其の高祖に及ぼす。牧の野は、武王の大事なり、事を既へて退き、上帝に柴し、社に祈り、奠を牧室に設く、遂に天下の諸侯を率ゐて、豆籩を執りて、逸く奔走す。大王宣父、王季歴、文王昌を追王せるは、卑と以て尊に臨まざるなり。○上、祖禰を治むるは、尊を尊ぶなり、下、子孫を治むるは、親を親むなり、旁ら、昆弟を治め、族を合すに食を以てし、序するに昭穆を以てし、之を別に禮義を以てして、人道竭く。○聖人南面して天下を聴むるに、且つ先にする所の者五あり、民は與らず。一に曰く、親を治む、二に曰く、功に報ず、三に曰く賢を擧ぐ、四に曰く、能を使ふ、五に曰く、愛を存す、五の者一に天下に得

季歷文王昌。不以卑臨尊也。○上治祖。彌尊也。下治子孫親親也。旁治昆弟。合族以食。序以昭繆。別之。以禮義。人道竭矣。○聖人南面而聽天下。所且先者五。民不與焉。一曰。治親。二曰。報功。三曰。舉賢。四曰。使能。五曰。存愛。五者一得於天下。民無不足。無不贍者。五者一物。紕繆。民莫得。其死。聖人南面而治天下。必自人道始矣。

れば、民足らざる無く、贍らざる者なし、五の者は一物だに紕繆せば、民其の死を得る莫し。聖人南面して天下を治むるは、必ず人道より始む。

- 祖宗人親の大義を記す
- 裕祭
- 君、裕祭を賜ふ時
- 尊者を以て尊者の禮を行ふ故にいふ
- 疾天子の號を奉る
- 族人を合會するに飲食の禮を以てし
- 人倫の道是以上のものなし
- 人民を治むることは關係せず
- 五者皆宜しきを得れば
- 五者の中一事だにさかり展れば
- 天下の人民國家の亂の爲に安じて天然をふるふこと能はず

立權度量。考文章。改正朔。易服色。殊徽號。異器械。別衣服。此其所得與民變革。

權度量を立て、文章を考へ、正朔を改め、服色を易へ、徽號を殊にし、器械を異にし、衣服を別つは、此れ其の民と變革するを得る所の者なり。其の變革するを得べからざる者は則ち有り。親を親むなり、尊を尊ぶなり、長を長とするなり。男女別あるなり。此れ其の民と變革するを得べからざる者なり。○

者也。其不可得變革者則有矣。親親也。尊尊也。長長也。男女有別。此其不可得與民變革者也。○同姓從宗。合族屬。異姓主名。治際會。名著而男女有別。其夫屬乎父道者。妻皆母道也。其夫屬乎子道者。妻皆婦道也。謂兄弟之妻。婦一者。是嫂也。亦可謂之母乎。名者。人治

同姓は宗に從ひて族屬を合はす。異姓は名を主として際會を治む。名著かにして男女別あり。其の夫、父道に屬する者は、妻皆母道なり、其の夫、子道に屬する者は、妻皆婦道なり、弟の妻を婦と謂はば、是れ嫂も亦之を母と謂ふべきか。名は人治の大なる者なり、慎むこと無かる可けんや。四世にして總するは、服の窮まるなり、五世にして祖免するは、同姓を殺ぐなり、六世にして親屬竭く。其の庶世上に別れて、戚み下に單く、昏姻以て通す可きか。之に繋ぐるに姓を以てして別けず、之を綴ぬるに食を以てして殊にせず、百世と雖も昏姻通ぜざる者は、周道然るなり。

- 典籍
- 正は年の始、朔は月の初
- 尊卑に隨ひて服色を定め
- 尊卑隨ひて族旗を定め
- 器は禮樂の器、械は軍旅の器
- 父の族
- 大宗小宗に從ふ
- 他姓の女來り歸りたる者
- 婚姻、合會
- 名分顯著して
- 夫の父の兄弟は伯叔父
- 夫の父の兄弟の妻は伯叔母
- 夫の兄弟の子は從子
- 高祖
- 高祖以上は服なきをいふ
- 高祖の父
- 高祖の祖には服は勿論祖免無し。故に親屬關係竭す
- 四從兄弟に至つては恩親已に盡くるをいふ
- 周道至れりとす所以なり

之大者也。可無慎乎。四世而緦。服之窮也。五世祖免。殺同姓也。六世視屬婦矣。其庶姓別於上。而戚單於下。昏姻可以通乎。繫之以姓而弗別。綴之以食而弗殊。雖百世而昏姻不通者。周道然也。

○服術有六。一曰。親親。二曰。尊尊。三曰。名。四曰。出入。五曰。長幼。六曰。從服。從服有六。有屬從。有從從。有從無服。有從無服而無服。有從無服而輕。有從無服而重。自仁率親。等而上之。至于祖。名曰。輕。自義率祖。順而下之。至

○服術六あり、一に曰く、親を親む。二に曰く、尊を尊ぶ。三に曰く、名、四に曰く、出入、五に曰く、長幼、六に曰く、從ひて服す。從ひて服するものに六あり。屬從あり、徒從あり、服あるに從ひて服なきあり、服なきに從ひて服ある有り、重きに從ひて軽くするあり、輕きに從ひて重くするあり。仁を自て親に率ひ、等して上りて祖に至るまでを、名けて輕と曰ひ、義を自て祖に率ひて、順つて下りて禰に至るまでを、名けて重と曰ふ、一輕一重其の義然るなり。○君は族を合するの道あり。族人其の戚を以て君に戚くを得ず、位あればなり、庶子祭らざるは、其の宗を明かにするなり、庶子、長子の爲に三年するを得ざるは、祖に繼がざればなり、別子を祖と爲し、別を繼ぐを宗と爲し、禰に繼ぐ者を小宗となす。百世にして遷らざるの宗あり、五世にして則ち遷るの宗あり。

于禰。名曰重。一輕一重。其義然也。○君有合族之道。族人不得下以其戚戚君位也。庶子不祭。明其宗也。庶子不得下爲長子。三年不繼。祖也。別子爲祖。繼別爲宗。繼禰者爲小宗。有百世不遷之宗。有五世則遷之宗。百世不遷者。別子之後也。宗其繼別子之所自出者。百世不遷者也。宗其繼高祖者。五世則遷者也。尊祖敬宗。敬宗尊祖之義。

り。百世にして遷らざる者は、別子の後なり。其の別子の自りて出づる所に繼ぐ者を宗とするは、百世にして遷らざる者なり。其の高祖に繼ぐ者を宗とするは、五世にして則ち遷る者なり、祖を尊ぶが故に宗を敬す、宗を敬するは祖を尊ぶの義なり。小宗ありて大宗なき者あり、大宗ありて小宗なき者あり、宗なきあり、亦之を宗とする莫き者は、公子是れなり。公子に宗道あり、公子の公、其の士大夫の庶者の爲に、其の士大夫の適者を宗とするは、公子の宗道なり。

● 服の道 ● 凡そ女の室に在るを入となし人に適くを出となす ● 親屬の關係上より從ひて服あること、皆へば、子、母に從ひて母の黨に服するが如きをいふ ● 親屬に非ずして空しく從ひて服するもの、即ち臣、君に從ひて君の黨に服するが如きをいふ ● 恩愛を以て父母にしたがひ等差して祖に至るまでを ● 正しき道を以て順次下りて禰に至るまでを ● 人君たる者は族人を合す。故に合饗燕飲の禮あり ● 族人は親戚なりと雖も人君に親み近づくことを得ず。人君の位あればなり ● 君に適出の昆弟無くして、庶出兄弟の中一人をして宗となし他を公子となす。禮小宗と同じ ● 君に適出昆弟ありて之をして宗となす。此の場合庶出の昆弟を立てて小宗となすを得ず、故にいふ ● 若したる公子一人のみなる時は、他の公子の己を宗とする無し故にいふ

也。有_ア小宗而無_二大宗者。有_ア大宗而無_二小宗者。有_レ無_レ宗。亦莫_二之宗者。公子是也。公子有_二宗道_一。公子之公。爲_二其士大夫之庶者。宗_二其士大夫之適者。公子之宗道也。

○絶族無_レ移_レ服。親者屬也。自_レ仁率_レ親。等而上之。至于_二祖_一。自_レ義率_レ祖。順而下之。至于_二子_一。爾是故人。道親_レ親也。親_レ親故尊_レ祖。尊_レ祖故敬_レ宗。敬_レ宗故收_レ族。收_レ族故宗廟嚴。宗廟嚴故重_レ社稷。重_レ社稷故愛_レ百姓。愛_レ百姓故刑_レ罰。刑_レ罰中故

○絶族は服を移すことなし。親は屬なり。仁を自て親に率ひて、等して上りて祖に至り、義を自て祖に率ひ、順つて下りて子に至る。是故に人道は親を親むなり、親を親むが故に祖を尊ぶ、祖を尊ぶが故に宗を敬す、宗を敬するが故に族を收む、族を收むるが故に宗廟嚴なり、宗廟嚴なるが故に社稷を重んず、社稷を重んずるが故に百姓を愛す、百姓を愛するが故に刑罰中る。刑罰中るが故に庶民安し、庶民安きが故に財用足る、財用足るが故に百志成る、百志成るが故に禮俗刑る。禮俗刑りて然る後に樂む。詩に云ふ、顯ならざらんや承けざらんや、人に教るゝ無しと。斯れ此れの謂ひなり。

● 三從兄弟 四從兄弟は同屬遠く、故に服なし ● 三從兄弟までは同高祖にして親あるを以て、其屬を以て服す ● 宗廟の祭祀の禮嚴重なり ● 刑罰蓋ならずしてよく其罪に中る ● 成る ● 詩經周頌清廟の篇、意は文王の德光顯なり豈に人が肆び祭せざらんや、人に厭ひ懼はるゝことなし

庶民安。庶民安故財用足。財用足故百志成。百志成故禮俗刑。禮俗刑然後樂。詩云。不_レ顯不_レ承。無_レ教於人。斯此之謂也。

少儀第十七

聞始見君子者辭曰某固願聞名於將命者不得階主適者曰某固願見罕見曰聞名亟見曰朝夕替曰聞名適有喪者曰比童子曰聽事適公卿之喪則曰聽役於司徒君將適他國如致金玉貨貝於君則曰致馬資於有

聞く、始めて君子に見ゆる者は、辭して某固より名を命を將ふ者に聞えんとを願へりといふ、主に階むを得ず、適者には某固より見えんことを願へりといふ、罕に見るには名を聞えんと曰ひ、亟見ゆるには朝夕と曰ひ、替には名を聞えんと曰ふ。喪ある者に適くには比せんと曰ひ、童子は事を聽かんと曰ひ、公卿の喪に適くには、則ち役を司徒に聽かんと曰ふ。君將に他に適かんとするには、臣如し金玉貨貝を君に致せば、則ち馬資を有司に致すと曰ひ、敵者には從者に贈ると曰ふ。臣、襚を君に致すには、則ち廢衣を賈人に致すと曰ひ、敵者には襚すと曰ふ。親者の兄弟は襚を以て進めず。臣、君の喪の爲に、貨貝を君に納るゝときは、則ち甸を有司に納ると曰ふ。賙馬は廟門に入る、賙馬と其の幣大白兵車とは、廟門に入らず、賙者既に命を致せば、坐して之を委き、擯者之を擧げ、主人は親

ら受くること無きなり。

- 相見及び鬻祭の少儀を記す
- 我れ嘗て之を人に聞けりと、記者謹して言ふ
- 有徳有位の君子
- 取次の者
- 直ちに主人を指すことを得ず
- 賓主同等のもの
- 久しく疎遠にしたる者
- 名を取次の者に申上げん
- 日の見えざる者には
- 事を執る人と共にせんといひ
- 將命の者の命令をうけて使はれんことを申入る
- 喪の事を掌る
- 胡會の事を以て他に出でんとする
- 道路の車馬の費用
- 衣を以て死者に送ること
- 納る、物は君より受くる所の田野より産出するものなればいふ
- 死者に送る馬

司。敵者曰贈從者。臣致襚於君。則曰致廢衣於賈人。敵者曰襚。親者兄弟不以襚進。臣爲君喪。納貨貝於君。則曰納。甸於有司。賙馬入廟門。賙馬與其幣大白兵車。不入廟門。賙者既致命。坐委之。擯者擧之。主人無親受也。

○受立授立不坐。性之直者則有之矣。○始入而辭。曰辭矣。即席曰可矣。排闥說屣於戶內者。一人而已

○立てるに受け立てるに授くるには坐せず。性の直なる者には、則ち之れあり。○始め入りて辭するには曰く辭せよと。席に即くには曰く、可なりと。闥を排して屣を戸内に説ぐ者は、一人のみ。尊長在すことあれば則ち否せず。○品味を問ふには、子亟に某を食ふかと曰ひ、道藝を問ふには、子、某を習へるか、子、某を善するかと曰ふ。○疑をして躬に在しめず、民械を度らず、大家を願はず、

旁。澤。劍。首。還。履。問。日。之。蚤。莫。雖。詩。退。可。也。○事。君。者。量。而。后。入。不。入。而。后。量。凡。乞。假。於。人。爲。人。從。事。者。亦。然。然。故。上。無。怨。而。下。遠。罪。也。○不。窺。密。下。旁。御。不。道。舊。故。不。戲。色。○爲。人。臣。下。者。有。諫。而。無。訕。有。亡。而。無。疾。頌。而。無。諷。諫。而。無。驕。忘。則。張。而。相。之。廢。則。掃。而。更。

密を窺はず、旁に狎れず、舊故を道はず、戲色せず。○人の臣下たる者は、諫むることありて訕ること無く、亡ること有りて疾むこと無し、頌して諷ふなかれ、諷めて驕るなかれ、忘れば則ち張りて之を相け、廢すれば則ち掃うて之を更む、之を社稷の役と謂ふ。○抜く來れといふ毋れ。報く往けといふ毋れ。神を漬すこと毋れ。枉に循ふこと毋れ。未だ至らざるを測ること毋れ。○士は徳に依り、藝に遊び、工は法に依り、説に遊ぶ。○衣服成器を皆ること毋れ。身ら言語を質すこと毋れ。○言語の美は、穆穆皇皇たり。朝廷の美は、濟濟翔翔たり。祭祀の美は、齊齊皇皇たり。車馬の美は、匪匪翼翼たり。鸞和の美は、肅肅雍雍たり。○國君の子の長幼を問へば、長には則ち能く社稷の事に従ふと曰ひ、幼には則ち能く御す、未だ御すること能はずと曰ふ。大夫の子の長幼を問へば、長には則ち能く樂人の事に従ふと曰ひ、幼には則ち能く樂人に正す、未だ樂人に正すこと能はずと曰ふ。士の子の長幼を問へば、長には則ち能く耕

すと曰ひ、幼には則ち能く薪を負ふ、未だ薪を負ふこと能はずと曰ふ。

- ① 櫛を執る
- ② 正綬
- ③ 車のおほひ
- ④ 貳綬
- ⑤ 時間の遅いか早いかを
- ⑥ 其君の事よべきや否を度りて
- ⑦ 乞ひ或ひは假る
- ⑧ 隱密の處
- ⑨ 笑言し或は外貌不敬なることをせず
- ⑩ はむ
- ⑪ 進むこと
- ⑫ 鋭き者は其遅くことも亦速かなれば、其弊をいましむるなり
- ⑬ 未だ事の來らざる以前にあらかじめはかりたることは、能くの中すと雖も偏なれば戒めたるなり
- ⑭ 規矩尺寸の制
- ⑮ 講論變通の道
- ⑯ 穆々は敬して和するなり。皇皇は正しくして美し
- ⑰ と、のひてよるまふなり
- ⑱ あやありたすけあり
- ⑲ つしみやはらげり
- ⑳ 祭祀軍旅の類
- ㉑ 六藝の一、馬に乗ること
- ㉒ 太司樂は國子を教ふる官なればいふ
- ㉓ 士は賤しければいふ

之。謂。之。社。稷。之。役。○母。拔。來。母。帶。往。母。瀆。神。母。循。枉。母。測。未。至。○士。依。於。德。游。於。藝。工。依。於。法。游。於。說。○母。警。衣。服。成。器。母。身。質。言。語。○言。語。之。美。穆。穆。皇。皇。朝。廷。之。美。濟。濟。翔。翔。祭。祀。之。美。齊。齊。皇。皇。車。馬。之。美。匪。匪。翼。翼。鸞。和。之。美。肅。肅。雍。雍。○問。國。君。之。子。長。幼。長。則。曰。能。從。社。稷。之。事。矣。幼。則。曰。能。御。未。能。御。問。大。夫。之。子。長。幼。長。則。曰。能。從。樂。人。之。事。矣。幼。則。曰。能。正。於。樂。人。未。能。正。於。樂。人。問。士。之。子。長。幼。長。則。曰。能。耕。矣。幼。則。曰。能。負。薪。未。能。負。薪。

○執玉執龜筴不趨。堂上不趨。城上不趨。

○玉を執り龜筴を執りては趨らず。堂上には趨らず、城上に趨らず。武車には式せず。介者に拜せず。○婦人は、吉事には君の賜ありと雖も肅拜す。尸と爲りて

趨。武車不式。○介者不拜。○婦人吉事。雖有君賜。不拜。○爲尸坐。則不拜。○喪主。則不拜。○葛經。而麻帶。○取俎。進俎。不坐。○執俎。如執盈。入。○虛如有人。○凡祭於室中。堂上無跪。燕則有之。○未嘗不食。新。○僕於君子。君子升。下。則授綬。始乘。則式。○君子下行。然

坐すれば則ち手拜せずして、肅拜す。喪主爲れば則ち手拜せず。葛經して麻帶す。○俎を取り俎を進むるに坐せず。○虚て執るも盈てるを執るが如くし、虚に入るも人あるが如くす。○凡そ祭には、室中堂上に於て跪すること無し。燕には則ち之あり。○未だ嘗せざれば新を食はず。○君子に僕たるも、君子降り下るには則ち綬を授け、始めて乗るときは則ち式す。君子下り行く、然して後還り立つ。○武車に乗れば則ち式す、佐車には則ち否せず、貳車は、諸侯は七乗、上大夫は五乗、下大夫は三乗。○貳車ある者の乗馬服車は齒せず、君子の衣服服劍乘馬を觀るときは、賈せず。○其の乘壺酒、束脩一犬を以て人に賜ひ、若くは人に與するときは、則ち酒を陳ね脩を執りて以て命を將ふ。亦乘壺、酒束脩一犬と曰ふ。其の鼎肉を以てすれば、則ち執りて以て命を將ふ。其の禽一雙より加ければ、則ち一雙を執りて以て命を將ひ、其の餘を委く。犬は則ち縹を執る、守犬田犬は、則ち犢者に授くれれば、既に受けて乃ち犬の名を問ふ、牛は則ち縹を執り、馬は

後還立。乘貳車。則式。佐車。則否。貳車者。諸侯七乘。上大夫五乘。下大夫三乘。有貳車者之乘馬。服車不齒。觀君子之衣服。服劍乘馬。弗買。○其以乘壺酒束脩一犬賜人。若獻人。則陳酒。執脩以將命。亦曰乘壺酒束脩一犬。其以鼎肉。則執以將命。其禽加於一雙。則

則ち駒を執る、皆之を右にす。臣は則ち之を左にす、車は則ち綬を説き、執りて以て命を將ふ。甲若し以て之に前だつものあれば、則ち執りて以て命を將ひ、以て之に前だつものなければ則ち鬘を袒きて胄を奉ず。器は則ち蓋を執る。弓は則ち左手を以て韃を屈し拊を執る。劍は則ち櫜を啓き、蓋は之を襲ね、夫櫜と劍とを加ふ。笏、書、脩、苞、苴、弓、茵、席、枕、几、穎、杖、琴、瑟、戈は刃ある者は櫜し、筭、箒は其の之を執るは皆左手を尙にす。刀は刃を卻にして穎を授け、削は拊を授く。凡そ刺刃ある者は、以て人に授くるには則ち刃を辟く。兵車に乗るには、出づるとき刃を先にし、入るとき刃を後にす。軍は左を尙び、卒は右を尙ぶ。

- 軍車にのりては
- 武裝したるもの
- 拜して頭を低くする禮
- 手の地に至る禮
- 首にかけたる葛の輪
- 空しき器を持つにも器中に物を充ちたるを持つ如くに心を敬み
- 空しき室家
- 履を脱ぐことなし
- 新物を殿廟に薦む
- 新物
- 朝祀の副車
- 戎撤の副車
- 馬に老少あり車に新舊あり、故に年歳の順に隨ふことを得ず
- 評價せず
- 四個の壺にみちたしたる酒
- 十脰の脯
- 肉を切り

執一雙以將命。委其餘。犬則執纜。守犬田犬則授。獵者既受。乃問。

て贈に容る、やうにしたるもの 門外に陳列す 家を守る犬 田獵に用ふる犬 牛のはづな 木枕 左手に上方を執り右手を以て下を捧ぐ 左方は陽にして生道なり故に將軍在り 右方は陰にして死道なり。故に卒在り必死の志あるを示す

犬名。牛則執纜。馬則執勒。皆右之。臣則左之。車則說綬。執以將命。甲若有以前之。則執以將命。無以前之。則祖。奉冑。器則執蓋。弓則以左手。屣。執拊。劍則啓。檣。蓋。製之。加。夫。撓。與。劍。焉。笏。書。脩。苞。直。弓。茵。席。枕。几。穎。杖。琴。瑟。戈。有。刃。者。橫。箠。箭。其。執。之。皆。尚。左。手。刀。卻。刃。授。穎。削。授。拊。凡。有。刺。刃。者。以。授。人。則。辟。刃。乘。兵。車。出。先。刃。入。後。刃。軍。尚。左。卒。尚。右。

○賓客主恭。祭祀主敬。喪事主哀。會同主詡。軍旅思險。隱情以虞。○燕侍。食君子。則先飯。而後已。毋放飯。毋流歎。小飯而亟之。數嚙。

○賓客には恭を主とし、祭祀には敬を主とし、喪事には哀を主とし、會同には詡を主とす。軍旅には險を思ひ、情を隠して以て虞る。○燕に君子に侍食すれば、則ち先づ飯して後に已む。放飯すること毋れ。流歎すること毋れ。小飯して之を亟にす。數々嚙んで、口容をなすこと毋れ。客は自ら徹す。辭すれば則ち止む。○客の爵は左に居き、其の飲は右に居く。介爵、酢爵、饌爵は、皆右に居く。○濡魚を羞むる者は尾を進む、冬は腴を右にし、夏は鱠を右にし、

膾を祭る。○凡そ齊は之を執るに右を以てし、之を左に居く。○幣を費するに左よりし、詔辭は右よりす。○尸の僕に酌むは、君の僕の如くす、其の車に在るときは則ち左に轡を執り、右に爵を受け、左右の軌范に祭りて乃ち飲む。○凡そ羞、俎ある者は、則ち俎の内に於て祭る。○君子は園腴を食はず。○小子は走りて趨らず、爵を擧ぐれば則ち坐して祭り、立ちて飲む。○凡そ洗へば必ず盥ふ。

● 辭氣明盛なり ● はしいまゝに食ふ ● 流るゝ如くにすゝる ● 口を弄してかたぢづくること ● 賓客の副たる者の爵 ● 客酌みて主人に答ふること ● 郷人の來りて禮を觀、士人をたすくる者 ● 濕へる魚を擧ぐに、後より箸をつくれれば、脇肉離れ易し、故に尾を客の方に向けしむ ● 魚の腹下の肥えたる處、つちすり ● 魚の腹下の大骨 ● あへもの ● 禮を相くる者、君の爲に幣を受くる時は君の左によりて受く ● 尸の車を御する者 ● 軌の左右及び范 ● 俎長くして人の前に横はる時は、俎上にあきたるまゝにて祭る ● 犬家の腸 ● 小子は尊者と禮を同じくせず、故に行歩及び爵を擧ぐるの動作異なり ● 爵を洗ふ

毋爲口容。客自徹。辭焉則止。○客爵居左。其飲居右。介爵酢爵饌爵皆居右。○羞濡魚者進。冬右腴。夏右鱠。祭臠。○凡齊執之以。右。居之於左。○贊幣自左。詔辭自右。○酌尸之僕。如君之僕。其在車。則左執轡。右受爵。祭左。右軌范。乃飲。○凡羞有俎者。則於俎內祭。○君子不食園腴。○小子走而不趨。舉爵則坐祭立飲。○凡洗必盥。

○牛羊之肺。離而不提心。○凡羞有滫者。不以齊。○爲君子擇蔥。則絕其本末。羞首者。進喙祭耳。○尊者以酌者之左爲上尊。尊壺者。面其鼻。○飲酒者。議者。醯者。有折俎。不坐。未步。爵。不嘗羞。○牛與羊魚之腥。而切之爲膾。麋鹿爲菹。野豕爲軒。皆聶而不切。

○牛羊の肺は離して心を提たず。○凡そ羞の滫ある者は、齊を以てせず。○君子の爲に葱薤を擇ぶときは、則ち其の本末を絶つ。羞の首ある者は喙を進め耳を祭る。○尊者は酌者の左を以て上尊と爲す。尊壺者は其鼻を面す。○酒を飲む者は、饗者、醯者、折俎あれば、坐せず。未だ爵を歩はざれば、羞を嘗めず。○牛と羊魚の腥とは、聶して之を切りて膾と爲す。麋鹿を菹となし、野豕を軒となす、皆聶して切らず、膾を辟雞となし、兔を宛脾となす。皆聶して之を切る。葱若しくは薤を切りて之に實し、醯して以て之を柔かにす。其の折俎ある者は、取りて祭る。之を反すときは坐せず。燔も亦之の如くす。尸は則ち坐す。

- ① 割き離して中央を少しく殘し置く、これ手づから絶ちて祭る便となすなり
- ② 大羹は和せざるをいふ、故にあへものを用ひず
- ③ 尊者耳をとりて祭る
- ④ 尊を設備する者
- ⑤ 酒を酌む者
- ⑥ 人君は東に在つて前に尊を南北に列ぶ、酌者は西に在りて東に向ふ、而して酌者の右を以て上となす、故に右方を尊酒の上位となす
- ⑦ 尊と壺とは共に一面に鼻あり、其鼻を尊者に向はしめて置く
- ⑧ 沐して酒を飲むこと
- ⑨ 冠して酒を飲むこと
- ⑩ 骨體を俎に折る
- ⑪ はそびきて
- ⑫ 祭る處の物を俎に返す

膾爲辟雞。兔爲宛脾。皆聶而切之。切葱若薤實之。醯以柔之。○其有折俎者取祭。反之。不坐。燔亦如之。尸則坐。

○衣服在躬而不知其名。爲罔。○其未燭而後至者。則以在者告。道警亦然。○凡飲酒爲獻。主者執燭。抱燭。客作而辭。然後以授人。執燭不讓。不辭不歌。○洗盥執食飲者勿氣。有問焉。則辟。呬而對。○爲人祭曰致福。爲己

○衣服躬に在り、而して其名を知らざるを罔と爲す。○其の未だ燭あらざるに、後れて至る者あれば、則ち在る者を以て告ぐ。警を道くも亦然り。○凡そ酒を飲むときは、獻主たる者、燭を執り燭を抱く。客作ちて辭し、然る後に以て人に授く。燭を執れば讓らず、辭せず、歌はず。○洗盥し食飲を執る者は、氣すること勿れ。問ふこと有れば、則ち呬を辟けて對ふ。○人の爲に祭るには福を致すと曰ひ、己の爲に祭りて、膳を君子に致すには膳と曰ひ、耐練には告と曰ふ。凡そ君子に膳告するには、主人之を展して、以て使者に阼階の南に授け、南面して再拜稽首して送る。反命すれば、主人又再拜稽首す。其の禮、大牢は則ち牛の左肩臂膾を以て九箇に折ち、少牢は則ち羊の左肩を以て七箇とし、積豕は則ち豕の左肩を以て五箇とす。○國家靡敝すれば、則ち車、雕幾せず。甲、組勝せず。

祭而致膳於
君子曰膳。附
練曰告。凡膳
告於君子。主
人展之。以授
使者于阼階之南。南面再拜稽首。送反命。主人又再拜稽首。其禮大牢則以牛左肩臂。臠折九箇。少牢則以羊左肩七箇。植豕則以豕左肩五箇。○國家靡敝。則車不雕幾。甲不組。膳。食器不刻鏤。君子不履絲屨。馬不常秣。

食器刻鏤せず。君子絲屨を履かず。馬常に秣かはす。

- 名義 ● 無知の人 ● 主人 ● たいまつ ● 詩を歌ふ ● 口わき ● 攝主たる時 ● 肩と蹄と
- 彫刻を施し漆飾を加へず ● 組を以て甲を連れ及び給帶とせず ● 駁を以て馬を食ふことをせず

學記第十八

發慮憲。求善
良。足以諛聞。
不足動衆。
就賢體遠。足
以動衆。未足
以化民。君子
如欲化民成
俗。其必由學
乎。○玉不琢
不成器。人不
學。不知道。是
故古之王者。
建國君民。教
學爲先。兌命
曰。念終始。典
于學。其此之
謂乎。○雖有

○慮を發して憲あり、善良を求むるは、以て諛しく聞ゆるに足りて以て衆を
動すに足らず。賢に就き遠を體するは、以て衆を動すに足りて、未だ以て民を化す
るに足らず。君子如し民を化し俗を成さんと欲せば、其れ必ず學に由らんかな。
○玉琢かざれば器を成さず、人學ばざれば道を知らず、是故に古の王者、國を
建て民に君たるには、教學を先となせり。兌命に曰く、終始を念ひて、學に典に
すとは、其れ此れの謂か。○嘉肴ありと雖も、食はざれば其の旨を知らざる
なり。至道ありと雖も、學ばざれば其の善を知らざるなり。是故に學びて然る
後に足らざるを知り、教へて然る後に困むを知る。足らざるを知りて、然る後に
能く自ら反すなり、困むを知り、然る後に能く自ら強むるなり。故に曰く、
教學は相長すと。兌命に曰く、學ふるは學ぶの半と、其れ此れの謂か。○古